

平成28年第4回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	6月 8日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	6月 9日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	・一 般 質 問
3	6月10日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 8 日 ( 水 )

## 平成28年第4回山江村議会6月定例会（第1号）

平成28年6月8日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事

- |        |         |  |  |
|--------|---------|--|--|
| 日程第 1  |         |  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  |         |  | 会期の決定について  |
| 日程第 3  | 報告第 1号  |  | 平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告について                               |
| 日程第 4  | 承認第 1号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）          |
| 日程第 5  | 承認第 2号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）  |
| 日程第 6  | 承認第 3号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）    |
| 日程第 7  | 承認第 4号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）    |
| 日程第 8  | 承認第 5号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9  | 承認第 6号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村税条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 10 | 承認第 7号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 11 | 承認第 8号  |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例      |
| 日程第 12 | 同意第 3号  |  | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて                          |
| 日程第 13 | 同意第 4号  |  | 山江村教育長の任命に関する同意を求めることについて                              |
| 日程第 14 | 議案第 38号 |  | 山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結につ                              |

いて

- 日程第 15 議案第 39 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 16 議案第 40 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 41 号 平成 28 年度山江村一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 18 議案第 42 号 平成 28 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 43 号 平成 28 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第  
1 号)
- 日程第 20 議案第 44 号 平成 28 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 45 号 平成 28 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第  
1 号)
- 日程第 22 発委第 3 号 山江村議会傍聴規則の制定について
- 日程第 23 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君   | 2 番 横 谷 巡 君    |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君    |
| 5 番 立 道 徹 君   | 6 番 谷 口 予志之 君  |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君  |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 10 番 松 本 佳 久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 豊 永 知 満 君	税 務 課 長 山 口 明 君
企画調整課長 北 田 愛 介 君	産 業 振 興 課 長 平 山 辰 也 君
健康福祉課長 一 二 三 信 幸 君	建 設 課 長 白 川 俊 博 君

教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	中山久男君
農業委員会 事務局長	迫田教文君	代表監査委員	木下久人君

開会 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

平成28年度第4回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

3月30日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。

3月31日（株）やまえ管理運営委員会が、山江温泉ほたるで開かれました。私と常任委員長の横谷委員長、それと西委員長が出席してまいりました。大変経営状況は厳しいものであります。

4月12日球磨地域振興局幹部との懇談会が鍋屋本館でありました。

4月15日山江村畜霊祭、山江村肉用牛振興会の総会が、畜霊碑と時代の駅むらやくばで総会が開催されております。

それと4月27日未来塾100人委員会が開催されております。山江村改善センターでございます。

5月20日、山江村商工会通常総会が開催されております。総務文教委員と私が出席しております。

5月26日、山江村物産館出荷協議会通常総会が山江温泉ほたるで開催されて、私が参加しております。また、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が、宮崎県西都市で開催されております。それには中竹副議長が出席されております。

5月30日、5月31日、第41回全国町村議会議長、副議長研修会が、中野サンプラザホールにて開催されております。最初に、「地方議会の役割と改革の行方」「住民自治の根幹をなす議会のあり方」を、江藤俊昭山梨学院大学大学院研究科長工学教授からの報告がありました。それと町村議会特別表彰によりまして、「わが町の議会活性化への取り組み」、神奈川大磯町議会議長吉川重雄氏の講演がっております。ここは半数が女性議員でありまして、なかなか前回までは女性議員のほうが多くて57%の女性議員で、現在はちょうど半分の50%になっております。それと町村議会特別表彰に対して、「議会力を向上させる町長と切磋琢磨する議会へ、学ぶ機会と自由討議が推進力」ということで、長野県飯綱町の議会議長、

寺島氏の講演がありました。

また5月31日、「地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す」ということで、伊藤聡子フリーキャスターの事業創造大学大学院客員教授の講演がありまして、その後「今後の政局、政治の動きを読む！」というところで、読売新聞社特別編集員の橋本五郎氏の講演がありました。

6月2日、山江村防災連絡会議が役場大会議室でありまして、今回の災害等につきまして、今後いろんな問題が出てくると思いますので、関係各位が参加されて議論がなされております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会等が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、手元に資料が配付されております。

まず人吉球磨広域行政組合議員、6番、谷口予志之議員。

人吉球磨広域行政組合議員（谷口予志之君） おはようございます。

それでは、人吉球磨広域行政組合の臨時会のことにつきまして、ご報告をいたしたいと思っております。

平成28年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月27日一日限りで、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されましたので、主な会議結果について報告をいたします。

まず、日程第1の議席の指定では、相良村選出議員の辞職、また、あさぎり町議会議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに選出されました5名の議員の議席が指定をされ、併せて欠員が生じておりました組合の共同処理する事務に関する調査特別委員に5名全員が指名をされております。

日程第2の会議録署名議員につきましては、省略をしたいと思います。

日程第3、先ほども言いました会期の決定でございますけれども、一日限りということで決定をしております。

次に、日程第4では、組合の共同処理する事務に関する特別調査委員会委員長の互選が行われまして、あさぎり町議会議員の改選により欠員になっておりました委員長に、球磨村25番の多武義治議員が選出をされております。

また、日程第5では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じくあさぎり町議会議員の改選によりまして欠員となっております上球磨地区の委員の補充があり、あさぎり町の豊永喜一議員が選任指名をされております。

次に、日程第6で、同意第1号でございますけれども、監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、質疑、採決の結果、原案のとおり議会選出監査委

員に人吉の西信八郎議員を選任することに同意し、決定をしております。

次に、日程第7、議案第13号でございますけれども、平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）につきましては、執行部の提案理由及び補足説明を受けまして、質疑、起立採決の結果、原案のとおり決定をしております。この議案につきましては、今回28年度にあさぎり町に建設されます薬草加工施設の建設に伴う助成のことでございまして、この薬草につきましては、現在山江村でもミシマサイコ関係を栽培されております。山江村では15戸の栽培農家がございまして、約4町程度の栽培をされております。この薬草に対する加工施設にするものに対しての助成でございます。

最後に議員の派遣につきましては、一応実施するというところで決定がなされ、閉会をしております。

以上、平成28年度第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の主な会議結果について、報告いたします。終わります。

議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員。  
人吉下球磨消防組合議員（松本佳久君） おはようございます。人吉下球磨消防組合議会の報告をします。

去る6月3日午前9時より、消防組合本部控室にて組合議会全員協議会が開催されましたので、その中から熊本地震に伴う応援活動について報告をします。お手元の資料をご覧ください。ご存じのように4月14日21時26分に、熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生しました。その後、22時53分には熊本県消防総合応援協定に基づく出動要請がありましたので、23時14分、第1次隊7名が直ちに出發したところです。派遣場所は熊本市消防局、益城西原消防署管内、活動場所は益城町及び西原村で、4月15日1時15分には現地に到着、夜を徹して人命救助、その他の活動を展開しました。同日夕方17時15分には、応援活動を2次隊へ引き継いでおります。2次隊が活動中の4月16日1時25分、マグニチュード7.3の本震が発生し、被害がさらに大きくなった益城町、西原村での活動を展開しております。その後、全国から緊急消防援助隊が続々と集結しましたので、熊本県応援隊は解散したところです。

以上が今回の熊本地震における人吉下球磨消防組合の応援活動です。なお、業務ではないボランティア活動として、昨日7日、本日8日、明日9日と人吉下球磨消防署の職員95名が3班に分かれて現地に赴き、自主的に活動をしていることをお伝えし、人吉下球磨消防組合議会の報告とします。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 以上で一部事務組合議会等の報告が終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

村長。

村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。本日ここに平成28年第4回の山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員出席いただく中に開催できますことに對し、心から感謝を申し上げます。

まずもって先ほど松本議員から報告がありましたけれども、4月14日及び4月16日の未明に、震度7の地震が相次いで熊本において発生をしました。その後、すさまじい地震の爪あとを県内各地に残しております。改めてこのたびの震災でお亡くなりになられた69名の方々のご冥福をお祈りし、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げる次第でございます。また負傷された方々、すべての被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。発災後、本村におきましても、早々に救援物資の搬送をはじめ、今も役場職員の現地への派遣等の支援を継続いたしております。すべての被災者の皆さんが安心して暮らせる一日も早い復興復旧を、心からご祈念を申し上げます。

それではまず、先般の臨時会後の行政報告を申し上げます。主なもののみ申し上げます。

4月1日、辞令の交付式を行っております。役場、株式会社やまえ、福祉協議会、それから教職員辞令交付式にも出席しております。

それと4月11日には、知事選で当選されました蒲島知事が来村されあいさつをし、意見交換をさせてもらっております。

そして4月14日、あの日ですが、人吉球磨広域行政組合の理事会並びに本田節氏の総務大臣賞の受賞祝賀会に行っておりましたら、9時過ぎに大きな地震が発生したということでありました。15日の朝、6時ぐらいから各地域を、村内各地を職員のほうで点検をいたしましたところ、大きな被災は見られなかったということではありましたが、夜に発生いたしましたので避難所を開設しながら、40名を超える避難者の皆様方をお迎えしたということでもあります。

それから4月15日は、先ほど議長の報告にありました、畜霊祭並びに肉用牛振興会の総会に出席をいたしております。

そして16日、本震といわれる地震が発生いたしました。引き続き、早朝より点検をいたしましたところ、特に2回目の地震はかなりの揺れを、また長く揺れを感じておりましたので、水道等のインフラにおきましても非常に心配をいたしておりましたが、落石等々が見られたということではありますけれども、16日一日点検をして、大きな被災は見られなかったというような状況であります。

明けて4月18日でありますけれども、この地震に伴います緊急の球磨郡の町村会がっております。各町村とも球磨郡の町村におきましては、大きな被災はなかったということでもありますので、被災をされた町村の応援体制をどうするかという話し合いをしたところでありますし、翌日の4月19日、熊本地震に対する災害支援として、私も菊陽町のほうに出向かせていただきました。役場が備蓄しておりました、また社会福祉協議会が備蓄をしておりました、その備蓄品につきまして、大体7割から8割のものを届けたということでもあります。被災直後でしたので、道路が相当塞がれておりました、益城町の町なかを通るということになりました。本当に新聞、テレビ等々で報道されるよりも、まさにひどい状況でありまして、私カメラを持って写そうとしたわけでもありますけれども、写すのもはばかられたというような悲惨な状況だったのを覚えております。

それから4月20日の日であります、下城子の次山タミエさんが100歳の誕生日を迎えられましたので、そのお祝いに出向いております。

それから4月25日でございます。山江村におきましては、つつじ祭につきましては自粛をし、また福祉まつりにつきましても自粛をしたというところであります。5月25日に控えておりましたチャレンジデーというイベントにつきまして、実行委員会を開き、どうするかという検討をしております。そういう中であつたんですけど、もちろんまだ収束もしていませんでしたけれども、粛々と事業はやっていこうとこの時点で決めておりました、5月25日のチャレンジデーを迎えたということでもあります。当日は公民分館長、体育部長、推進委員の合同会議も開催をいたしております。

それから4月27日でありますけれども、山江未来塾が開催されました。いわゆる100人委員会のアウトラインといいますが、どのような方向でこの100人委員会を位置づけて進めていくんだというような話し合いを、またしていただいたということでございます。

それから4月28日、山江村の地域公共交通検討プロジェクト委員会を開催いたしております。これにつきましては、昨年2月に第1回目を開催しておりましたけれども、人吉球磨の地域公共交通の会議が始まりましたので、その大枠が大体決まったということを受けて、また再開をしたところであります。いわゆるまるおか号の運行につきまして、村民の皆さん方にさらに活用してもらうための方策を検討しているところであります。スケジュールといたしましては、今年の秋までにその中身を決定しながら、陸運局のその後許可を取り、来年の4月1日には運行を開始したいと考えているところでございます。

それから5月9日、熊本県民体育祭の人吉球磨大会準備委員会の発足式が行われ

ております。阿蘇の県体はご案内のとおり、中止というふうに決定をなされているわけですけれども、来年は人吉球磨で県民体育祭を迎えるということになります。このことにつきましての準備が始まったということでもあります。

それから5月10日からでありますけれども、村政懇談会を開始いたしております。今年は16区から順次15、14と1区まで下りてくるといいますか、下がってくるといいますか、数字を下がってくるというようなことで実施しております。一昨日5区のほうが終わりました、議会も挟みますので6月17日、第1区で村政懇談会が終わるということになります。中身については、後ほど申し上げたいと思います。

それから、5月13日でありますけれども、総合公園の建設検討委員会を開催いたしました。これにつきましては、村内の各種団体、特にお母さん方も含めて、いろんな検討をなされているということでもありますけれども、その会議の中身を村民の方々に広く公開しながら意見を求めていこうというふうになっています。いろんな意見が出ておまして、この山江村全体を公園とみなし、その一カ所に集中させないで各地域に小さい公園をつくっていくというような方法も提案をされております。ただ今後、いろんな意見を集約しながら、その公園の在り方を作っていくということでありまして、本年度中には基本計画を策定したいということでございます。

それから、5月16日でありますけれども、山江栗につきまして、今年も活性化の交付金をもらいながら800万円、全額国からもらいながら、その6次化といいますが、生産から加工、流通の体制を今研究しているところでありますけれども、そのコンソーシアムとして関係機関の方々が集まりながらの協議会をいたしました。月に1回の割合通って、このコンソーシアムを開催しながら山江栗の在り方、またブランディング化を図っていくことになります。

それから、5月17日から19日でありますけれども、これは東京のビッグサイトで行われました第7回の教育ITソリューションEXPOが行われております。今回は3万人ぐらい参加される、要するに行政関係者、教育関係者をはじめ、大学の先生の方々、またICT教育を進めるに当たってのいろんな教材、また機材等を開発されておられる企業の方々が集まられてのイベントでありますけれども、その1コマで1セミナーで、私のほうに行政向けに話をしてほしいという依頼がありました。山江村のICT教育の件につきまして、その成果につきまして取り組みについて、その成果について話をしてきたところであります。終わりました、名刺交換をする中において感じましたのは、全国各地から山江村のICT教育は、改めて注目されているなということを感じております。今、全国ICT教育首長協議会、

要するに教育部会でなくて学校側じゃなくて、首長側でこの教育ICTを進めようという協議会が立ち上がりましてしておりますけれども、その参加要請も私にあっているところでございます。

それから、19日であります。私参加できませんでしたが、山江未来塾が開催をされながら、いよいよワークショップといいますか、村民の方々によるいろんな話し合いが始まっております。その結果につきましてもいただいておりますけれども、ちょっと後ほど申し上げたいと思います。

5月20日であります。国保運営協議会が開催をされております。今、国保の若い人たちが社会保険の加入をされて、いわゆる人数が減っているということの中において、高齢者だけが残されるという現象が続いております。従いまして医療費がどんどん上がっていくのを、従来なら若い人が支えていくというようなことであつたんですけれども、国保移行により、なかなか国保の特別会計運営が厳しいという中にあります。そういう中において、今回議案にも出させてもらっておりますけれども、今後の国保運営の在り方について、また特に税率をどうするか、それから税率を上げるとなると国保税に影響しますので、その付近のところも話し合つて協議をしております。

同じく20日は、商工会の通常総会に参加をさせてもらっておりますし、22日には山田小学校、万江小学校の運動会に出向かせてもらっております。

それから5月23日でありますけれども、前村源次氏が高齢者の叙勲を受けられておりますので、その伝達式を村長室で行ったところであります。また昼からは、自民党の国土交通部会が熊本地震現地に入られました。それに伴いまして、県内の市町村長との意見交換会が開催されているところであります。

それから、5月25日につきましては、チャレンジデーの開催日でありました。山江村は39.1%という参加率でありました。震災の中、またいろんな行事の中であつたわけですが、たくさんの方々参加いただいたとして感謝を申し上げたいと思います。結果は、長野県小海町が47.1%だったのでありますので、今回も小海町の町旗を役場の庁舎のほうに揚げさせてもらったということであります。

それから同じく25日ありますが、株式会社やまへの辞令交付式を行いました。これは現在(株)やまへの運営につきましては、支配人を中心といたしまして、その運営をお願いしているところでありますけれども、なかなか貸借対照表と損益計算書(PL)といいますけれども、その付近の数字がなかなか支配人等々の職員だけではつかめないということがありました。われわれ取締役3人、私と日熊商工会長と出荷協議会の川村取締役がおりますけれども、この3人とも常勤ではな

く取締役会の折に、その損益計算書と貸借対照表をチェックしながらいろいろものを言うという形ではありますが、その中でいろいろものを言っているのがなかなか実践に移されないということでもあります。従いまして常勤の取締役として4月1日に先んじて松尾主幹に山江温泉センター再建を命ずるという辞令を出しておりましたので、改めて株式会社やまえから副社長を命じるという辞令を出させていただいております。ただ職員でありますので、来年の3月31日までという期限付きでの辞令を出させてもらったということでもあります。

それから、同じく25日でありますけれども、総合教育会議を開催をしております。

それから、5月30日から6月1日にかけて、富山県で行われました全国簡易水道大会に参加をしてきました。簡易水道につきましては、本年から来年にかけて、尾崎地区の簡易水道を延長すると、椎谷のほうに延長するという補助金を申請しているところでもありますけれども、その補助金の申請に伴いまして、また、もろもろの情報収集につきましては、富山のほうに出かけたということでもあります。特質といいますか、大きく感じたところは、総務省の課長、また厚労省の課長から、今後の簡易水道会計の在り方についての話があったわけではありますが、特に総務省関連には、簡易水道、今特別会計で経営をしておりますけれども、企業会計としての今後10年間の在り方を探りなさいということでもあります。いわゆる独立採算性でいきなさいということでもあります。そうなりますと、今簡易水道には役場から特別会計に多額の繰り入れをしておりますけれども、その分について、村民の方々が基本的に負担をするというようなことになると、水道料がとんでもなく上がってしまうというようなことになるわけでもあります。これはそもそも政府の骨太方針を決めます経済財政諮問会議において、その中身の方針が決まってしまうので、ただ、その経済財政諮問会議の委員の方々を見てみますと、経団連の方々また都市の方々、国際委員の学者の方々で、いわゆる地方の代表の方々が委員に選ばれていないというのも一つ私は起因するというふうに、原因の大きな一つであるというふうに感じております。そういうことにつきましてもしっかり地方のほうから、その委員として経済財政諮問会議の委員として、地方を守っていくという視点からも考えていかないと、このまま押し切られてしまいそうな気配もいたして帰ってきたところでもあります。

それから、6月2日でありますけれども、山江村の防災連絡会議を開催いたしました。熊本地震にももちろん支援をしましたがけれども、いろんな学びもしております。従いましてそういうものも含めまして、また新たに防災の体制を整えるという会議でありました。私が気になるところは、気象庁の方が、今年は平年より気温が

高いとおっしゃいました。いわゆる猛暑になるというようなことでありますので、熱中症も含めた高齢者対策も必要になってくるんだなということを感じたわけであります。

それから、6月5日であります、第5回の山江村の消防ポンプ操法大会を挙行いたしております。第2分団が優勝されております。

6月6日でありますけれども、熊本県の簡易水道協会の総会のほうに、事業を興しておりますので参加をしてきたところでございます。

以上、諸般の報告であります、若干動きをおつなぎしたいと思います。4月から、4、5、6と2カ月半ほどたちました。本年度の事業につきましては、所信の表明のほうで申し上げておりますけれども、ハード事業として西川内の村営住宅建設がありますし、下段橋の架け替えがありますし、また災害の話が多いわけでありまして、村民の方々をいつ発生するか分からない災害から守るために、防災無線をデジタル化として再整備するという事業がございます。しっかり計画どおりに進めたいと思います。

また、地方創生の、まち・ひと・しごと総合戦略に伴う件につきましては、ソフト事業として62の事業を掲げておりますけれども、今はその加速化交付金を活用させてもらいながら進めさせてもらっております。高齢者の方々に対しましては、福祉の振興予算として、すこやか子ども医療助成を、いわゆる医療費の無料化を高校生まで進めておりますし、鶴さん・亀さん応援手当支給条例を定めております。申込みも受け付けているところでありますけれども、まだ随分と受付をされておられない高齢者の方々がおられるようでありますので、せっかくの条例でありますので、全員の方、申請をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

また、今年も国の補助は打ち切られたということでありまして、商工会とタイアップしながら、プレミアム商品券を発行する準備を進めております。7月をめどに発券するということになっているようであります。それからクリの産業創出をしたいというような動きも現在進めておりますし、クリのみならず、ほかの農林産物をどのように商品化するかということにつきましても、乾燥技術等々につきます研究を進めておりますし、本年度は試験販売をしていく予定であります。ほか、学校給食につきまして、地産地消化のためのシステムづくりだとか、先ほど申し上げましたけれども、村民の交通手段としてのまるおか号の見直し、また今後、大幅に変わっていくであろう介護予防医療の在り方を考えていくという地域医療検討委員会も立ち上げております。また日本遺産に認定されながら、また観光の面にどう生かすかという点につきましては、山江村内の名所、史跡等々を歩いて回るといったようなフットパスの事業も実施していく予定としております。また、総合

公園の整備につきましては、委員会を立ち上げながら、また座談会でもそうであり  
ますけれども、広く村民の方々の意見を求めているところでございます。

その中におきまして、山江の未来塾が現在始まっているわけでありまして。その結  
果を私見ますと、現在、議員の皆さん方も積極的に参加をいただいたと伺っている  
ところでありますけれども、五つの部会が立ち上がっております。産業ブランド化  
の部会、観光・文化をどうするかという部会、それから環境・防災の部会、それか  
ら福祉部会、教育・人材育成の部会でありますけれども、これをそれぞれ私いろん  
な意見がありますけれども、数えてみましたら、実に283の村民の方々の意見が  
述べられております。一つ一つは申し上げませんが、この283のこの意見の中を  
いろんなまた侃侃諤諤とやられながら、その精査をし、まとめあげながら、山江村  
の政策として政策と調整もしながら、今後の村づくりに生かしていきたいと思っ  
ているところであります。先般は78名の方が参加をいただいたということでありま  
すけれども、数多くの方々、100人とはいわず、多くの村民の方々のご参加をよ  
ろしくお願いをいたしたいと思っております。

村政懇談会も現在進行中でございます。特に防災行政無線のデジタル化が始まっ  
ておりますし、まるおか号の運行につきましても始まろうとしておりますので、こ  
の2点を中心としながら、村民の皆様方の意見を聴取しているところであります。  
もろもろのその他の意見もでございます。例えば、村営住宅の方々から、特に城内団  
地の方々からですので、まだ二、三年しか入居しておられないとは思いますが、  
その方から分譲住宅をつくってほしいというような要望があったりもしており  
まして、いわゆる村営住宅はアパートで間借りだから、山江村に定住をしたいんだ  
というような意向でありますので、大変びっくりもしております。またほかに、ハ  
トの被害等々の、ハトが多くてうるさいとかというような意見も出ておりまして、い  
ろんな現場の意見が出ているところであります。そういう村民一人一人の方々のご  
意見を大事にしなが、まさに高齢社会でありますので、その高齢者の方々に寄り  
添いながら、山江村の課題解決に当たっていきたく存じているところでありま  
す。

また、特に万江地区におきましては、集落営農のいわゆる農業の法人化を進める  
動きが始まりました。この動きについては、農業林業のみならず、万江地区全体の  
暮らしを考える動きとして捉えさせてもらっております。今後とも、村民の皆様方  
のさらなるご支援、ご協力の中に、体制づくりを一緒に整えていきたいと考えてお  
ります。議員の皆様方、村民の皆様方のさらなるご支援、ご協力をお願いを申し上  
げます。

本日提案します議案は、報告案件が1件、専決処分による承認案件が8件、人事

の同意案件が2件、条例の制定を含め補正予算等の議案が8件、合計19議案であります。どうぞ慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、少し長くなりましたけれども、あいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで村長の行政報告あいさつが終わりました。

- - - - -

開会宣言

議長（秋丸安弘君） ただいまから平成28年度第4回山江村議会定例会を開会いたします。

これにより本日の会議を開きます。

- - - - -

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、10番、松本佳久議員、1番、赤坂修議員を指名いたします。

- - - - -

日程第2 会期の決定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、松本佳久議員。

議会運営委員長（松本佳久君） それでは報告いたします。平成28年第4回山江村議会定例会につきまして、去る6月1日及び3日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日8日から10日までの3日間としております。本日、開会、提案理由の説明後、議案審議することにしております。9日は一般質問で、5名より通告が出ており、終了後散会としております。発言の順序は事前にくじ引きで決定している順で、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。3日目、10日に質疑・討論・評決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたします。

- - - - -

日程第3 報告第1号 平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、報告第1号、平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。平成27年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するものでございます。平成28年6月8日提出、山江村長内山慶治でございます。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき報告する必要があるもので、提案をさせていただきます。

1枚開けてもらいますと、27年度の山江村繰越明許費繰越計算書一般会計分があります。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳の順に説明を申し上げます。総務費、総務管理費、事業名につきましては、山江村総合公園建設基本計画策定事業、金額が486万円、繰越額につきましては486万円、一般財源として486万円でございます。これにつきましては、地方創生等々の予算を見つけていたということでもありますけれども、上手に乗るものがなかったということでもありますので、繰越しをさせていただいたというものでございます。

次に、2総務費、1総務管理費、事業名が地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助事業でございます。金額につきましては1,090万8,000円でありまして、繰越額も同じく1,090万8,000円でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が529万円、地方債が520万円、山江村の一般財源が41万8,000円となっております。

次に、2総務費、1総務管理費、事業名につきましては、地方創生加速化交付金事業でございます。4,723万5,000円でありまして、繰越額も同4,723万5,000円でございます。財源内訳につきましては、すべて国の支出金でありまして、4,723万5,000円となっております。これは3月30日の臨時議会においてご決定をいただいたものでございます。

続きまして、3 民生費、2 児童福祉費、事業名につきましては、幼児教育無償化に伴うシステム改修事業でございます。29万2,000円の金額に対し、同額29万2,000円を繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が14万5,000円、山江村の一般財源が14万7,000円となっております。

次に、7 土木費、2 道路橋梁費でございます。事業名が村道吐合宇那川線防災事業であります。金額が1,000万円でございます。繰越額も同じく1,000万でございます。財源内訳としては、国が565万円、山江村が435万円となっております。

次に、土木費、住宅費でございます。事業名が西川内地区公営住宅建設事業でありまして、金額が3,030万でありましたが、繰越しにつきましては2,549万8,000円でございます。国庫の支出金が1,247万4,000円、地方債が1,300万円となっております。一般財源が2万4,000円でございます。合計が1億359万5,000円の金額に対しまして、繰越額が9,879万3,000円でございます。財源内訳といたしまして、国が7,079万4,000円、地方債が1,820万円、山江村の一般財源が979万9,000円でございます。本日提出でございます。

以上、説明いたします。

-----  
日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村一般会計補正予算(第8号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村一般会計補正予算(第8号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 承認第1号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方揮発油譲与税などが、平成28年3月末日に確定をいたしました。このために平成27年度山江村一般会計補正予算(第8号)を専決処分したものでございます。

1枚開けてもらいますと、3月31日に専決処分したものでございます。

補正予算の内容でございます。専第1号、平成27年度山江村会計補正予算（第8号）でございます。平成27年度山江村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,115万4,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。3月31日に専決をさせてもらったものでございますが、内容につきましては、総務課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、専第1号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

補正前の額に歳入歳出それぞれ133万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ32億7,115万4,000円とするものでございますが、補正の主なものについて説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。2の地方譲与税51万9,000円、4の配当割交付金68万7,000円、5の株式譲渡所得割交付金81万5,000円、6の自動車取得税交付金、それから、8の地方交付税205万5,000円の追加につきましては、交付金等の確定によるものでございます。それから13国庫支出金229万9,000円、14県支出金181万4,000円の減額につきましては、補助金等の確定によるものでございます。

3ページをお願いします。歳出です。2の総務費734万8,000円の減額は、一般管理費313万6,000円の減額、3民生費1,357万円の減額につきましては、老人福祉費381万3,000円、児童措置費317万6,000円の減額が主なものでございます。4衛生費533万5,000円の減額は、子育て支援施設費274万8,000円の減額、5農林水産業費929万4,000円の減額は、農業振興費358万5,000円、農村集落活性化支援事業費228万1,000円の減額が主なものでございます。8消防費235万6,000円の減額は、非常備消防費177万円の減額、9の教育費332万円の減額は、教育ICT環境整備費122万2,000円の減額が主なものでございます。12予備費に不用額4,306万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 承認第2号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、前期高齢者交付金などが平成28年3月末日に確定をいたしましたために、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けてもらいますと、専決処分書3月31日に専第2号でございます。その補正予算であります。専第2号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）でございます。平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,859万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,326万5,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。3月31日専決させてもらったものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第2号について説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、前期高齢者交付金の額が確定したことによりまして、後期高齢者交付金を1,831万1,000円減額するものであります。繰入金は28万円を減額するものでありまして、一般会計からの繰入金であります。

2ページをお開きください。歳出でございますが、保険給付費につきましては、給付実績によりまして1,157万円を減額するものであります。保険事業費につ

きましては、特定健康診査の実績により19万7,000円を減額するものであります。諸支出金の保険税還付金を10万円減額し、予備費を672万4,000円減額するものであります。

以上でございます。

-----  
日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 承認第3号について、ご説明申し上げます。

同じく専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、水道使用料が平成28年3月末日に確定をいたしました。そのために平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)を専決処分をさせてもらったものでございます。

開けますと、専決処分書専第3号でございます。

次に、補正予算であります。専第3号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)でございます。平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,189万5,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。平成28年3月31日専決させてもらったものでございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、専第3号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、1使用料、水道使

用料、現年度分60万円を減額し、歳入合計1億7,189万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、1簡易水道施設運営費、電気使用料の光熱費を60万円を減額しまして、歳出合計1億7,189万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 承認第4号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告いたしまして、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。介護保険料などが平成28年3月末日に確定をいたしましたために、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)を専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書専第4号でございます。

補正予算でございます。専第4号平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)でございます。平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,122万円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。平成28年3月31日に専決をさせていただいております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第4号について説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、介護保険料の額が確定したことによりまして、保険料を39万1,000円減額するものであります。居宅介護サービス給付費等の実績により、調整交付金が確定したことによりまして、国庫支出金を22万4,000円減額するものであります。それから、介護予防サービス計画作成料等の額の確定によりまして、諸収入を22万円減額するものであります。

2ページをお開きください。歳出でございますが、認定調査費等の額の確定により、総務費を32万3,000円減額するものであります。保険給付費を給付実績によりまして、2,809万円を減額するものであります。家族介護継続支援交付金等の実績によりまして、地域支援事業費を42万5,000円減額し、予備費を2,800万3,000円追加するものであります。

以上でございます。

- - - - -

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算  
(第4号)

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、承認第5号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、その承認を求めるものでございます。平成28年6月8日、本日提出でございます。

提案理由でございます。後期高齢者医療保険料などが平成28年3月末日に確定をいたしましたために、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）を専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書専第5号でございます。

補正予算でございます。専第5号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）でございます。平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ 84 万 4,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,204 万 5,000 円とするものでございます。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。平成 28 年 3 月 31 日に専決をさせていただいたものでございますが、内容につきまして、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第 5 号について説明いたします。

1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、後期高齢者医療保険料を 84 万 5,000 円減額し、使用料及び手数料を 4,000 円減額するものであります。これは保険料の額が確定したことによる減額と、督促手数料の減額によるものであります。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、総務費を 10 万 3,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金を 65 万 3,000 円、予備費を 9 万 3,000 円減額するものであります。総務費につきましては、事業費の不用額の減額、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料負担金の確定による減額であります。

以上であります。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を 11 時 20 分といたします。

-----

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 20 分

-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----

日程第 9 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村税条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 9、承認第 6 号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、承認第6号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年省令第38号及び第39号）が、平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要がありますので、専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書専第6号でございます。

これは上位法の法改正によりまして、併せて税条例を改正したというものでございますが、改正する条例を添付しておりますし、新旧対照表をその後添付しております。

概要につきましては、固定資産税の非課税措置が新設されたということでありま。これは独立行政法人等について、組織の統廃合、設立がなされております。平成28年4月1日から、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とか、独立行政法人労働者健康安全機構並びに国立研究開発法人農業職員産業技術総合研究機構並びに国立研究開発法人水産研究教育機構等々が設立をされていることに伴いまして、固定資産税の非課税措置が新たに設けられたということでございます。

それから平成30年から平成34年までの各年度の個人住民税に限りまして、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC、要するに医療機関でもらうものではなくて、医薬品として買い求めるものにつきましても、所得税、個人住民税からその医療費控除が行われるというものでございます。内容につきましては、1万2,000円を超えるときには、その分を超える部分の金額、最大8万8,000円となっているようではありますが、その分につきまして、その年分の所得控除金額から控除をするというものでございます。その他、山江村税条例の一部を改正する条例は、27年度において改正した分の字句の読み替えによる改正を行っております。

以上、説明申し上げます。

-----  
日程第10 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 承認第7号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成28年政令第33号が平成28年1月29日に、地方税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第13号が、地方税法施行令等の一部を改正する政令、平成28年政令第133号が、平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、専決処分をさせてもらったということでございます。

1枚開けてもらいますと、専決処分書であります。専第7号でございます。

また1枚開けてもらいますと、改正する条例がありますし、引き続き新旧対照表を付けているということでもありますけれども、国保税の負担につきましては、基礎課税の課税限度額等々がございました。その基礎課税分の課税限度額を52万円から54万円に、それから、後期高齢者支援分の課税限度額を17万円から19万円に引き上げられているものでございます。ちなみに介護納付金分の課税限度額については、据え置きの16万円となっているところでございます。

また、保険税割がありました、いわゆる7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。その5割、2割の軽減基準に、軽減判定所得の変更が行われたということでございます。現在、世帯の軽減判定所得の算定において、保険者の数に乗すべき金額が26万円だったわけですが、26万5,000円に引き上げられた。それから、同じく2割軽減を47万円から48万円にそれぞれ引き上げられたということでもありますので、所得の低い人に対する措置が取られているということでございます。

以上でございます。

-----  
日程第11 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題と

し、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 次に、承認第8号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年省令第38号及び第39号）が、平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要がありますので、専決処分をさせていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書専第8号でございます。

また1枚開けてもらいますと、改正する条例がありますし、新旧対照表をその後添付してあります。この概要につきましては、平成27年度において改正した分の条文のずれによる改正であります。第3条第7号から第9条までとするものでございます。また、附則第2項中、平成28年以降の年度分の固定資産税に係るという分につきましては、審査申し出の際、平成28年度分課税において公示してあるものについて適用したものでございます。

以上でございます。

- - - - -  
日程第12 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 同意第3号について、ご説明申し上げます。

山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出でございます。

住所が、山江村大字山田乙2152番地、氏名につきましては山口明、税務課長でございます。生年月日につきましては、昭和43年5月16日生まれ、就任年月日でございますが、平成28年7月1日付でございます。

提案理由といたしましては、山口明氏を、今の税務課長であります、適任者と

認め選任したいので、提案をさせていただくというものでございます。これは充て職として、税務課長がその職に当たってきたということではありますが、現評価員であります藤野昭憲氏が村長部局から教育委員会部局へ異動をしておりますので、徴税法404条第2項及び山江村条例第76条の規定により、選任をさせていただきたいということでございますので、山口課長を適任と認め、議会の同意を求めますのでございます。

以上でございます。

-----  
日程第13 同意第4号 山江村教育長の任命に関する同意を求めることについて  
議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、同意第4号、山江村教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、同意第4号について、ご説明申し上げます。

山江村教育長の任命に関する同意を求めることについてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第4条第1項）の規定によりまして、次の者を山江村教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記といたしまして、住所につきましては、熊本県人吉市浪床町3085の1、氏名が藤本誠一氏であります。生年月日につきましては、昭和30年4月6日であります。適用といたしまして、任期が平成28年7月1日から3年間ありますが、平成31年6月30日までであります。

提案理由でございますが、教育委員会教育長の辞職によりまして、新たに教育長を任命する必要があるため、提案をさせてもらうということでございます。藤本誠一氏の経歴でございますけれども、生年月日は申し上げましたが、県立八代高校を卒業され、熊本大学教育学部英語科に進まれ、昭和54年に大学を卒業されております。その後、昭和54年湯前町の湯前小学校教諭を皮切りに、15年間相良村の相良北小学校、それから人吉市の西小学校の教諭として赴任されております。その後、平成5年4月から熊本県知事部局に出向されました。国際課参事が平成5年から平成6年の3月までですので1年間、それと熊本県教育庁体育保健課のほうに、国体の推進として競技力向上対策指導主事として、平成6年から平成8年の3月までの2年間、その後、熊本県の教育庁学校人事課の参事として平成8年から平成11年まで、それから上益城教育事務所の管理主事として、平成11年から14年までの3年間勤められております。いわゆる行政経験も9年間勤められておられる方でございます。その後、平成14年4月から多良木町の久米小学校長として、また

人吉球磨のほうに赴任され、平成22年の3月まで久米小学校、あさぎり町立免田小学校、相良村立の相良中学校長としておられまして、その後、平成22年4月から1年間でありましたけれども、菊池の教育事務所長として赴任をされたということでもあります。その後はもうご案内のとおりでございます。平成23年4月から28年の3月まで5年間という長きにわたって、山江村立山田小学校の校長として、その実績を積み重ねてこられましたのは、ご案内のとおりであります。ICT教育、文部科学省の指定校として、また熊本県の教育委員会の指定校として、そのICT教育を推進されてきたということでもありますし、平成27年には日本教育校学会からICT教育推進校としての受賞をされた、全国で4校ということでもありますけれども、ということでもございました。平成26年、27年度につきましては、人吉球磨校長会の会長も歴任されているということでもありまして、10年の行政経験、またもろもろの経験、特に山江村は今ICT教育を2020年まで進めようとしております。先ほど申し上げましたが、教育行政部局のみならず、私の村長局のほうにも教育ICTの首長連絡協議会あたりの話があるところでもあります。もちろん大平教育長とともに進められてきたということでもありますけれども、その継続も含めて、藤本誠一氏を同意を求めさせていただきたいと思っております。人事案件でありますから、どうぞ慎重審議の上、全会一致でお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

-----  
日程第14 議案第38号 山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、議案第38号、山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第38号について、ご説明申し上げます。

山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり工事請負契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記、工事名につきましては、平成28年度山江村防災行政無線デジタル化工事でございます。事業量につきましては、親局の設備、遠隔制御設備、中継局の設備、屋外子局の設備、それから戸別受信機を整備したいということでございます。契約金額につきましては2億7,054万円でございます。契約の相手方でございますが、熊本市中央区本荘6丁目17番21号、株式会社九電工熊本支店、執行役員支店長陶山和浩支店長でございます。入札の方法は指名競争入札によるものでござい

ます。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

- - - - -

日程第15 議案第39号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第39号について、ご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、平成30年度の国民健康保険税財政運営の都道府県移行を見据え、税率の段階的引き上げに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、提案させていただきます。

1枚開けていただきますと、改正する条例がありますし、新旧対照表を添付させてもらっております。概要につきましては、先般5月20日に国保運営協議会を開催し、この内容について検討してもらっております。冒頭申し上げましたとおり、近年の被保険者数の減少及び給付費が年々増加している状態でございます。前回における改定につきましては、平成22年度でありまして、その際に均等割2,500円増額をいたしております。税率はそのときには変更してないという状況であります。税率の変更は、平成19年度以来据え置きで、不足の場合は、財政調整基金の取り崩し等で運営をしてきた経緯がございます。平成24年度において、一般会計より5,000万円の財政調整基金として繰り出しておりましたが、それについても平成27年度、3,000万円を取り崩しまして、平成28年度当初予算においても残りを取り崩す予定でございます。

また、平成30年度には国民健康保険の財政運営が、今のやり方から県のほうへ移行するということになります。いわゆる2年後には、県のほうへ移行するということになります。そのために税率の大幅な上昇が考えられるということがあります。従いまして段階的な改定を行いまして、被保険者の急激な負担増を避けるため、今回の税率を改定するというところで、提案をさせていただくというところでござ

います。

本来、県より4月末から5月上旬において、平成30年度の各市町村の税率を設定いたしまして、通達をするという予定でございました。ただ、震災の関係で、現在でもまだ提示をされておられません。そこで給付サイド、要するに健康福祉課より税収入を除いた収支額を算出しております。その不足額が実は9,480万円ありました。この金額を基に税率を一度算出し、その税率を県が提示する税率と仮定をいたしまして、現行の税率との差を検証したということでありまして、ただその結果を見ますと、納付される方々におきましては、急激な税額の上昇が見られたということでございますので、その上昇率の約3分の1の税率で算出し、段階的な改正を行うということになりました。被保険者の負担増を極力避ける形で、今回提案をさせてもらう、その不足分につきましては、国保基金のほうから手当てをするということでございます。審議のほうでまた詳しく説明するかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

- - - - -

日程第16 議案第40号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第40号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、これに準じて改正する必要があるため、提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございますし、次に新旧対照表を添付させてもらっておりますけれども、学校教育法の改正によりまして、学校の定義に義務教育学校が創設されたことに伴いまして、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正させていただくというものでございます。

- - - - -

日程第17 議案第41号 平成28年度山江村一般会計補正予算(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第17、議案第41号、平成28年度山江村一般会計補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第41号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村一般会計補正予算(第1号)でございます。平成28年度山江村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,286万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,986万4,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為でございます。第2条、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表の債務負担行為によるものでございます。

地方債の補正でございます。第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、議案第41号について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。補正前の額に歳入歳出それぞれ1,286万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億8,986万4,000円とするものでございますが、補正の主なものについてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。13国庫支出金4,878万7,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。14県支出金583万2,000円の追加は、夢チャレンジ推進費補助金352万8,000円、ICT費等整備事業費補助金225万円が主なものでございます。20村債5,480万円の追加は、社会資本整備総合交付金の減額により追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出です。2の総務費1,870万9,000円の追加は、人事異動による人件費、移住定住推進費786万5,000円の追加が主なものですが、加えまして、熊本地震被災自治体支援に伴う人件費のほうも含まれております。

4衛生費1,107万9,000円の減額。5農林水産業費355万3,000円

の追加。6商工費581万3,000円、7土木費295万3,000円の減額は、人事異動によるものでございます。9教育費259万7,000円の追加は、ICT機器等の整備事業によるものが主なものでございます。12予備費544万8,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、エスコ事業、この事業の内容でございますが、庁舎エアコンを省エネ型にしまして、維持管理費すべての経費を電気料の削減分で賄うというものでございます。期間が平成28年度から平成40年度までで、限度額を平成28年度は136万円、平成29年度から平成39年度まで204万円、平成40年度を68万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正です。社会資本整備総合交付金の減額によりまして、起債の限度額を引き上げるものでございます。道路新設改良事業の限度額7,310万円を1億1,560万円に、公営住宅建設事業の限度額6,300万円を7,530万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----  
日程第18 議案第42号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第18、議案第42号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) それでは、議案第42号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)でございます。平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,137万5,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、説明いたします。

議案第42号について説明いたします。1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、国庫支出金を37万5,000円増額するものでありまして、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金37万5,000円を計上するものです。これは、国庫事業費納付金等算定標準システムへの連携に係るシステムの改修に対する補助金で、補助率が100%となっております。

2ページをお開きください。歳出でございますが、総務費を47万6,000円増額するものでございます。国庫事業費納付金等算定標準システムへの連携に係るシステム改修委託料として37万6,000円を、それから海外診療分の診療内容明細書等の翻訳、現地医療機関への文書紹介などの事務を委託するため、海外療養費不正請求対策事業業務委託料として10万円を計上するものであります。予備費につきましては、10万1,000円を減額するものであります。

以上でございます。

- - - - -

日程第19 議案第43号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第19、議案第43号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第43号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)でございます。平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,510万7,000円とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第43号について、説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、1国庫補助金、簡

易水道事業国庫補助金の交付内示額による379万3,000円の減額でございます。1村債、国庫補助金減額内示に伴います490万円の増額でございます。歳入合計補正前の額に110万7,000円を追加し、1億7,510万7,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、2簡易水道施設整備費、簡易水道施設整備費は、財源組み替えを行うものでありまして、1予備費、110万7,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に110万7,000円を追加し、1億7,510万7,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。地方債の補正、第2表、国庫補助金の減額内示によります地方債の増額でございます。起債の目的、簡易水道事業補正前の額の限度額990万円を、補正後の限度額を1,480万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の額の記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第20 議案第44号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第20、議案第44号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第44号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)でございます。平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第44号について、説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、歳入合計既定の額1億4,700万でございます。

2ページをご覧ください。歳出、1総務管理費、人事異動に伴う人件費44万

2,000円の減額でございます。予備費44万2,000円を増額し、歳出合計既定の額1億4,700万円でございます。

以上で説明を終わります。

-----  
日程第21 議案第45号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第21、議案第45号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第45号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)でございます。平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第45号について、説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、歳入の補正による増減はありません。

2ページをお開きください。歳出でございますが、総務費を9,000円増額するものであります。介護給付費単位数表標準マスタ使用許諾料を新たに追加するものであります。予備費につきましては、9,000円を減額するものであります。予算の額につきましては、歳入歳出それぞれ既定の額とするものであります。

以上であります。

-----  
日程第22 発委第3号 山江村議会傍聴規則の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第22、発委第3号、山江村議会傍聴規則の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長、松本佳久議員。

議会活性化調査特別委員会委員長（松本佳久君） それでは、発委第3号の提案理由を申し上げます。

発委第3号、平成28年6月8日、山江村議会議長、秋丸安弘様。

提出者、議会活性化調査特別委員会委員長、松本佳久。

山江村議会傍聴規則の制定について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案の理由は、標準町村議会傍聴規則により、傍聴に関し必要な事項を定める本規則を制定する必要がありますので、提案するものです。現在の村議会傍聴人規則は、昭和22年に制定されております。制定後69年を経過しており、そのために規則の内容並びに用語、用例の一部に現状に合わないものがありますので、これを廃止し、新たに傍聴規則を制定するものです。

山江村議会では、傍聴規則のみならず、議会活動全般について、村民に開かれた村議会を目指して活動しておりますことを申し添えます。

2枚目に、制定する規則を添付しております。

以上です。

-----  
日程第23 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----  
散会 午後0時01分

第 2 号

6 月 9 日 ( 木 )

## 平成28年第4回山江村議会6月定例会(第2号)

平成28年6月9日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	大平 和明君
総務課長	豊永 知満君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局 長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

議長（秋丸安弘君） 会期日程、日次第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに4番議員、西孝恒議員より、1.本村の震災対策について、2.株式会社やまえ経営状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

#### 西 孝恒君の一般質問

4番（西 孝恒君） おはようございます。4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、4月に発生しました平成28年熊本地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

では、通告いたしております質問内容は、1.熊本地震に関連しまして、本村の震災対策について、2.株式会社やまえの経営状況についての2点であります。

まず、1点目の本村の震災対策についてですが、熊本県では、これまでの近年の120年余り大規模地震がなかったことで、全国で最も危険度が低いと思われていたようですが、今回の大地震を受けました経験から、足元の防災計画を見直すことこそ大事と言われているようです。

日本は地震大国ということで、どこにいても備えが必要ですが、本村でも大地震が発生した場合、役場庁舎や消防関係設備はもちろん対策本部などの部署として、また他の施設も避難所としてなど、さまざまに活用される公共施設ですので、その安全性が重要ですが、現在の耐震基準による村の各施設の適合状況についてお願い

します。

その中で緊急避難場所及び指定避難所については、昨日いただきました資料の中にありますが、指定箇所やまた土砂災害警戒区域等のため、指定解除になったところもあることは確認できましたので、村のメインとなる建築物を含めて、状況をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。公共施設の耐震基準適合状況ということではありますが、建築物の耐震基準につきましては、昭和56年度に改正がなされております。震度6強から7程度の地震に対し、建築物、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目的とする耐震設計仕様となりました。

防災の拠点となる役場庁舎は、昭和56年以前に建築されておりますので、耐震診断を行い、平成22年度において耐震化の工事をしております。この耐震化の工事によりまして、震度6強程度で倒壊しないということを想定しております。学校につきましては、昭和56年度以前の建築は山田小学校だけということで、耐震化の工事を平成20年度に実施をしているところでございます。他の公共施設につきましては、ほとんどが耐震基準改正後の建築で基準を満たしているところですが、昭和56年度以前に建築された自然休養村管理センター、それから尾崎キャンプ場につきましては、耐震化の工事ができておりません。地域の公民館につきましては、23カ所ありますが、23カ所中11カ所が耐震基準改正前の建築ということになっております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 役場庁舎は、平成22年の工事があるということで、一応分かりました。また小学校、それから管理センターについては、まだそれ以前の工事ということであります。今回の熊本地震を想定した場合、やはり避難した場合については、耐震の対策の必要な状況ではと思います。

次に、非常食や水の備蓄状況について伺います。震災の場合、停電や断水もありますが、さらに道路の状況によっては救援物資もなかなか届きませんし、また届くまでの間、備蓄品で対応しなければなりません。

建物の耐震性ととともに、非常食や水の備蓄も重要ですが、現在の状況と備蓄の計画などについて、お考えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。非常食や水の備蓄状況

と、今後の備蓄計画についてということではありますが、備蓄につきましては、役場の備蓄倉庫に非常食、生活物資を置きまして、行政区ごとに非常食等を配布しております。

備蓄倉庫の状況ではありますが、昨年3月末では非常食が1,794食ありましたが、台風10号、それから熊本地震によりまして、1,323食を支援のほうに回しております。本年度補充をしておりませんので、5月末の在庫につきましては、非常食471食となっております。非常食以外の生活物資といたしまして、毛布60枚、間仕切り30組、ランタン10個、コンロ4個、救急セット4セットを備蓄しております。行政区ごとには、非常食50食、それから乾パン40缶、飲料水24本を配布しております。

今後の備蓄計画につきましては、想定した避難者の非常食、飲料水、生活物資を揃えたいというふうに考えております。特に熊本地震で必要とする支援物資に衛生用品が必要だと言われていましたので、非常食以外の部分を揃えていきたいというふうに考えております。

購入に当たりましては、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業補助金を活用いたしまして、非常食600食、生活物資、衛生用品を予定しております。熊本地震の影響もあり、物資が今まで揃わなかったということで、まだ購入はできておりませんが、今後、早急に購入していきたいと考えております。また、社会福祉協議会のほうにおいても、非常食、それから生活物資、衛生用品等を備蓄しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 非常食が先ほど1,794食、そのうち1,323食を熊本の支援のほうに回されたということで、それは良かったと思います。備蓄するにはですね、費用もかかりますし、また消費期限内で取り替えも必要でありますし、しかし東日本や熊本地震を想定しますと、やはり本当に備えはこれからも必要ではないかと思えます。

次に、震災により役場機能ができない場合の対応についてですが、今回の熊本地震では、その規模からしましても、また現在1,670回を超える余震が続いているわけですが、このことから気象庁は、日本における地震では前例のない地震と発表されていますように、このような地震では、役場庁舎が使えなくなったところも多く、今回は益城町役場をはじめ、宇土市、八代市、大津町、そして人吉市など、いずれも役場機能を移転したということで、もし本村の近くで今回のような地震が発生した場合は、本村でも役場庁舎を使った震災対策活動ができないだけでな

く、行政の基本となる重要な情報を失った場合も、その復旧は大変困難なことであると思います。

情報のバックアップ体制もあるかと思いますが、役場機能を分散するにしても、村内に本庁舎以外のいざというときの拠点となる施設が必要かと思います。そのような整備についてどのようにお考えか、また費用がかかることですが、そのような体制の計画は進めようとお考えか、お願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。役場機能ができない場合の対応についてということではありますが、先ほど役場庁舎は、平成22年度の耐震化工事により、震度6強から7程度の地震により建築物、人命に危害を及ぼすような倒壊はしないという想定をしている答弁をいたしました。今回の熊本地震は、震度7の地震が2回起きたということで、想定外のことが起きております。

このことによりまして、国において、何らかの耐震基準の見直しがされるのではないかと考えられます。国・県の対策に沿った対応が求められると思いますので、その上で対応策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 先ほどお話がありましたように、ここにもありますけれども、平成22年の11月に役場は今震度6強から7程度の地震には大丈夫ということでもありますけれども、やはり大きな地震が2回ともなると、その見直しもまた必要かと思われま。

それでは次に、避難行動が困難な高齢者、障がい者など、いわゆる災害弱者といわれる方の支援対策についてですが、この質問については、1年前の6月定例会におきましてご答弁いただいておりますし、またこの資料にもありますが、今回の熊本地震を受けまして、急に現実味を感じるわけでありま。

その後進められています避難行動要支援者の登録制度の導入と、要支援者の同意、そしてその内容を支援者に情報提供などにつきまして、現在の状況がわかりましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。本村では昨年5月から、避難行動要支援者が避難支援に必要な情報を登録することで、事前に支援者に情報提供できるようになり、災害発生時に速やかな支援活動につなげることができるよう登録制度を導入しております。

その対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、それと

寝たきりの高齢者、認知症の高齢者、要介護度3以上の方、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の方、また災害発生時において避難情報の入手、避難判断または避難行動を自ら行うことが困難な方となっております。村内の対象者は、平成28年3月末現在で440名いらっしゃいますが、そのうち36名の方が登録を行っておられます。支援者である消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、区長、消防団等関係機関に対し、事前に情報提供を行っているところです。

また、平成24年度に導入しました災害時要支援者システムにより、避難行動要支援者の管理を行っておりますが、災害発生時または災害発生の恐れがある場合には、同意を得られていない場合でも避難支援者に名簿を提供し、避難行動の支援を行うこととなっております。

大規模な災害が発生した場合には、役場だけでは対応しきれないことが予測されますので、地域の方々に初動を手助けしていただければと考えております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 避難行動要支援者の登録制度ということで、1年前ぐらいから進められていると思います。今は440名中36名が登録をされていて、一応消防署、警察、関係機関へ情報提供をされているということであります。

では、要支援者の方の避難先や施設についても、各地域にそれぞれ必要ですが、その点について状況をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。避難行動要支援者の方の避難先や施設についてですが、現在のところ、要支援者を対象とした特別な指定避難所は設けておりませんが、平成23年11月に福祉避難所として、山江老人保健施設と協定を結び、対象者の一時的な避難を受け入れてもらう体制をとっています。しかしながら、通常の施設利用者もいらっしゃるということから、受け入れの人数については、15名程度であり、十分なものではないと考えます。

本村の福祉施設数は限られており、また、福祉避難所として指定している施設自体も被災する恐れがあることから、熊本地震の教訓を生かし、県、近隣市町村等との連携を図りながら、避難行動要支援者の避難施設等について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） やはり事前の把握や準備等が今後の速やかな支援活動にもつな

がると思います。

では、この質問の最後に、土砂災害防止法に伴う基礎調査結果説明会後の動きについてと通告していますが、その基礎調査結果説明会は、各地域にて開催されまして、万江地区でも今年1月20日でしたか、万江コミセンにて説明をいただいています。

その中で相当な写真図面を基に、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーン、そして土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンの部分を明確に示してありまして、それぞれの家庭で自分がいる場所は大丈夫かどうか、その範囲がわかるようになっております。

さらにレッドゾーンの場合、その住宅を安全な区域へ移転を促進する、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助対象になるということが説明がありましたが、その説明会後に村民の方からの相談など、動きがありましたら、状況をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。まずは村内の危険箇所と災害警戒区域の状況ですけれども、県が村内で把握している土砂災害警戒区域の危険箇所は、土石流危険渓流が61カ所、急傾斜地崩壊箇所が109カ所が対象となっております。

今回の調査は、土石流危険渓流の61カ所のうち26カ所と、急傾斜地崩壊区域の109カ所が立ち入り調査によって基礎調査が進められた警戒区域の状況が示され、その後、住民説明会を開催し、土砂災害危険区域等の指定がされたところでございます。

ご質問の今回の説明会の動きということですが、議員申されたように、今年の1月に、村内では3日間で村内のそれぞれ6会場で住民説明会が開催されました。規制された箇所、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンですけれども、地区外への移転とする取り組み、これは熊本県が進める事業ですけれども、これについての相談は、今のところ本村への相談は現在ありません。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） ただいま白川建設課長より、その後の動きということで、その相談は特にないということでありました。私も説明会により、その危険性はわかっても、そこを危険箇所を県や村から改修されるというわけではないわけでありまして、移転を進められるということで、移転に補助はあっても相当な費用がかかることで、村民の方も難しい判断の必要があるのではと思います。しかし、そのままでは結局危険な状態の中で、心配や不安な状況は続くのではと思うところです。

次に、本村の土砂災害警戒区域内にある村指定の避難場所については、先ほどの資料にも載っておりましたが、執行部とされましても把握されているところではありますが、熊本地震の後の熊日新聞にもありましたが、県内の危険箇所由市町村指定の避難場所が少なくとも165カ所あることがわかったということで、その中には先ほどのレッドゾーンにも複数箇所あったということですが、集落全体の場所からやむを得ず指定をしているケースもあるけれども、熊本地震で地盤が緩んでいると見られるので、県は梅雨入りを前に、安全確保の徹底など、市町村に呼び掛けていたということでありました。

本村においては、それで危険箇所にある避難場所は、指定解除になったようであります。特に万江地区では、安全な指定箇所は1カ所になりましたが、その辺を含めてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。土砂災害警戒区域内にある避難場所についてということではありますが、災害基本法第42条に、地域防災計画の修正についてという規定がありますので、山江村地域防災計画では、土砂災害対策の中で、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定があったときは、必要な措置をすとしております。

このことから、本年度熊本県により、土砂災害防止法に基づく警戒区域等が平成28年3月に指定されましたので、緊急避難場所の見直しをしております。調査結果により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にかかった避難所、山田地区1カ所、万江地区9カ所を指定からはずしております。

このことは本年度6月2日の防災連絡会議のほうで説明をしているところではありますが、見直しによりまして、緊急避難場所は、山田地区16カ所、万江地区1カ所となっております。万江地区の避難箇所1カ所になってしまいますが、山田地区の避難所にも避難してもらおうということになります。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 指定避難場所は、地域の特性もありますし、特に万江地区においては避難場所というところが、ほとんど危険区域ということになっておりますので、なかなか難しい状況かと思えます。それで今は1カ所、または山田地区のほうに避難してもらえればということで今あったと思えます。

最後に、質問ではありませんけれども、今年は防災行政無線デジタル化の工事が施工されますけど、現在のアナログ無線は、工事終了まで使えるということでよいのですが、今現在、戸別受信機が鳴っていない家庭におかれては、デジタル化の終わるまでの短期間ではありますが、取り替えを進められたほうがと思えます。

といいますのも、熊本地震はあと1カ月、2カ月は警戒が必要ということであり  
ますので、緊急放送が必要な場合もあるかと思えます。まだ余震も続いています  
し、その間、聞こえないのは不安ですから、特にこの期間は大事ではないかと思  
います。以上で、震災に関連しましての質問を終わります。

次に、株式会社やまへの、主に温泉センター経営状況についてであります。まず  
株式会社やまへの損益計算趨勢表からですが、ここに表がありますけど、これは以  
前の会議のときにいただいたもので、これは平成27年度分ですが、平成28年3  
月分がまだその時点で記載してありませんので、その3月分のみ当期損益額及び  
27年度合計の当期損益額についてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 平成28年3月期の損益でございます。108万5,  
110円の収益、黒字を計上いたしております。また、平成27年度、年度を通じ  
ました損益額につきましては、5月12日に株主総会が開催されまして、その資料  
によりますと、819万8,600円の損失、赤字を計上いたしている状況でござ  
います。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 詳しい額をありがとうございました。これで平成27年度損益  
計算書に記入ができました。温泉センターは、皆様ご承知のように、大変歴史も古  
くて、村内唯一の温泉宿泊観光の拠点であり、地元雇用の場としても大事な施設で  
ありますし、地域の活性化にもなくてはならない温泉施設であると思えます。

そのような施設でありますから、平成26年12月11日には、リニューアルオ  
ープンがなされています。特にハード面の安全・安心と設備面もさらに充実しまし  
て、配管や水質の安全性はもちろん、集客力を上げる魅力ある温泉ということで、  
スーパーマイナスイオン発生陶板浴とかマッサージバスの導入とか、その他さま  
ざまな改修が6月から翌年の2月にかけて施工されまして、山江温泉がお客様に満  
足いただける安全安心な施設として、そしてそこで働く社員の方やパートの方も自  
信を持ってお客様にお勧めできる。また、おもてなしができる温泉としてリニュー  
アルオープンしたわけであると思えます。そのためには改修費用も4,000万円  
ほどになっているようです。

そしてリニューアルオープンから現在1年半ですけれども、その効果は、先ほど  
の27年度損益計算趨勢表を見ますと、先ほどご報告のように、年間に今お聞きし  
ました819万8,600円の赤字ということになっているようであります。

実はこの表の2月までの時点では、約928万円の赤字でしたが、3月分が黒字  
になって約800万円ほどの赤字に改善したようです。

大体温泉センターは以前から赤字はありますが、私も個人的には資料の請求はしていませんので、以前、株式会社やまへの経営支援に関する調査検討特別委員会がありました。そのときの資料から比較しますと、平成19年から23年を見ますと、赤字額はこれよりも前回のほうが多いときもありますけれども、その他は今回が多い部分もあります。これはリニューアルオープン1年目にしてですけれども、この結果について、執行部の状況判断といえますか、見解をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまえにつきましては、申し上げられましたように、平成26年12月11日にリニューアルオープンいたしております。当時は、施設が老朽化しておったということから、施設のリニューアルによる快適な施設の提供、それから職員教育の徹底によるおもてなしの改善、料理メニュー等の一新による食事の提供により、増客を図るということを目的として、リニューアルいたしております。

リニューアル後の平成26年度決算につきましては、約55万2,000円の損失を計上いたしておりますけれども、これは村の財源を入れておりますので、改善は一旦いたしております。しかし、平成27年度におきましては、先ほど申し上げましたように、約810万円の損失であります。このことは大変やっぱり経営上におきましては、大変厳しい状況にあるということを確認をいたしております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、北田課長よりありましたように、リニューアルオープン後の結果としては、その結果が見えないようで、大変難しい状況かと思えます。株式会社やまえは、これまでの経緯からしてですね、厳しい状況でありまして、また先ほどお話がありましたが、年数的にも経過しまして、施設の改修も必要となり、工事も続いているわけでありまして。

それで温泉センター管理運営費のほうも年々上がっているようであります。例えば過去5年間の当初予算を見ますと、平成24年度は約204万円、25年度は50万上がって254万円、26年度が220万上がって474万円、27年度は246万上がって720万円で、それぞれ補正予算もありますが、27年度は補正予算（第8号）の時点で、1,446万円になっているようです。28年度は前年当初予算から470万円上がって、今回1,191万円が当初予算となっております。そのように年々増加になっているわけです。

今は指定管理者制度ですが、その利点が見えにくい状況かと思えます。温泉センターの運営には、執行部とされましても大変ご苦労を感じますが、これまでの結果を踏まえて、今後の改善対策や計画がありましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 温泉センターの管理運営費につきましては、指定管理委託料といたしまして、温泉、物産館、地域特産物利用加工施設の3施設の委託料といたしまして、それぞれ120万円の3施設で360万円を委託料として支払っております。

それから温泉設備の管理料でございます。これはこの設備管理費につきましては、温泉自体の機器などのメンテナンスの費用でございます。この分につきましては、先ほど申されました年度につきましては、毎月計上されておらずにメンテナンスを行っておりませんでした。これにつきましては、平成28年につきましては292万9,000円を計上いたしております。これまでこういうメンテナンスが行われていなかったことから、熱交換器とかろ過機、それからボイラー等の使用が不能になったりとかで、大規模な改修が必要となっております。それで今年からは毎月のメンテナンスを専門業者のほうにお願いしておりますのでございます。

また本年度は、施設の老朽化に伴いまして漏水が発生しておりますので、その対策工事、それに温泉源の制御盤のほうが雷によって被災しております、このあたりが改修が必要になるということでございます。

先ほど申されましたように、昨年当初予算と本年度の当初予算を比較いたしますと、470万円程度が増加しております。しかしながら平成27年につきましては、先ほどのご指摘にありましたように、最終的な予算額は1,446万7,000円というふうに決算をしております。これと本年度の当初を比較いたしますと、決算ベースと当初ベースではありますけれども、255万3,000円の削減はいたしております。

こういったことから、先ほど申しましたように、株式会社やまへの経営につきましては、大変厳しい状況にあるというふうに認識いたしております。現在、役場の担当者が再建担当として経営分析、経営改善を行っておりますのでございます。

具体的には、毎週これまで開催されていなかった部長会議を開催し、各部門の売上の状況、経費の分析、原価の計算などを行っております。これまでも原価計算等は行っておりましたが、さらに詳細な分析をやりましたところ、採算の合わない部門が明確になってきております。例えば遠距離の送迎、宴会の送迎でございますけれども、現場のほうでは売上を上げるために遠距離の宴会のほうも送迎をしておりましたけれども、人数次第では赤字になる場合がございます。こういったものを切り捨てるといいですか、改善いたす。

それからリニューアル前までは原価割れした価格で商品を販売していた、このあたりがよくわからないのですけれども、原価よりも安く卸して販売しておいた商品

もでございます。それから消費税のアップ時、このときにも原価計算の再計算、価格の検討、税の取り扱いなどの対策が取られておりません。こういったものが赤字の増大に起因しているような状況でございました。こういったことなども半年がかりで商品の卸価格の改定への交渉を行っております。これにつきましてもサービスエリアで、栗まんじゅう等は大量に販売しておりますけれども、原価割れに近いような価格で卸しておったと、こういった点も改善しております。

それから、従業員勤務時間のシフト、これらもかなり改善する余地があったこともわかっておりまして、現在改善を行っております。

さらに赤字が続いている原因の物産館の山田店でございます。こちらのほうにつきましても、年間300万円ぐらいの赤字であったということを分析しておりますので、今年の6月末日で閉店するというところで準備を進めておるわけでございます。

このほかにも出荷協議会におきまして、出荷される方が少ないということで、村外の方の出荷される時の手数料を下げるということも、先日の協議会の総会で決議をされております。今後も、さらに経営に関する分析と改善を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

村長（内山慶治君） 議長、私からも一言いいですか。

議長（秋丸安弘君） はい、村長。

村長（内山慶治君） じゃあ私のほうからも、社長でもありますし、補足してご説明を申し上げたいと思います。議員おっしゃいました本年度は、819万8,600円の赤字を出したということで、非常に厳しい状態が続いているというのは、課長から申したところであります。

議員がおっしゃいました19年度からの通算を見ますと、黒字のときももちろんありました。これは19年度と21年度は黒字であります。あと一番赤字を多く出したのが25年度の2,400万円でありました。昨年は相当温泉センターにつきまして、昨年度といたしますか、26年ですね、つぎ込みまして、といたしますのも、基本的にあそこは、ここ何回も申しておりますけれども、役場の持ち物です。従いまして、あの施設における固定資産に関わるものは、すべて役場のものですね、すべて役場のものであります。今、第3セクターに指定管理者として委託しておりますことに対する運営に関しては、第3セクターの責任でやっていくと。

従いまして、もろもろ老朽化の施設に伴う固定資産の分につきましては、役場のほうでやるという認識を、再度ご確認いただきたいと思っておりますし、その方向で進めているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと改善策でありますけれども、改善策につきましては、取締役会でその都度いわゆるバランスシート（BS）という貸借対照表とPL表（損益計算書）特にPL表といいますから、プロフィット&ロス何とかですね、要するにもうけた分と損した分を計算しなさいというのが損益計算書でありました。損益計算書も実はすべての部門が入った損益計算書でありました。

それと非常に危ないのは、例えば役場等々からの補助金は、営業外経費として計算されるわけでありまして。要するにわかりやすく申し上げますと、これは私も民間の株式会社におりましたので、この付近につきましては勉強させてもらっておりますけれども、要するに1万円の売上を上げるために、経費が4割いりました。4,000円いりましたということです。これは流動経費といいます。要するに1万円売り上げるものをつくる経費です。それが例えば4割ということであれば4,000円いるわけです。これをあと残りの6,000円を粗利といいます。この粗利から固定経費というのを引きます。固定経費というのが賃金であったり税金であったり電気料であったり、そういう施設を維持管理する経費を固定経費といいます。先ほど6,000円の粗利が残りましたけれども、これが7,000円の固定経費がいったら1,000円の赤字とカウントされるわけです。そのほかに営業外費用として、これがプラスになればその1,000円が消えてしまう可能性があります。ただこの計算は、非常に危ないということをいつも申してきました。要するにあくまでも営業内の総売上から流動経費を引いた粗利が出て、粗利から社員の給与等を引きながら、その6,000円以内でないと、この会社は健全ではないというようなことであります。

ただ、その損益計算書によりますと、ただいま言いましたとおり、今年は819万8,600円、要するに819万8,600円の社員の給与を1年間通して我慢すると黒字が出る会社です。ただ、それを簡単には言えませんので、固定経費をどうやって削るかという努力をまずしなさいというような指示をずっとしてきておりました。その途中で経営コンサルタントによりまして、経営分析をしてもらった結果、またこの質問はまた後ほど出るようになりますので、そのときまた詳しく申し上げたいと思いますけれども、各部門ごとの損益計算書がなされてなかったということでもあります。トータルで見るとはから、その部門部門の状態がどうなっているか。これはずっと指示をしてきたわけでありましてけれども、社員相当忙しいのもあります。ただその付近にしっかりと意識が向かなかったということもあろうかと思えます。

従いまして、その経営コンサルタントの分析の結果では、やればやるほど大幅な赤字になる部門が出てきたということです。見えてきたということです。要するに

1万円稼ぐのに費用を流動経費を、七、八千円使って残りが二、三千円ですから、それに使う固定経費が1万円ぐらいいとったところですね。で、七、八千円の赤字になります。

例えば山田店を見てみますと、山田店はものを仕入れて売るわけですから、手元に残るのは二、三割しかないはずですよ。流動経費が要するにものを売るための経費が七、八千円かかるわけですね、1万円売るのに。二、三千円もうけた分で、あそこの電気代とか、農協の施設ですから、農協に施設を借りてますから、貸家ですからそのお金を払ったり、電気料を払ったりすると赤字になってしまうと。要するにあの施設はやればやるほど赤字の施設だったわけです、というのが判明しました。先ほど課長が申しましたとおり、年間300万円から400万円の赤字だったということであります。

10年ぐらい前、農協が店舗を止めた折、村民の方々への福利厚生と申しますか、もう1店、稲留商店はありますけれども、その福利厚生を維持するためということで当時は第3セクター黒字を呈しておりましたので、そのサービスができたということで、あの店で物産館を始めたという経緯がありますが、このような状況の中においては、とても維持できる状態ではありません、株式会社でありますので。そういう部門が見えてきたのが、先ほど課長が言いましたとおり、遠距離の送迎においては、やればやるほど、一生懸命やればやるほど赤字であったというような部門であります。

もう一つは、やればやるほど赤字の部門があったということと、もう一つは、とんとんだけやりようによっては黒字の部分もあるという部門も見えてきております。これは今、赤字ですね、食堂部門は今赤字になります。非常に一つ一つの原価計算と要するにロスがないように、食べられる改善等を指示しております。

物産部門については黒字であります。ただ今回、この物産部門におきましても、温泉センター全体、この震災で300万円程度の赤字と申しますか、売上減が生じたと言いましたが、そのことはサービスエリアで売っていた栗まんじゅうが全く止まってしまったという状況が続いた。そして温泉センター宿泊、それから宴会のキャンセルが相次いだということであるわけでありましてけれども、ただ黒字の部分については、さらにその物産等の新しい商品開発、また今ある商品のブラッシュアップと申しますか、もっと良くしながら売っていくということで、さらに売上を伸ばしていきたいというようなことでもあります。

従いまして、今回の経営改善策の中においては、冒頭の議会の挨拶の中でも申し上げましたけれども、今回、役場職員を役場職員のままとして、出向でも派遣でもありませんが、経営改善担当を命ずる。株式会社やまえ経営再建担当を命ずる、と

いう辞令をこちらで出しました。この辞令は、そういう部門ごとの経営について、つぶさにもう一度洗い直して、さらにその状況を見極めていく。

従いまして、赤字の部門についてはどうしても駄目ですという報告が来ましたので、今回6月いっぱい一旦その部門はやめるということでもあります。農協の福田組合長に聞きますと、あさぎりのほうでも1店舗閉めるといような話も聞いておりますけれども、要するに、この会社は株式会社でありますので、黒字経営が当然求められてくる中においては、そういうことも思っておりますし、あと稲留商店もありますので、そちらのほうの商品もまた充実していただきながら、村民の方々の買物支援あたりにはしたいと思っておりますけれども、そういうものをしっかり見極める担当を置きました。

その主幹の担当には株式会社やまえにおいては、取締役副社長として常勤相当の扱いでの辞令を出させていただきました。ただし、来年の3月31日までという期限付きの辞令ではありましたが、それまでにいろんな株式会社の数字をこまめにといいますか、数字が物語っている人の在り方、そしてその会社の体制の在り方等々も調査しながら、改善をしてもらうということでもあります。

我々取締役3人おりますけれども、3名とも非常勤であります。時折は行きますが、日頃からその経営状況をつぶさにチェックすることができません。今は月1回取締役会を開催をしているところではありますけれども、それができませんので、常勤相当の取締役を置きながら、また副社長としての辞令を発令しましたので、もろもろ経営改善のための資料を収集し、手立てを打っていくというようなことを考えているところでありますので、補足して説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、村長より詳しいご答弁をいただき、ありがとうございます。村長のお話、大体わかります。温泉センターが村の施設であるということでもありますから、そのためには、設備の面とかハード面の改修、設備のメンテ、ずっとこれは必要であります。また北田課長もありましたけれども、漏水箇所があるとかいうことでもありますし、また、そういった経費はずっと必要であると思います。

ただ、ちょっと今指定管理者になっておりますので、若干指定管理者としてのメリットといえますか、それがちょっとどこにあるのかなというのが、少し今のところはまだ見えないところかなと思います。また経営分析をして、細かな見直しをして、対策をしていくということであると思います。

それから、この趨勢表についても説明をいただきました。大体わかります。元々収入の基になるこの売上高合計、ここが一番基になるところと思いますが、そのためには売上原価が必要であるわけですね。売上原価を引いたものが損益金額になる

わけでありまして、前の資料にはそのところが入っておるわけですが、実際こっちのほうには、例えば売上原価とかいうのは今回のには入ってなくてですね、いきなり損益金額を書いてあるわけです。それは差し引けば分かることなんです、売上の原価を引いて、売上原価を引いたところが売上損益になると、収入ですね。さらに今度は、それからまた販売管理費を引いたものがいろいろありますけれども、その引いたものが結局は当期損益になるということになってくるかと思えます。

それが結局赤字になったということで、大体理解はしておりますけれども、温泉センターは最初に話しましたけれども、歴史ある村内唯一の温泉宿泊観光の拠点であり、地元雇用の場としても、また地域の活性化にも、その存在は大きいと思えます。今後の発展を願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） それでは、お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を 11 時 5 分といたします。

-----  
休憩 午前 10 時 57 分  
再開 午前 11 時 05 分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10 番議員、松本佳久議員より、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、2. 熊本大分大地震についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10 番、松本佳久議員。

#### 松本佳久君の一般質問

10 番（松本佳久君） 10 番議員、松本佳久です。本日の一般質問では、平成 26 年 11 月に、まち・ひと・しごと創生法という法律を制定し、国を挙げて鳴り物入りで始まった地方創生 5 年計画の中の、私たちの山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問と、地震関連では川内原子力発電所の稼働停止についての 2 点の質問をし、執行部の答弁を求めたいと思ひます。

まず、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問をします。山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関

しては、本議会でもいろいろな質問、提案がっております。特に昨年12月議会では、横谷巡議員、中竹耕一郎議員からも、この地方創生総合戦略について、活発な質問や各種の提案がされているところです。

私はこの総合戦略は、今後の山江村の命運を決める非常に大切なものだと認識しており、この総合戦略がうまく進まないのであれば、山江村の将来は極めて危ういと考えています。

そこで、既にもう始まっているこれまでの事業実施されたことの反省や、今後の計画について執行部の答弁を求めたいと思います。この総合戦略は、昨年11月に策定され、既にいくつかの事業は、平成27年度の事業として実施されております。

この総合戦略には、四つの基本目標がありますが、それらは、活力につながる雇用づくり、2番目に移住・定住の促進、3番目に結婚・出産・子育ての支援とみんなの笑顔があふれるむらづくり、4番目に安心な暮らしの実現の四つのようであります。5カ年計画といってもあつという間に時は過ぎ行きます。

そこで、平成27年度に実施した事業についての報告と、反省点や改善点等があればそれについての答弁を求めます。特にこの四つの目標について、どれくらい近づいたのか、あるいは達成したのか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 山江村のまち・ひと・しごと創生総合戦略等についてのご質問でございます。ただいま申されましたように、平成27年の7月にですね、産・学・官金労言及び村民の方々によります山江村総合戦略策定委員会を設置いたしまして、山江村の人口ビジョンと総合戦略を策定いたしております。平成27年の11月でございます。

人口ビジョンにおきましては、2060年の人口推計2,074人ということで、この減少を総合戦略に基づいた実施事業によりまして3,000人ととどめようということを目標といたしております。

基本目標としては、ただいま申されました四つの基本目標を掲げておりまして、その中で62の施策を掲げております。これまで実施いたしましたのは、地方創生総合戦略に基づきます地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業ということで、まず消費喚起、生活支援型として、プレミアム商品券の発行、プレミアムタクシー券の発行、低所得者向け商品券、商品購入助成事業というものをやっております。また、地方創生の先行型事業といたしまして、総合戦略の策定、人口ビジョンの策定、それからハード事業も若干やっております、山江温泉ほたるのトイレのバリアフリー化、それから山江村地域仕事支援事業、これにつきましては雇用対策

でございます。それから山江村地域自立支援事業、これは各区の自立したものを目指そうということで、各区が区の創意工夫によって実施される事業に対して支援を行っております。それから東京大学との相互情報間のシステムの構築ということで、共同研究を行っております。またその他に、地方創生の関連した事業といたしまして、国の山村活性化支援交付金事業、これは山江村の物産の開発であるとか、既存の物産のブラッシュアップ、そういったものを行っております。それからふるさと名物応援宣言によります個人事業者の事業、それから農村集落活性化支援事業、これは産業振興課のほうで5カ年の事業として取り組んでおります。それから学校給食の地場食材の拡大モデル事業ということもやっております。それから先ほど申しましたが、東京大学との共同研究によります山江栗の現状の調査、研究等も行っております。また、このあたりの事業実施に伴います反省点といいますが、やはりこれは初年度でございまして、導入に向けた大体動きをしております。今年は100人委員会とか、地域づくり研究所を中心に、村民の方々の自主的な活動、動きをつくっていきこうということで取り組んでおります。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 初年度ということもあって、導入的なところであったというような答弁だったかと思えます。しかし、これは平成31年までの5カ年計画です。もう既に2年目に入っておりますし、あつという間に5年間が過ぎるところであります。

その中で平成31年度の人口目標3,000人についてお尋ねいたします。こういう立派なものをつくってもらって、人口ビジョンと総合戦略を配布してありますので、これに基づいて質問をしたいと思います。この人口ビジョンの中の2ページや3ページや8ページを見ますと、山江村の人口が一番多かったのは、昭和30年ごろであります。6,800人とか6,766人と書いてあります。それが2010年には3,681人、2014年には3,522人となっております。それでこのままで推移すれば、先ほど北田課長申しましたように、2060年には2,074人にもなるんだと。だからいろんな対策を打って、人口減少が急激に減らないように鈍化させるというか、あるいは横ばいでいくというようにするか、そのようないろいろな計画が書いてあるということでもあります。

それで、まず第1点目は、人口目標3,000人について、具体的にどのようなことをやれば、それが実現できるのか、これをお尋ねします。

次に、雇用の創出についてお尋ねします。例えば、まち・ひと・しごと総合戦略であったかと思えますが、計画では5年後に20人の雇用創出と書いてあるようで

ありますが、2019年までの新規雇用創出者数は20人とあります。もちろんこの計画は、実現可能な計画を立ててあるとは思いますが、これはもう少し増やすべきではないかと考えます。

さらに次のページには、新規就農者数を2026年度までは2人で最終年度までは4人にするんだとか、新規林業従事者数は2人増やす。最低限のところを書いてあるとは思いますが、この雇用の創出が人口の維持には大変重要なところであろうかと考えます。その点について、人口目標3,000人をどのようにして達成されるつもりなのか。そしてまた雇用については、もっと仕事を増やす必要があるのではないか、この答弁を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） まず、山江村の2060年の人口目標、3,000人というふうに目標を立てております。これが可能かというご質問でございます。今回、策定いたしました人口ビジョン、推計によりますと、山江村は4年後には2,074人になってしまうと推計されております。これを3,000人ととどめるということで、この差は926人の差があるわけでございます。

先ほどから申されておりますように、今後、山江村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業を確実に実施していくことが必要であろうというふうに認識をいたしております。

これにはまた役場だけでなく、村民の皆様がですね、こういう状況にあることを共有していただきながら、村民ばかりではなく、外部の専門家など多様な方々との協働による人口減少を克服することは可能ではないかというふうに考えております。

現在、開催しております村政懇談会におきましては、村内の公営住宅へ入居されていらっしゃる若い方々が、宅地分譲ができないかというふうなご相談もあっております。ということで山江村への移住・定住を望まれる方が多いことは事実でございます。ということから、山江の持つポテンシャルは非常に高いものというふうに考えております。

今後、今年度はこういったものを進めるためにですね、移住・定住を促進させるための地方創生加速化交付金によりまして、事業を実施することといたしております。定住促進におきましては、山江村を紹介するパンフレットとか、動画による紹介ツールを作成いたしまして、都市部で移住の相談会をやりたいということをおっしゃっております。また、山江の受皿づくりも必要となることから、空き家を活用した移住・定住化策も進めていくこととしております。

このような施策と総合戦略で掲げております子育て支援ですね、こういったもの

も進めますし、安全・安心なむらづくりを進めることで、山江村の地域の魅力を増加させることによりまして、移住・定住の増加を図り、目的を達成させたいというふうに考えております。

それから、雇用の創出でございます。これ非常に重要な部分でございます。また、これは一番手っ取り早いのは、企業の誘致ということでありませうけれども、こういったものは、現在の日本の経済状況からは望めません。したがって、山江村地元でですね、産業を創出する必要があるということでございます。山江村の地域資源を活用いたしました6次産業化、これには今ある地域資源を活用して、付加価値を付けて高く売ると。また新しい特産品を開発する。山江村におきましては、クリが有名ではございますけれども、以前から加工品が開発されておりますが、最近東京などの有名なレストランとか、有名なスイーツの店では使われるようになってまいりましたが、まだまだ全国的には知られていないのが現状でございます。今後、生産量を増やし、どこにでも通用するような高級ブランドにすることにより、関係農家の所得の向上、企業の所得の増加につながり、さらなる雇用が生まれることが期待できます。

また、クリ以外の作物につきましても、山江村で生産されます農林産物を加工、流通させることで、仕事が増え雇用が生まれます。地域資源である文化財や自然を活用したフットパスのコースの整備を本年度から取りかかります。これにつきましては、山江村に人の流れをつくり出すということ、まず滞在型のコースなどをつくりまして、民泊を進めると、こういったことによりまして、交流人口を増加させて、山江村のファンを増やし、物産販売へつなげることも可能かというふうに考えております。

また、現在、産業振興課が進めております集落営農による法人化、これは自分の農地を貸して、そこへ働きに行くことも可能であり、雇用の創出へつながるものと考えております。

このようなことを目指して、村民の方々に組織します未来塾100人委員会を既に立ち上げておまして、今回で3回目を開催することといたしております。この委員会では、全体会とですね、部会を設けまして、それぞれで村民の方々が持続可能なむらづくりへ向けて、話し合いをやっていただきまして、その中で出てきましたものを、実際に村民の方々が実行していただく、そういったものを支援したり政策に結び付けるために、山江村地域づくり研究所におきまして調査、研究を行います。

こういうことを通しながら、山江村独自のむらづくりを続けていきたいというふうに考えておまして、まず重要なことは、村民の方々自らがですね、事業を実施

していただくということで、雇用を創出する仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） いろいろな雇用の創出政策を考えておられるようであります。例えば、農業法人化と言われましたけれども、私は今回の地震で感じたことがあります。それは、やはり地場産業の育成だろうと思います。例えば、納豆であれ豆腐であれ、多分山江には製造者はおられません。そのようなもの、例えば、宇城市でしたかな、マルキン納豆の工場が地震でやられて、しばらく納豆が来なかったとか、そういうこともありますので、そのような農業法人化、そしてその次には、日頃私たちがいただくものをつくれるような地場企業ができてこないかなということも考えております。

また、あるいは林業の振興にしましても、名前は「五木村ふるさと振興社」でしたかな、そのような林業公社等をつくって、雇用の確保につなげ、また村の山を守るというようなこともされております。そのようなことも考えていかなければならないのではないかと考えております。

また、農業の法人化についても言及がありました。そしてまた、この計画の中にも農業への新規参入を求めるともあります。もちろんその最初から大きく農業をされるような方もありますでしょうが、通常、新たに農業を始められる方は、小面積から始められるんじゃないかと思えます。そういう点では、今、山江村の農業委員会では、最低面積は多分50アールとなっております。でもハウス園芸だとそれ以下でもできるんじゃないかとか、いろいろ考えて、その農業によっても雇用を増やすんだというからには、その付近までも役場一体となって、農業委員会も一体となって考えていただければと考えております。

さらに、学校給食での村内の生産物の使用量も、現在は多分17%とかいう数字が出ております。これを平成31年度の40%にまでに上げとなっておりますが、そんなに5年後まで待たなくても、できるだけ早く、地場でとれたものを学校給食にも回すというような政策が必要だと考えます。しかも、それで私は一番大事といいますか、米の給食を増やすことだと思います。米飯給食を増やす。そして、できればそれも村内産のお米を食べてもらうというふうにすれば、地産地消の使用パーセントは上がるんじゃないかと思えます。多分、水上村では水上村のお米を学校給食に出してるんじゃないかなと思えますので、ぜひ先進地等も研究されてそのようなことも進めていただきたいと考えております。

その雇用の創出については、これを一生懸命やるとですね、山江村には子どもは

ある程度生まれます。健康福祉課長の報告では、27年度も29名の赤ちゃんが生まれてるということでしたし、少なくなったとはいえ30名の赤ちゃんが生まれております。もちろん昔はもっと多かったです。昭和24年生まれの人は、200人ぐらいだったと思います。それがこの人口ビジョンでもですね、ちょっと前までは60人、70人の同級生がいました。今は30人から40人となっております。

問題は、高校を卒業した子どもがガクンと減るところだろうと思います。そのためにも山江で生まれた子どもたちが山江で働ける、あるいは学校とか専門学校で一時的に外に出るとしても、また将来帰ってきて、山江で働いてくれる、そのような地域づくり、むらづくりが大事だと思うんですが、雇用の創出に絡めてですね、山江で生まれた子どもが山江で仕事をしてくれるというような考えはないか、課長、または村長の答弁があればお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） もろもろのご意見をいただきまして、大変ありがたく思っております。地方創生関連の目標人口3,000人ということでありましてけれども、もちろんこの3,000人を目標に、社人研（社会保障人口研究所）の推計によりますと、何もなかったら2,074人になるのを、あと926人は何とかいろいろな手立てで残していくんだというようなことであります。

そのような手立ての中に、今、いろんな事業を展開をしているということでありまして。先ほど申し上げました、もうあえて言いませんけれども、フットパスの事業、またクリのブランド化事業、それから学校給食の事業等々をやっているということでありまして。

村内において、農業生産法人化とさまざまな産業をつくっていくんだということもおっしゃいました。まさにその循環型で、山江で経済を循環させるというようなことは非常に大事なことで、目標とすることであろうかと思っておりますけれども、実は、先般100人委員会のワークショップで、産業ブランド化のグループがありまして、69の提言が出ております。その中で、例えば甘露煮をみんなで作りましょうとかですね、薬草をもっといろんな村内にある薬草の効果を勉強しましょうとか、漬物漬けの上手なおばあさんの力を伝承しましょう、借りましょうとか、おいしい野菜を全国に届けたいとか、冬は山江の田んぼは遊んでおりますので、その利用をしっかりと考えていきたいとか、もち米を利用した商品を開発したいとか、学校給食の自給自足化でありますけれども、その基はやっぱり食卓自給率であります。我が家で食べる分は、やっぱり我が家で地産地消化していくという食卓自給率を上げていくことが大事だとかというような意見がたくさん出ております。

今後、この意見をですね、いろんな形でまとめていくというようなことになって

おりますし、しっかり役場としても、地域づくり研究所を通しながら、そういう方々、やる気のある方々の支援もしていきたいと思っていますところであります。

子どもたちの人口が減って、高校卒業後なかなか帰ってこないんだというようなことをおっしゃいました。実は、この質問はですね、先般、全国の教育ICTソリューションのセミナーで私話をさせてもらったときに、ある筑波大学の先生がこういう質問をされました。「全国で一番学力の高いと言われる秋田県が一番過疎化が進んでいるんだ」ということであります。いわゆる子どもが学力優秀な上に帰ってこないんだというようなことは、もちろん秋田県より随分高いわけですので、「その点についてどう思われますか」というようなことであります。

実は、子どもたちが優秀で、いろんな選択肢がありながら、自分の将来の夢に向かって、目標に向かって進んでいくということは、何ら誰にも止められない問題であります。その夢が、または目標がこの山江村にないとなればですね、これは子どもの責任ではなく、我々大人の責任だと思うわけであります。ですから、これは役場の責任でもありません。

我々はやっぱりしっかりそういう体制をどのように整えていくかということが求められているんだろうと思います。優秀であっても、例えばクリの生産をしながら、日本一のクリを誇りを持って、そういう後継者が生まれ、クリ生産をやっていくというような姿を生み出さなくていけないんだというふうに考えております。

これももう昔で私がPTA会長する頃ですので、随分昔になりますが、その頃はクリの生産が活発な折で、3世代で住まれて、クリだけで年収300万円、400万円上げられるところが多々あったわけですけれども、その子どもは日本一のクリ生産農家になりたいという夢を小学校の卒業時に出されていたのを思い出します。

今はそういう誇りある仕事として子どもたちには映っていないようですので、そのクリのブランド化につきましても、もちろん山江栗をもっと多く生産して、もっと多く加工して、しっかり流通させながら、食べた人に本当においしかったと生産者の方に返ってくるようなですね、仕組みをつくっていかなくちゃいけないんだろうと思っています。

学校給食につきましても、今は米についてはですね、村内の米を食べてもらっているところであります。米飯化につきましては、学校の現場のほうといろいろと協議も必要ということでもありますけれども、さらに今ですね、給食コーディネーターという方を、要するに学校の現場と栄養士と給食士さんと教育委員会と産業振興課、それと農家の方々を結びながら、毎日毎日学校給食をできるところから届けていこうという調整をする人を募集しております。6月中には決定して、7月1日か

ら地産地消化の歩みをできるところから始めたいと思っているところであります。

いずれにしても、本当にいろんな企業誘致にしても、いろんな産業をつくっていくということは、山江はクリが全国的に注目もされているということもありますし、都会では1ピース1,000円以上する山江栗を使った洋菓子が売れているということもありますので、人に、よそによかところ取りをされんで、やっぱりしっかり村内でそういう産業をつくっていくということが求められているんだろうと思います。

最後になりますけれども、この人口ビジョンの数字にあまりとらわれてしまっは、ちょっとやることを見失ってしまうんじゃないかと考えてもおります。やっぱり住みよいむらづくりをいかにつくるか、産業をどうつくるか、福祉をどうするのか、環境をどう整備するのか、また子どもたちのICTということもありますけれども、そういう子どもたちの支援をどうしていくのか、そういう総合的な山江での暮らしそのものがですね、魅力ある山江村となっていくんでありましょし、今は出て行くかもしれませんが、将来的には帰ってきたい、ふるさとだと思っただけのようなむらづくりを進めていきたいと思っているところであります。

以上であります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） あまり人口ビジョンにとられるなという太っ腹な村長でした。例えばですね、出生率、村民希望合計特殊出生率を2.13としてあります。理想出生率は2.34ですけど、例えばこの2.13は、子育て支援をしっかりすれば実現できない数字ではないと思います。

というのもですね、この表から見ますと、1990年前後は2.29となっております。大体同級生が60人おります。1983年から1997年までは平均で2.10、出生者数は40人から70人と8ページには書いてあります。それで最近の平成20年から24年で見ますと2.0、これは全国の市町村千七百余りで24位。これはよく言われているところです。それらを考えますと、2.13は何とか実現可能ではないかと思いますが、2.34というのは、相当難しいなというふうに感じております。

しかし、これは大きくは国の政策にも直結しております。最初子ども手当を創設したのは民主党だったと思いますが、このときはヨーロッパやフランス国などの子ども手当を参考にして設置してあります。現在は、それが児童手当となって変わっておりますけれども、それでも子どもの支援に対して、国が力を入れていることは間違いありません。特に、この国の政策がですね、子どもの生まれる数に直結する

と私は感じております。このようなことは、国に対しても子育て支援政策の実現を強力に要請すべきではないかと考えております。

先の仕事の創出の中では、もう一つ、観光資源の磨き上げというのも書いてあります。これはもちろん山江村も立派な文化財がたくさんありますし、日本遺産の活用等もその中に入っております。

ところで、今この日本遺産の旗が村内各地に立てられております。しかし、山江温泉の近くの井ノ口八幡宮には、随分と前から立っておりました。その頃、私も村内を回ったときは、大王神社と城山観音堂だったかな、ぐらいで、それが最近増えたようですが、これはなぜ遅れたのか、予算不足だったのか。あの旗は目立っていないというふうに考えております。

今後、日本遺産をどのように山江村の地域創生にも生かしていくのかについても、私たちは考えなければなりません。そしてあの山江温泉です。やはり山江温泉の観光資源の中心は、温泉であろうかと考えております。目玉といってもよいと思います。山江温泉を中心に、それぞれ山江村への入り込み客を増加させる。そして観光資源を結ぶ、そのような政策が展開が必要と思いますけれども、担当課ではどのように考えておられますか。

また、移住定住についてもお願いしたいと思いますが、空き家バンクの設立を31年度と書いてあります。これは早く設立するべきではないかと思えます。先ほど村政懇談会の中でも、宅地分譲の要望等があったということですが、これは公的な機関がですね、空き家バンクを設立して、斡旋するというか、あるいは地主の許可を得てですけど、村で買い上げて、更地にして希望者に売り渡すとか、あるいはそのままでも売り渡して、本人に改造してもらおうとか、この空き家バンクの設立は急務を要すると思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上の点について、答弁をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 先ほどご質問ありました日本遺産の旗、もろもろの件ですが、若干私どもの事務手続で遅くなったということは事実でございます。一つがですね、パンフレットをつくらせまして、日本語版、韓国語版、中国語版がつけられて、それをもろもろのそういう施設に、施設といいますか、観光名所地といいますか、置くようにというパンフレットもたくさん来ました。併せてですね、そのまま持って行っても、なかなか置く場所がありません。それを入れるといいますか、立てるといいですかね、そういうもろもろの道具というんですかね、を購入しまして、それと合わせて一緒に設置したいということがあったもんですから、合戦峰観音堂さんと高寺院さんと大王神社、その3カ所にそのパンフレットを置くようなも

のも購入しましておいたもんですから、若干旗を立てるのが遅れたということでございます。大変申し訳ありませんでした。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） まず、観光客の増加策ということで、温泉と絡めたものをご指摘いただきました。以前は、住民の方が願掛け巡りということで、村内を回るツアーを実施されておりました。このときには、温泉に一泊してあくる日村内を回るとかですね、こういうことをやっておられまして、温泉の宿泊客の増加、物産の売上、こういったものにだいぶ寄与しておりました。そういったものも今回は含めまして、フットパスということで、それをまた起ち上げようということで、今月にはもうフットパスの研究委員会を設置するようにいたしております。

先ほど申しましたように、山江村への人の流れをつくり出すということで、こういったものにも取り掛かりながら、先ほど指摘のありました日本遺産とも絡め合わせたコースをつくり上げたいと。こういうのは行政が主導した場合には、必ず後で尻切れてしまいまして、なかなか続かないということがございますので、民間の方々ですね、村民の方々にやられる方で一緒にやっていただきたいと。その立ち上げと、数年は村のほうで支援をしていきたいということで、今年予算を加速化交付金のほうでいただいておりますので、これを使いながら初年度、もう今年取り組みたいというふうに考えております。

それから、空き家バンクでございます。こちらにつきましても5年後に立ち上げるんじゃなくて、もう今年からその準備に取りかかっておりまして、できれば今年度中にはめどを付けたいということで考えております。

先ほど申されましたような空き家を買って、更地にして売ると、これがですね、行政のほうも一番手間が省けます。改修を今年1件やりまして、それを公営住宅として貸し出すと、それまでにPRといいますか、見学会ですね、よくハウスメーカー等がやっております。そういったことも今年は入れたいというふうに考えておりまして、これにつきましても、早急に今度の補正予算で計上いたしておりますので、取りかかりたいと。これは予算をお認めいただければですね、すぐ取りかかりたいというふうに思っております。

それから、空き家の先ほど申されました活用、これにつきましても、空き家バンクはもう今年中にはたち上げたいと。それから空き家の活用で、更地にして売るということでもございました。これも担当課のほうでも、いろいろ事業を組み立てながら検討してまいりましたところですね、そういった手法がやはり家を建てられる方が空き家をリフォームして辛抱して使うんじゃなくて、更地であったら、もう自分の思うような家も建てられますし、思ったような生活環境が整えられるということ

で、こっちのほうがいいんじゃないかなということで、不動産業はできませんけれども、これは取り組むべき課題であるんじゃないかなというふうに担当課のほうでは考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 前々から山江村の子育て支援政策は非常に評価があつてるところであります。例えば、今年からは、高校生まで医療費無料化ということで、28年当初予算には2,160万円ほどが計上してあるようであります。

それで、一番小さい赤ちゃんたちのことについてであります。いろいろな予防接種があります。多分今の状況では、任意の予防接種については有料であるというふうになっていると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、正月の新聞だったと思いますが、山江村は保育料が高いんだというのが出ておりました。これについてはですね、最高額は高いけれども、平均額というか皆さんが支払っておられるのは安いんだということでありましたが、この辺も子育て支援の意味からも、改善というか、保育料もあまり高くないんですよというようなことも必要ではないかと考えます。その点についてはどのように考えておられますか、あるいは現状はどうなっていますか。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。子どもたちに対する予防接種ですけれども、今、国の基準等に基づいてですね、予防接種のほうの助成等をやっております。水痘ワクチンとかですね、小児用肺炎球菌ワクチンとかというのをしております、それぞれにたくさんあるのです。ここに資料をちょっと持ってきておりませんが、助成のほうはしていると思っております。

それから、保育料の件につきましてですが、保育料については、国の算定基準がありますので、そちらに基づいてやっておりますので、各市町村の差があるとは思っておりません。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 予防接種の補助等々につきましては、総合的に検討させていただきたいと思っております。地域の懇談会を今、回っておりますけれども、あるところから胃カメラの胃がん検診について、その補助ができないかというようなこともありました。また、ある団体からですね、ピロリ菌の検査、除去について、ピロリ菌も今回医療費の対象となりましたので、検診のメニューに組み込んでほしいというのがありました。そういうのも一応総合的にですね、組み込むことで、実は大きい病

気になってしまうとそれだけ医療費がかさむということでもありますから、予防医療の観点からも、また予防接種につきましても、検討させていただきたいと思えます。

それから、保育料でありますけれども、この保育料は、実は一昨年の12月30日だったでしょうか、熊日新聞に一齐に各市町村の保育料が載りまして、私も実はびっくりしました。当時の担当に聞きましたら、山江村は8段階に細かく分けてあるということだそうです。ほかの町村は5、6段階だと思いますけれども、その8段階に分けて、その一番高い保育料をその新聞が取り扱われたということでもあります。8段階はですね、住民税が40万円以上か何かの方でありまして、もちろんそういう方はおられませんし、ただ、そういう段階をこまめに分けるということは、要するに通常保育園に出しておられる方々については、ほかの市町村よりも安いというような認識を当時持っております。具体的な数字については、また必要であれば担当のほうから調べさせて、報告させてもらいたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 総合戦略の中の4番目は、安心な暮らしで、防災対策や次世代を担う人材の育成についても記してありますけれども、ここは割愛させていただきます。

山江村はですね、道路整備や上下水道整備、また地域情報化政策等で近隣市町村のベッドタウンとして発展してきたと考えております。公営住宅も200戸近くあります。また最近は、教育委員会等の努力により、学校現場の努力により、ICT教育、そしてまた小中学校の給食費無料化、高校生までの医療費無料化など、子育て支援の進んだ村として全国から注目を浴びているところです。

なお、先ほど来、提案あるいは答弁いただいておりますように、雇用の確保政策に、なお一層の力を注げば、山江村で育った子どもたちが山江村で仕事をしてくれるような環境づくりができてくるのではないかと思います。そのことによって人口もある程度維持できるのではないかと、急激な減少を防げるのではないかと考えております。

最後に1点だけ、村長はこの山江村まち・ひと・しごと総合戦略を実施していかれると思うんですが、未来のですね、山江村像について、どのように描いておられるのか、山江村はこんな村であってほしいというのがあればお答えいただきたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。非常に抽象的な言い方であろうかもしれませんが、いわゆる村民の方々が山江村に暮らしていかれる中であって、本当に幸せ

感を実感できる村を目指すべきだと思っております。

蒲島知事におかれましては、「幸福度」という言葉を使われました。具体的表現として、東京で30万円稼ぐより熊本で20万円稼いで、自然の中で暮らしたほうが豊かな生活ができるんじゃないだろうかというような表現を、そういう類の表現をされたわけであります。

そういう意味におきましては、山江村は本当に素晴らしい環境もありますし、産業的なものも、昔から鋭意努力されながらいろんなものが生産もされております。そういう中で、本当に人々が生業としてですね、いろんな仕事に誇りを持って暮らせる村ということが大事であろうかと思っております。

もちろん仕事もそうでありますけれども、出生率の2.34もそうでありますけれども、本当に住みよい村を幸福度の高い村をしっかりと作り上げていくと、本当に村民の皆様方がこの村に営々と住んでいきたいと思われるのでありましょうし、そういう村が実現できればですね、おのずとよそからの方々も、この人吉球磨管内で人口を奪い合いしてもしょうがないわけでありますけれども、Uターン、Iターンも、Jターンも含めて、よそからの方々も山江で暮らしたいというような方をお迎えできるようなむらづくりが求められているんだろうかと思えますし、その折に、人口は将来は減っていきますので、これは止めることはできませんけれども、出生率の歯止めは2.07と聞いておりますけれども、目指して、努力していくのであろうかと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） それでは、2番目の質問をしたいと思えます。4月14日夜の突然の地震に始まった熊本地震は、今に至るまで終息することなく、いわば中九州群発地震の様相を呈しています。地震の範囲も熊本地方のみならず、大分県や鹿児島県にも広がり、まだまだ収まる様子は見えません。地震の正式名称は、気象庁が名付けるのだそうですが、今は「熊本地震」と呼ばれています。しかし、私はあの地震の範囲から考えて、熊本大分大地震と呼ぶべきではないかと考えます。

さて、その熊本地震であります。だんだんと南下して、八代付近でも相当に揺れを感じたとの報道もありました。もちろん人吉球磨も揺れました。八代のさらに南には、鹿児島県の川内原子力発電所が稼働していますが、この収まらない地震の揺れの中で、これでもし原発事故でも起こったらどうしようと不安に感じられた方も多かったと思えます。山江村、あるいは人吉球磨は、川内原発から80キロ圏内です。しかも私は農業をしておりますが、雨雲や風は南西方面、つまり川内原発方面からやって来ることが多いです。絶対安全と言われた福島第一原発は、5年前の東日本大震災、3.11の地震、津波であえなくダウンし、原発事故を起こしてし

まい、周辺地域である東北・関東地方に甚大な被害を与えてしまいました。この原発事故は今も終息しておらず、原発本体の廃炉作業も、汚染された土壌や資材の除染なども遅々として進んでいません。

今、私たちは、未来の子どもたちから速やかに原子力発電から撤退することを強く望まれているのではないかと思います。現在と未来の山江村民を守るべき内山村長は、川内原子力発電所を稼働停止させることについて、どのように考えておられるか答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 地震についても触れてありましたが、今回の地震は、実は日奈久布田川ですね。実はあの地域はですね、150年に一回地震が来るんだということで、非常に危機感を持っておられてたわけですけれども、避難訓練等々も相当されておられました。ただ120年目にして、自分が生きているうちは来ないだろうと思ってらっしゃったというようなことも聞きましたが、そういうことを考えるときに、どこでどういう地震がどのような形で起きるのか、また火山もそうでありますし、今、台風もそうでありますし、集中豪雨等の災害も考えられます。また、山江村はそうではありませんけれども、津波等で心配されるというようなこともございます。そういう地震多発列島といいますが、日本において、本当に地震というのは手ごわいな、自然というのは手ごわいなと思っております。

確かに議員おっしゃいました福島原発においてはですね、地震、特に津波の被害で、安全神話までもろくも崩れたというようなことであります。形あるものはですね、やはり安全神話は通じないんだろうということも私も考えているところであります。

そういう中において、鹿児島県の川内原発をどう捉えるかということでありまして、もちろん原発については、国も巻き込んだ大きな国策の一環であろうかと思えます。また、電力の需要を見ますと、今、九州電力からもらいました、これは全体の電力の需給見通しですけれども、九電は1,693万キロワットの能力があるということでありまして。そのうち一番大きいのは、火力で1,227万キロワットですね。水力が113万、揚水が200万、太陽光が64万、地熱が16万、ほかから中国、中部等々から電力を供給してもらってるのが74万であります。原発が450万ございます。昨年8月でありますけれども、実は1,693万のキャパといいますが、MAXがある中で1,643万の消費電力がありました。いわゆるもうMAXそのものだったわけでありまして。もちろん節電の要請等々もありまして、各地域における計画的節電も自治体を通して呼び掛けられていた部分もあろうかと思えます。

そういう中で、非常に苦勞をされながら、また電力需要がまだまだ不足するという  
中において、逆にいうと、原子力の果たす役割は大きいなというふうに考えてお  
ります。ただ、我々の生活そのものは、やはり電気と水でありましようから、その  
ものが要するに電気もない、水もない生活をやるのかということ、またいろんな部分  
があります。

川内におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたまち・ひと・しごとのしご  
との部分で、九電がいなくなることでその町の衰退も考えられるというようなこと  
の要素もあるわけでありまして、いろんな要素の中で我々は置かされているんだと  
いうような、そういう状況に置かされているんだと思います。

原発は将来的にはですね、原発に頼らなくてもよき世の中をつくっていかなくち  
ゃいけないということを思っております。ただ、高い高レベル放射能の廃棄物を放  
射能物質の廃棄物をどうするかということも、まだ決まっておられませんし、そうい  
うことも含めて、その危険性の高いといいますが、ものにつきましては、やはり代  
替エネルギーを探っていくべきなのであるというのを思っています。

今、すぐ反対をしながら原子力反対の行動を起こせとおっしゃるのかなというこ  
とでありますけれども、おっしゃる質問かなということでもありますけれども、私自  
身の考えは、将来に向かっては代替エネルギーが必要でありますし、急速に今なく  
なったということは、いろんな課題も含んでおりますので、国・県のそういう政策  
も含めてですね、対応をしていかなくちゃいけないんだろうと思っております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ところで、人吉球磨管内には放射能測定器はどこかにありま  
すかね。あるいはないとすれば県に設置を求めるべきではないでしょうか。これが  
1点と、原発から30キロ圏内には避難計画を立ててあるようです。しかし、山江  
村や人吉球磨では、どのような避難計画があるんでしょうか、あるいはないのでし  
ょうか。以上2点についてお答えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 担当からもらいました放射能モニタリング情報、原子力規制委  
員会の資料によりますと、熊本県内には、熊本県庁、宇土市にあります保健環境研  
究所ですね。それと八代市役所、水俣の環境センターにあるようであります。人吉  
球磨には設置はされていないというようなことであります。

風が吹きながらですね、要するに警戒区域、計画的避難区域、避難勧奨地点等々  
の情報につきましては、実は宮崎の自然と未来を守る会、これは原発をあまりよく  
思っていない方のあれだったと思いますけれども、資料によると、山江村はここであ

りますので、南西からいきますと区域外になるようであります。これを若干寄せても。ただ、と言いながら、やっぱり安全神話が崩れ去った今でありますから、その場合におけるもろもろの対応につきましては、当然何らかの対応をしていかななくてはいけないと思いますし、村民の安全もしっかり考えていきたいと思っておりますので、再度その体制について確認させていただきたいと思っております。

ちなみに、今回の議会ですと、その代替エネルギーにおける検討委員会は予算化させてもらっておりますので、いろんな風力も含めて、水力発電も含めてですね、山江村でどういう代替エネルギーがあるのか、研究、調査をしてみたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 村長、からのを示していただいてありがとうございました。山江村、人吉球磨が外れてるとはいえ、南西方向からこちらに風が来ているようですので、ぜひ私たちは注意していかなければいけないと思っております。万一、原発事故でもあればですね、もうあってはいけませんけど、あれば地方創生計画であれ山江村基本構想であれ、私たちの幸せも未来の子どもたちの幸せも何もかも吹っ飛んでなくなると思います。

せっかく先輩たちが嘗々と額に汗して築き上げた私たちのふるさと山江村は、その原発にして事故があれば、一瞬にして居住不可能地域となる可能性もあります。今は原子力発電に頼るよりも、村長言いましたように、再生可能エネルギーによる電力確保が求められている時代ではないかと考えております。未来の子どもたちのために、そして私たちの美しい山江村を残すためにも、村長なり、あるいは私たち議会も何らかの判断をしなければならぬのではないかと考えております。

今回の熊本地震は、多くの教訓を私たちに与えてくれたと思っております。昔から怖いのは地震、雷、火事、おやじと言われておりますが、やはり地震は怖いものの一番です。何と言っても予測が付きません。逃げるところもありません。家の中にいても押しつぶされるときもあります。そのように恐ろしいものです。そのことを改めて認識させられましたし、また、一度被害を受ければ、これまで何の不足もない日常であったのが突然なくなります。そしてまた一からの、あるいはゼロからの、時にはマイナスからのスタートになることは、今回の熊本地震災害でよく理解できたところです。

被災地の災害支援でも、役場職員の方は南阿蘇村や菊陽町へ派遣されています。この経験をですね、将来起こるかもしれない山江村での災害に生かしていただきたいと思っております。

総務課から防災のマップ等、書類等もいただいておりますが、それを見ますと、

山江村での大災害の歴史の中で特に大きなものは、私は昭和19年7月21日の大災害であろうと思っております。残念ながらそのときは、万江地区でも山田地区でも死者や行方不明者が出ておられます。そしてまた、このことを実際に知っておられるのは、恐らく昭和10年生まれ以前の方ではないかと思いますが、どうぞ先輩方は、今のうちにそのことをご家族や私たちに話してくださるようお願いしたいと思っております。

来る7月10日には参議院選挙もありますが、今回から18歳でありますので、ぜひ多くの方が選挙に参加していただきますように、そしてまた国会が法律をつくるとなっておりますので、私たちを守ってくれる選挙人を皆さん方とともに選びたいと思っております。

備えあれば憂いなしのことわざとおり、今できることを精一杯に実践し、未来の山江村がさらに光輝くこととなりますことを念願し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

-----  
休憩 午後0時06分

再開 午後1時30分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番議員、立道徹議員より、1.丸岡公園管理委託について、2.山江村農業・林業について、3.株式会社やまえについての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

5番（立道 徹君） 5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今年は、残念ながらつつじ祭は熊本地震で自粛されました。この決断はですね、準備等でご足労された方には、大変申し訳なかったことと思っておりますが、中止は良かったのではないかと思います。

昨年の9月にも質問させていただきましたが、まず最初に、丸岡公園の整備の管

理委託についてです。昨年の管理委託料の予算は143万2,000円と、今年は350万円、作業内容としましては、草刈りは年3回、剪定は1回ということで、これは昨年と同じですが、この予算が増額になったことについて、お尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 丸岡公園の管理委託についてでございます。この件につきましては、先ほど申されましたように、昨年の議会においてご指摘を受けたところでございまして、平成26年度において、そのとき剪定の時期が悪かったということをお返しいたしております。それから、その際にですね、専門家をお願いすることも検討し、年間を通じた公園の管理をしていくべきだろうということで、答弁をいたしております。

それを受けまして、昨年、人吉市の公園を管理しておられる業者のほうをお願いをいたしまして、年間を通して管理する場合の仕事内容について、見積りを取っております。このときにはですね、除草作業、そしてツツジ、サクラの剪定、施肥、消毒などの管理について、見積りをお願いしましたところ、年間2,000万円を超える管理費の見積書が出てまいりました。しかし、この見積書どおりのですね、管理はできませんので、必要最小限の管理費で1年を通じた管理ができないかということで、検討を進めてまいりました。その見積りを参考にいたしまして、作業の見直しを行い、建設物価等の単価等によりまして、調書を作成し、価格を設定しております。

これにつきましては、総合歩掛等を使いまして、公園を七つのブロックに分けまして、除草の機械刈り、それから芝生の整備ですね。それから寄せ植えの剪定等を計算しております。このことにつきましては、昨年までは基本3回と1回の剪定を予定しておりましたけれども、これも設計上、仕様書上ではそういうことをしておりますけれども、実際はもう草が伸びた時点ですね、年間を通してやっていただきたいということをお願いをいたしております。それで、5月11日に見積書を入札という形で取りまして、村内の造園業を営んでおられる方、また、その中で2級の造園施工技術管理者の資格を取得されている方がいらっしゃる方ということで、見積入札を行っております。2社のうち1社が辞退されましたので、見積りをされた業者を一応契約を結んでおります。

作業の内容といたしましては、年間を通じた除草作業、それから公園の清掃も含んでおります。それとツツジとサクラの剪定ですね、こういったものが年間を通じてしてもらうということから、設計仕様書をつくりまして、算出した額で契約いたしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 5月12日見積りということで、現在公園の整備が始まっているわけですが、管理委託業者、委託された方ですかね、専門業者、専門家の方でしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 一応造園業ということで、やっておられるところをお願いをしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 9月の答弁では、理想的な公園をつくるためには、専門家をお願いしなくてはいけないということで、先ほど造園施工管理技士を持っておられるということですけど、専門家というのはプロですから、委託された方がちゃんと免許はお持ちでしょうか、お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 免許を持っておられる方と、また免許を持っておられる方を雇用しておられるというか、一緒にやっておられるということをお願いをしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） じゃあ今、施工されている方は、免許はお持ちじゃないんでしょう。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 施工されておられる方自体は持っていらっしゃいませんけれども、その家族の方が持っておられまして、一緒にやっておられますので、そちらの免許、資格証ですね、そのコピーをいただいております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 先ほどですね、見積り入札ということで、入札が2社ですかね。これは七つのブロックに分けてありますので、七つのブロックで細かく見積りされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 七つのブロックに一応分けておりまして、その面積と除草、それから剪定等について歩掛を用いております。一応この七つのブロックにつきましては、こちらのほうで今までやっておりました本丸、鉄塔下、本丸及び便所周辺、それから三の丸、第2駐車場、広場駐車場、農村広場法面、農村広場ということで、それぞれに面積を出しておりまして、その草の種類、芝等によって歩掛を変えて計算いたしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 昨年の答弁ではですね、シルバー人材センターの人手不足により剪定の時期が遅れたと言われてましたけど、お聞きしたらですね、剪定の契約は4月に入ってからと情報を収集しましたけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 昨年の契約ですかね。

5番（立道 徹君） はい。

企画調整課長（北田愛介君） 新年度に入ってから契約はいたしております。昨年度ですね。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 昨年はシルバー人材センターに委託ということで、人材センターには、約四十数名の方が登録されていますけど、今年は、はっきり言って一個人というか、私が見る限りには何か1人でされているように見受けられますけど、一個人に委託されたその旨を村長にお聞かせ願いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。一個人とは認識しておりません。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 見積りはですね、去年のシルバー人材センターのほうには見積りは依頼されてないでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 先ほど申しました造園管理技士の免許を持っておられる方ということでございましたので、シルバー人材センターのほうには見積りは依頼いたしておりません。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 年間通してということで、予算も350万円付いておりますけど、来年はですね、理想的な公園にさせていただいて、つつじ祭もできれば幸いかと思っております。年間通してですから、冬場は草は生えないと思えますけど、クリの時期等は、やっぱりそれまではお願いしたいと思います。

そういうことで、次の質問に入りたいと思います。山江村の農業・林業についてでございますけど、「里山資本主義」の著者で、地域経済活性化実現のため、そしてまた農村漁村地域の普及のために全国を飛び回っておられます藻谷浩介さんの講演を聴く機会があったんですけど、その中で山、川、湖、海、緑、耕地、森林等の大切さを説かれております。1000年後の日本に確実に残るものは、農業と林業

と重要であるとも言われております。ちなみに東京では、今、利根川から電気を使って水を引いている状況で、我々のこの山江村にもありますけど、農山村に住んでる方は、裏山の木を切って薪を燃やす選択肢もあり、家畜の糞尿を活用し、バイオガスがつくれ、工夫すれば自家発電も可能である。そしてまた今後、食料不足にもなっていくということで、農村には未来があることを強調されております。都市部もですね、農村化しなければならないということで、市民農園とか体験農園が増え、都市部の農家に住民が農業を教えるなどして転入が始まっているということで、田舎暮らしは、時代の先端、多様化を享受する時代になってきているとも言われております。

平成27年の7月25日の熊日新聞に掲載されていますけど、和水町の専業農家の方ですが、これも山江村中山間地域でありますけど、その地域の農業の実情はですね、大変厳しい状況にあるということで、米の値段も年々下がり、米を売って農業機械の減価償却費分にしかないということで、肥料や農薬などを使う分だけが赤字になるということで、生計を立てるためにはですね、施設園芸のトマトで何とか食いつないでいるということで。多くの農家がですね、兼業や施設園芸との複合経営で、米づくりを成り立たせているのが現状であり、これから米づくりをあきらめる農家が出てくるのも当然で、米づくりだけでは無理であるということを専業農家の方が言われております。

今般、山江村の独自の振興対策があれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 農林業に対します独自の振興策ということでございます。農業・林業の振興策に対しましては、さまざまな補助事業を活用して支援をしておりますけれども、まず農業に対します村独自の取り組みといたしましては、まず果樹振興対策事業でございますが、村が奨励します特産物でありますクリ、ユズ等に対しまして、生産量の増加を図るために、苗木の購入の補助をはじめとしまして、土壌改良、肥料の購入補助、そして鳥獣被害対策施設の資材及び設置費用の補助、それに加えまして、耕作放棄地の再生のための整地及び作業路の整備の経費の補助、そして優良品種の改植にかかる経費の補助を今現在行っているところでございます。また新規作物、今はミシマサイコが結構人気がありますけれども、その導入に対します資材の経費についても補助を行っているところであります。

畜産の振興に対しましては、肉用牛、乳牛の飼養農家の方に、経営の安定を図るために、基金の貸付けを今現在行っております。優良家畜の保有奨励金や今年度から制定しました増棟に対します補助制度を設け、畜産の振興を図っております。

また、林業に対します独自の対策ということでございますが、特用林産物であり

ますタケノコ、ワサビ、花木などを鳥獣被害から防ぐために、電気柵やネットの設置費の経費に対します補助、そして、住宅または建築物の新築、増築、改築並びに改修を行う方に対し、地域材、いわゆる球磨人吉の材木を使った場合には、その使用率に応じまして補助するというを行っております。

また、林業の後継者育成に対します支援としましては、林業の従事者の支援対策としまして、就業するのに必要な機械、例えばチェーンソーとかですね、そういう機械の購入に対します補助も行っております。現在が主な農林業に対します村独自の補助ということでございます。

先ほど議員申されました米の価格が下がるということで、確かに農家の方は懸念されていらっしゃると思いますけれども、今後はですね、今年度から本格的に農林産物の所得の向上、そして安心・安全な作物の栽培を推進しますために、学校給食等の地産地消化のさらなる推進を図り、また今後の農業振興対策を見据えた場合、遊休農地の解消及び後継者不足がますます懸念されることがありますので、まずは今年度、万江地区をですね、20町ほどですけれども、集落営農の推進を今年中に設立するように計画をしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 万江地区でいよいよ始まりますけど、法人化が、その進捗率というか、これからが本番でしょうけど、その若手、担い手あたりは希望されるというか、参加される方がいらっしゃるかどうか、その辺はいかがでしょう。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 万江地区の農業法人化の進捗率ということでございます。数字的にはちょっと申されませんが、先月ですね、多良木町のほうに万江地区の代表者の方と先進地の法人のところと先進地の研修に行っていました。そこで、帰ってきましてから、いろいろ打合せをしましてですね、大変やる気がありますといいますが、そういう声も聞こえてますし、また今月の終わりに第1回目の代表者の方と今後のスケジュール、そしてどういうことが必要だろうかという打合せをしたいというふうに思っております。また、まずは20町全部ではなくて、できるところから進めていきまして、徐々に広げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 林業についても課長から言われましたけど、八代の泉町で林業ですけど、木の駅プロジェクトが始動したということで、どういう事業かという

と、間伐材や林地残材を地域通貨券と交換して、バイオマス燃料に森林整備と地域経済の活性化を図るということで、これは高知県のNPO法人が始め、全国に取り組みが広がっているということで、県内ではですね、県が推進事業として進めており、この八代の泉町が3カ所目ということで、利用は登録制で、1トン当たり地域通貨券3,000円分と交換ということで、そこの組合長が言われるには、森の手入れが進み、地域経済の浮揚につながるようとおっしゃっておられます。

現在、未来塾100人委員会も始まっております。私も3回出席させていただいておりますけど、いろいろな意見が出ております。その意見を大切にさせていただいて、実践、実行に向けて取り組んでいただければと思っております。やはりこの山江村は、林業・農業を中心に頑張っていくことが重点目標ではないかと思っております。

この農業・林業について、ちょっと村長の見解をお願いしたいと思いますけど。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 農業におきましても、林業につきましても、取り巻く環境は大変厳しいものがあるということは認識しております。ということは、今後どのような展開が求められるかということでありまして、逆に言うと、どのようなことをやっていかないと生き残れないかということになるかと思っております。

藻谷浩介さんの話をされましたけれども、まさに「里山資本主義」といわれておるもので、あれはエネルギーを石油、石炭だけじゃなくて木材も、身近にそういう木材等々のエネルギーがいっぱいあるじゃないか、それを活用しながらもっと豊かに生きようというようなことでありますから、まさにある意味では発想の転換であろうかと思えますし、そういう発想の転換が今求められているのであろうということをお考えます。

産業振興課長が答えましたとおり、もろもろの新規作物をはじめ、山江にあるクリをはじめ、もろもろの作物に対する補助等々を行っているところでありますけれども、それをいかに出口を見つけて、売りさばいていくかということがもっと重要なことであろうかと思えますし、山江村、田んぼが200ヘクタールぐらいであります。そして樹園地の面積は、畑が400ヘクタールですね。合計の田畑で630ヘクタールぐらいの土地を有しているわけですが、ただ、この630ヘクタールが有効に活用されているかということ、高齢化によりまして耕作放棄地も進んでいるというような中において、その対策も併せて求められてくるのだらうということをお思っております。

いろいろな補助制度、振興制度をやっているのと同時に、やはり例えば学校給食の地産地消と今、振興課長が言いましたけれども、これは流通の新しい制度をつく

るいい機会だと私は捉えております。もちろんその流通を学校給食、また保育園、また介護施設等々に安心・安全な山江でとれた野菜を流通させるということは、逆に言うと、直接ですね、余ったものは新しい流通を見つける、直接店にスーパー等々に納められるチャンスにもつながってきますし、産直としての都市に住む農家の方々に直接届けるというような新しい流通も見つけて、もう出てきますので、そのきっかけづくりということも考えているところでございます。

それと、農業も林業もそうですけれども、まさにもろもろの体験農業等々の話もございました。いわゆる交流人口をもっともっと増やして、山江村のファンを増やし、山江村のものをもっと食べてもらおう、また来て泊まってもらおうというようなことにつきましては、そういう交流事業をするということは、非常に大事なことであろうかと思えます。来て、見て、泊まるという、山江に来て、いろんなものを見て、歩いて、結局泊まってもらう。これはフットパスの、要するに名所、史跡を歩きながら山江村を楽しもうというだけじゃなく、いろんなものを食べてもらって泊まってもらうというような仕組みの一つになればなというような、併せて農業振興の取り組みとしても大事だろうということを考えております。

実は、山江村はですね、これ私もボランティアで参加したんですけれども、平成7年だったと思いますから、今から21年前、田舎の贅沢体験塾として、要するに田舎の体験を売りものにできないかというような、まだグリーンツーリズムという言葉もなかった時代であります。そういうこともやっておりますし、その後、クリの木オーナー制度をつくったり、観光のクリ拾いをしたり、ひいてはツーリズムによる農家民泊をするというような方もございます。そういうものも含めて、農業・林業の暮らしそのものが商品ですよというようなことも考えていかなくちゃいけないんだろうと思っております。

それと、林業に関してですけれども、もちろん林業はサイクルが非常に長いわけですので、またこれも山江村だけではどうにもできない構造的な問題も抱えております。木の駅プロジェクトで木材を持ってきて、それを地域通貨で買って、それを八代でしたら多分八代のバイオマス工場まで持って行かれると思えますけれども、そういうことも含めて、やっぱり考えていかなくちゃいけないんだろうと思えますけれども、山江村にそのバイオマス工場をつくる、つくらないは別にして、やはり経営の問題が同時に関係してきますので、例えば、山江村に置くならその貯木場をつくって、その貯木場から八代まで運ぶ運搬料がどのくらいかかるのかというようなことも関係してこようかと思えます。ただし、やっぱり森林を環境をきれいにするという取り組みについてはですね、例えば軽トラ1台で3,000円で晩酌、軽トラ1台で晩酌しようというような取り組みを紹介された人もありましたけ

れども、そういうことを含めてですね、取り組んでいきたいと思います。

なお、現在、花木生産組合もですね、もう6、7年たつんでありましょか、ここにきて非常に順調に来ているという報告を受けておりますので、そういう新しい取り組みについても、林産物も含めて取り組んでいかなくちゃいけないんだろうと思っています。

それから、集落営農につきましては、やはり若い方の参加が必須になってくるというようなことであります。できる方々ととりあえず、役員の方々とその集落営農組織をたち上げられ、できるところから始められて、ただ集落営農組織は、ある意味では、責任の所在が非常にあいまいな部分もありますので、それによってリーダーがいなくなって集落営農の機能が低下していったというような例もよく聞くわけです。

そういう意味におきましては、ある時点では法人格を有したといいますか、農事生産組合なのか、株式会社なのか、責任の所在を明確にしながら、その人を中心にやっぱり山江村の農業をやっていくということによって、その雇用機会を何かつくることができるといふ方向に進められればなというふうに思っているところであります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 農業・林業については、終わりたいと思います。

3点目が、このたび農業委員会も改正がありまして、何か選出方法を公選制から市町村による任命制へということで、これについてお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 迫田農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。現在の本村の農業委員は、農業者からの公選が8名、農業団体が推薦した理事等からなる選任が5名、計13名。うち2名が女性農業委員であります。任期満了は、平成29年7月19日までとなっております。

改正農業委員会についての質問であります。農業委員会組織始まって以来の大改革となった制度改正であります。

一つ目に、農業委員会業務の明確化であります。農業委員会は、その主たる任務である担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などといった農地利用の最適化を重点的に取り組んでいく必須業務に位置付けられました。

二つ目に、農業委員の選出方法であります。地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て、確実に農業委員に就任するようにするため、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、選任方法は、市町村

長が農業者等に委員候補者の募集及び推薦を求め、その情報を整理、公表し、推薦等の結果を尊重した上で、市町村議会の同意を受け任命します。委員の定数は、農業委員会の会議を機動的に開催できるように、現行の半分程度にすることとされ、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い、その範囲内で条例で定めることになっており、任期は3年となっています。市町村長が農業委員を任命するに当たっては、農業委員の過半は、原則として認定農業者であること、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含まれるようにしなければならないとされており、また、女性や青年など意欲のある人材を、年齢、性別に偏りが生じないように配慮することとなっています。

三つ目に、農地利用最適化推進員の新設であります。主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のため、現場活動を行う農地利用最適化推進員を新設することになっており、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進員を委嘱しなければならないこととされております。推進員の定数は条例で定め、政令で定める基準に従い、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で配置することとされております。

以上のような主な内容とする農業委員会改革が行われ、平成28年4月1日から改正法が施行されました。ただし、農業委員の任期満了までに限り、従前の例により在任するため、本村での新組織への移行時期は平成29年7月となります。

また、法改正後の業務は、任期満了まで引き続き現農業委員が行うこととなっております。農業委員には、これまで以上に農地整備などの適正な執行、意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止、解消など、農地利用の最適化に向けた取り組みが求められ、農業委員会の機能を最大限に発揮するためには、農業委員と農地利用最適化推進員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たし、協力して事務を行うことが必要です。

制度が変わりましても、農業委員会は農地を守り有効利用を促進、そして担い手を育成し応援することが基本的な使命でもあり、今後とも、地域に根ざした農業委員会委員が、自信と誇り、やる気、情熱を持って、関係機関と協議しながら、役割、機能を重点に果たしていくことが極めて重要であると考えます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） この改正でですね、一番心配されることはですね、市町村長による委員の任命、恣意的なことがないとは言われないんですけど、公正に委員の任命をされて、そしてまたこの認定農業者の負担が、多分相当大きくなるかとい

うことが課題と言われております。大変でしょうけど、農地集積や耕作放棄地の発生防止は、これ以上に厳しくなるのではないかと考えております。

それでは、最後の質問になりますけど、株式会社やまえについてです。特に昨年9月の定例議会において、囲炉裏設置に係る調査特別委員会を設置して、12月の定例議会では報告書を委員長から提出されました。そのまとめの報告ではですね、「21年度に地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して設置された囲炉裏は速やかに再設置すべきものと認める。ただし、工法、設置場所等については、現場の意見を十分に考慮すべきだと提言する」と一応報告されております。今年度の予算には、再設置の予算計上はされておるのでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ほたる亭の囲炉裏についてでございます。これにつきましては、先ほど申されましたように、昨年の9月議会に、40万円の設置工事費を計上いたしましたところ、修正されまして、その後、特別委員会において速やかに設置すべきと、また設置場所については、温泉の現場と意見を十分に考慮すべきというふうな提言をされております。

本年度につきましては、200万円の工事請負費等を計上いたしております。これに対応することとしておりました。現在、温泉側とも協議をいたしておりますけれども、具体的な設置場所と時期等については、まだ検討中でございます。

株式会社やまえにつきましては、現在、経営の再建中ということで、設置場所につきましても宿泊者の中断とか、ご利用なさるお客様にご迷惑を掛けることが考えられますので、時期等についても十分協議をしていきたいというふうに思っております。

また、平成28年度では、源泉ポンプの制御盤が雷によって破損していることとか、地下タンクの配管の修理が必要と、この2カ所につきましては、源泉から温泉を汲み上げまして、地下タンクに貯湯するシステムでございますけれども、故障によって手動でやっていると。さらに漏水箇所もございますので、こういったものも早急にやらなければいけないということで、緊急度の高い工事から実施させていただければと思っているところでございまして、囲炉裏の再設置につきましては、今後温泉側と十分に協議をしながら、進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 特別調査委員会まで設置して、いろいろ検討した物件というか、慎重にですね、設置場所等は考えられて、現場の意見を十分尊重しながら再設置には努めていただきたいと思います。

最後になります。これは西議員とちょっと絡みますけど、経営コンサルタントが入っておられて、是正指導後のこれまでの状況というか、そのプラスになっていく傾向があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまへの経営再建に関しますコンサルタントの件でございます。今年の1月26日から30日にかけて、コンサルタントのチェックをお願いしております。過去5年間の決算書、財務諸表のチェック、それから役職員の面接などが行われております。その結果、健全な黒字状態にあるのは加工部門のみということでありまして、その他は赤字、もしくは赤字状態であり、会社は既に倒産の状態にあるというふうに結論付けてございます。

しかし、不採算部門を切り捨てて、黒字化できるところに努力すれば再建可能との判断でございましたことから、経理部門におきましては、部門ごとの経費分類が不十分でございましたので、このような改善、それから毎月のですね、在庫管理等が詳細に行われてないということで、こういったものを改善すると。売店部門においては、センターの入り口、廊下での販売とか、物産館、それから出張販売などがなされておりますけれども、こういったものが収益が分類されておられませんので、どこが赤字がよくわからないと。それから食堂部門におきましては、宿泊客の売上と経費、その団体客、これは宴会でございますけれども、このあたりの売上と経費と入浴温泉客、定食なんかを食べられる方の単品の売上と経費、このようなものがどんぶり勘定ということで、泊まれる方の食事もですね、宿泊者のほうの収益に分類してございますので、食堂部門の売上というのは、非常に収益というのが上がっていないというふうな分析が出ております。こういったものも分類をしっかりとやることによって、どれだけ収益が上がっているのか、また収益が上がっていないのかというのがわかってくるということで、こういったところも徹底するというところで今進めております。

また、原価率を下げるということが非常に重要なことございまして、食材の仕入れ等についても改善を行っている。また、午前中も申し上げましたけれども、遠隔地の団体客ですね、これは送迎経費のほうがかかり過ぎて、逆に客単価が安いのに送迎費用で赤字になっているというふうなこともございます。

このほか、温泉の4カ月券ですね、これにつきましても即刻廃止すべきというふうな指摘もあっております。また山田店でございます。こちらにつきましては、人吉市のほうに量販店とか、ディスカウントショップなどができまして、近くの方々は日常生活用品の買物においでになるんですけれども、それ以外は全く来店がないということで、年々客数が減っております。このようなものはすぐに閉店、閉鎖

することというふうに指摘を受けまして、6月末で閉店をする準備を行っているところでございます。

こういったものをですね、改善していくために、現在の職員だけではやはり無理があるということで、再建担当として職員をこちらのほうから朝役場に出勤してまいりますけれども、役場で行っておった業務と併せまして、現場のほうで部門ごとの経理の徹底であるとか、経営分析、原価計算、職員シフトの検討とか、そういうものもやっておるわけでございます。

26年12月のリニューアル以降は、株式会社やまえ職員一丸となって再建へ向けてまいりましたけれども、それまでの経営方法とか経理の方法をそのままやっばり引き継いでおったために、一向に改善がなされてなかったというのが実情でございます。今回の経営コンサルタントの指摘と指示を受けましてですね、再建担当のほうがこの指示に従いまして、改善を確実にやっていくということで現在進めております。

4月期におきましては、熊本地震の影響で300万円近いキャンセルがありましたけれども、経費節減の効果もございまして、その影響は最小限に抑えられたというふうな結果にもなっております。今後ですね、震災の影響は大変大きいものがあるって、サービスエリアも1週間ぐらいは閉鎖されておまして、その間、売上がかなり落ちております。しかし、きちんとした再建策をすることによりまして、今後、再建の道筋を付けられるように努力してまいりたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 村長から補足はもうございませんか。ちょっとお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 課長がもろもろ話しましたとおりでありますけれども、私も直接その経営コンサルタントのほうから、もろもろとその結果についてお伺いいたしました。大体その部門ごとにですね、気が付くところはその場に応じてしゃべってたんですけれども、経営コンサルタントの総合的な指摘によって、私自身がどこが問題があって、何が足りなかったというのが全体的に見えてきたということであります。

この結果について、どういうことがじゃあ指摘されたんだということであります。全部しゃべりますと長くなりますので、抜粋しておつなぎしたいと思いますけれども、もろもろ職員の面談のこととかもいっぱい書いてありまして、例えば、経営の能力のことも言われております。部長会の内容が下に伝わっていない。接客サービスにしても、個人の能力に依存して、要するにシステム化されていない。それ

から生産加工、原価計算がなされていない。過去のメニューにとらわれているとか、バイキングについても赤字であるとか、それとか助け合いがないとかですね、要するに料理の部門、人材のサービスの部門、それから施設管理の部門、いつも私が言っているそれぞれの部門から、また事細かに報告があったということでありませぬ。

これもまた残念なことでありましたけれども、よりによってといいますか、浴室のバスタブに八工の死骸が落ちていたそうであります。八工の死骸がですね。それが泊まっている間中除去してなかったというようなことも指摘を受けております。そういう一事が万事でありまして、抜本的な対策が必要だということも含めて、支配人に対しましても、また各部長に対しましても、その数字については、責任を取ってもらうということは、もう前回は申しましたけれども、そう申し続けているわけであります。

存続対策として、温泉センターを存続させるための方法について、いろいろ提案がまとめてあります。経理部門については、何と在庫管理が行われてないということが不思議でたまりませんでした。それと売店での要するに在庫管理を含めて、センター入り口、廊下、物産館、出張販売、その他においての、それぞれにおいての損益計算がなされてないということがありました。食堂につきましても、まさに同じようなことが言われて、どこで儲かったか、どこで損してるか、宿泊客の売上と経費、団体客の売上と経費、温泉入浴客の定食と単品に分けた売上と経費、その他、細かく分けて枝番を付けて分けながら、その売上実績を出しなさいというような指示を受けております。

在庫管理はしているんでありましょけど、当然商売でありますから、毎月在庫管理はしてあるものと私は思っておりましたが、毎月末ごとの在庫管理が行われていないというようなことでありました。これは非常に危ない話でありまして、本当にその適切な在庫管理がないということは、原価が合うのかどうか。不正が行われてはいないかと疑われても、そういう社員はいないと思いますけれども、疑われても余地がないようなことにつながるわけでありまして、日頃から厳しく言っておりますけれども、改めてそのことが露呈したということでありませぬ。

それと出されるメニューの内容を料理長が随時チェックしていないというのも出てきました。食堂における原価率が、普通は30%から40%ですけれども、62%と、要するに売れ残って捨てているということも含めた原価率が悪い。非常に不採算性であります。

それから、遠隔地の団体客、これは先ほども申し上げましたけれども、遠くからお客さんをお呼びに来て、お風呂に入らせて宴会をするということですが、これは別

紙記載のとおり、明らかな赤字となっています。よそにバスで高速で迎えに行って連れてくるので、即刻団体客はお断りしてくださいという指摘がありました。加工販売もそうでありますけれども、この加工販売部分については、非常に評価は、何とかここが引っ張っていると、経営を引っ張っているというような状況でありますけれども、ただここについても、温泉センターでの売上、サービスエリアでの売上と経費、出張販売での売上と経費、その他どのような売上をしているのか、枝番を付けて、その品目ごとに損益を出しなさいというようなことがなされていなかった。

あとですね、ABC分析というのがあるそうであります。お客様のABCであります。お客様のAというのは、儲けさせてくれる取引先であります。Bがとんとんの取引先であるそうであります。Cが取り引きすればするほど赤字の取引先であります。大体、標準的にはですね、Aの儲けさせてくれる取引先は100件あったら20件だそうです。とんとんというのが30件ぐらいだそうです。要するに儲けさせてくれるのと、とんとんというのが半分で、無理やり取り引きをして赤字のところは半分は社会通念上あるそうであります。ただ、このCのところを、要するに赤字の取引先については、やはりどうしても取り引き上ですね、断れない部分もありますけれども、そこを切っていくということが指摘を受けております。

利益配分もありましたけれども、赤字の部分は利益の全体の5%しかないのに、経費の50%は食ってるはずだというような会社の運営であります。そういう宿泊につきましても、旧館のほたる亭の利用状況と新館の利用状況を分けて、さらに枝番を付けて、どの部屋がどう儲かっているかというのを分析する必要があるというようなことであります。

これはまさに温泉センターもそうであります。大人、村内・村外、子ども、村内・村外、4カ月パスポート村内・村外、細かく分析しなさいということが指摘がっております。一般パスポートの利用を廃止したがいいと、明らかな赤字利用とここにも書いてあります。従いまして、現在あるパスポートについては、料金を見直すというような検討に今入っているところであります。

上記の問題点を検討し整理すると、赤字部門と黒字部門に分かれますと書いてあります。温泉センターの存続を考えるのであれば、次の手法が基本となります。大幅な赤字部門、または事業、営業、通常やればやるほどの赤字が拡大するはずで、改善の余地はありませんので、早期に閉鎖、中止、終了させてくださいとあります。これはどこかというと、山田店と送迎と食堂がございます。ただ食堂の部門については、存続させる大義名分、その62%のいわゆる原価率、これについては十分改善ができますので、仕入れも含めてですね、在庫管理も含めてできますの

で、これについては置いといても、送迎部門と山田店についてはもうやめるということでもあります。

少し赤字の部門の事業、または営業ですけど、これは部門ごとの損益を再度見直してくださいとあります。それでもやはり赤字が確定的な場合は、次の二つを検討してくださいということです。この部門の営業事業が会社の維持、運営に不可欠なものであるかどうか、そして現在は赤字でも、将来黒字になる可能性があるかどうか、この二つに該当しない場合は、即座に閉鎖、中止、終了しなさいとありました。この部門は宿泊と温泉であります。少し赤字の部分、宿泊と温泉は維持、運営に不可欠かどうか、将来黒字になるかどうかのどちらかが該当しないとやめなさいというようなことでもあります。

それと少し黒字の部門、これは加工施設でありますけれども、直ちに閉鎖、中止、終了する必要はない。時間をかけて将来に向かって発展をさせることを考えてくださいということです。

以上のような内容がですね、今回の温泉センターに入られましたコンサルタントの、これは過去19年度から今までの損益計算書と貸借対照表、もうすべてチェックされておられます。それと現在の社員にですね、私も面接をされましたけれども、すべて面接をされました。面談をされました。そういうことの結果、また現場に入られながら1週間、その施設をくまなく見回られたということでもあります。

そういう結果に基づいてのまたこういう結果が出たということでもありますから、このことを実は温泉センターの幹部の社員に申したわけでもありますけれども、ある意味では申し続けてきたわけでもありますけれども、なかなか改善がされないというようなことでもありますので、役場職員としてのそういう専門の職員を付けて、言われたことについてのまず数字の分析をしながら、改善できるものはやっていくというようなことに当たらせているところでもあります。

4月につきまして、その人事の勤務のスケジュールを無駄のないようにしたということでもありました。その結果と聞いておりますけれども、4月中旬にこの震災が起きまして、相当なキャンセル等々が出てきたにもかかわらず、23万円ほどの赤字で4月期は済んだということでもあります。5月期もあるということでもありますけれども、そういうことを基にしながら、鋭意努力してまいりたいと思っているところでもあります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 時間も来ました。やっぱり民間企業ということ意識を向上させて、利益が出ればですね、我々自分たちの給料も上がるということで、精一杯頑張っていたきたいと思います。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

議長（秋丸安弘君） それでは、お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を２時４０分といたします。

-----

休憩 午後２時３０分

再開 午後２時４０分

-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、３番議員、森田俊介議員より、万江川、山田川の環境対策と稚魚放流についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。３番、森田俊介議員。

#### 森田俊介君の一般質問

３番（森田俊介君） 議長のお許しをいただきましたので、３番、森田より、通告に従いまして、一般質問を行います。

前議員も言われましたように、熊本地震におかれましては、心からお見舞いを申し上げます。早々の震災対策の復旧を望み、元気ある熊本を取り戻せるよう心から希望いたします。

一般質問は、２点ですが、関連もあると思います。我が山江村には、万江川、山田川と二つの川が流れ、生活環境に大きな役割を持っていると思います。６月になり、雨季の季節となり水かさも徐々に増え始める状況にあります。

先日、地域防災会議があり、計画書の危険箇所を作成してありましたが、土石流警告区間がほとんどあると明記してありました。毎年水害の心配があり、万江川、山田川の危険水域の基準のめやすはどのようになっているのか。また、現在の万江川、山田川の砂利等の蓄積量の調査、または蓄積量の箇所の把握はしてあるのかお聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。山江村には議員言われたように、万江川、山田川が流れておりまして、この川につきましては、熊本県が管理をしているところでございます。

ご質問の水位の確認ということでございますけれども、万江川流域につきまして

の水位というのは、山江村自体には水位の確認する箇所ということでは明示されておりませんが、熊本県の防災情報システムによる水位情報による水防警戒発令ということで、万江川の人吉下流域の人吉市内のほうに水位の確認できるように設けてございます。これが4段階に分かれておりまして、水防団待機の水位、それから氾濫注意の水位、避難氾濫水位、氾濫危険水位ということで、それぞれ四つの水位の確認ができるようになっていまして、この水位の情報を確認し、危険だということで確認してもらおうと、万江川の流域の氾濫水位が確認できるかと思っております。

それから、砂利等の調査ということでございますけれども、先ほども申しましたけれども、管理をしているのは熊本県でありまして、この時期に河川水防区間ということで、関係市町村と合同の点検を実施しております。砂利等の堆積状況につきましては、梅雨時期や大雨で河川の状況も変わることから、出水期を過ぎて調査を行い、その後に現地を確認し、除去作業を行っているということでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） それでは、万江川、山田川の危険水位の標準と申しますか、そんなものはないということに考えてよろしいでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ご質問の危険水位の箇所と申しますのは、先ほども言いましたけれども、万江川水域の下流域では、人吉に確認水位があるということでございますけれども、山田川につきましては、現在のところ水位の状況を確認するシステムは整備されていないということでございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） それなら山田川、万江川も上流のほうにちゃんとめやすをした基準の何と申しますか、標準の標識と申しますか、そんなものを設けていただきたいというふうに感じております。

平成26年までは、毎年除去をしていただいて、平成27年度は万江川に対しては、砂利等の除去はしてないものと確認しております。山田川は、井手の口上流の地域に除去していただいたものですが、万江川は27年度までにはなぜできなかったのでしょうか。また、28年度の計画はあるのか、お聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 議員申されましたように、昨年、27年度につきましては、山田川地域の井手の口地区のところを土砂の除去を行っております。万江川につきましては、26年度におきまして、宇那川の合流点、吐合橋下流のところを除

去しております。さらに遡りますと、平成24年に、これは災害関連とそれからその他の事業と併せて、神園橋の上下流、それと淡島地区のところの土砂除去を行っているところでございます。

さらに、24年につきましては、山田川のほうでは日向瀬橋上流、古賀橋上流を除去しております、平成25年に山田川ですけれども、日向瀬橋下流域の土砂除去をしているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） 28年度の計画は。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 失礼しました。28年度の計画ですけれども、管理している熊本県に、毎年山江村としては土砂除去の要望を行っております。28年度の要望としましては、万江川上流につきましては、城内、柳野、平山、屋形、吐合地区ということで、堆積部が見られる箇所を要望しております。

山田川につきましても、古賀橋の上下流、それから長ヶ峯地区等の堆積があるところの箇所を要望しているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） 除去はしてもらっても、排出する場所がないということも聞いております。執行部に対しましては、これは大変ご苦労と思いますけれども、捨てる場所を把握していただいて、早々の除去のほどをお願いしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以前から比べると、万江川の自然状況が大きく変化しております。魚の減少、ウグイとかハエとか小魚、それからウナギなどですね。今の季節なんかは、ホタルが舞う時期となっておりますが、万江川は急激に減少していると思います。ホタルが見当たらない状況にあります。昔の万江川は、平成3年5月ごろのホタル百選、東京の江戸川区とのホタルの交流など、温泉センターも「ほたる亭」として名付けてありますけれども、砂の流れ、砂利の流れで、淵、大岩などが詰まり、川が浅くなって、生活する環境が大きく変化しているのではないのでしょうか。

また、高速道路排水のタイヤの粉じん、油の排水が万江川になだれ込み、各家庭の浄化槽排水の調査も実施してもらいたいというふうに思います。ちなみに、ホタルが一番多く見られるのは、山田地区の番慶の下払川、西川内の上流に数多くのホタルが舞っている模様です。湯の原地区の砂利採取場がありますが、大雨の際に濁り水の流れはないものか、調査をお願いしたいと思います。執行部のお考えをお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。河川の水質調査についてですけれども、河川自体ですね、市町村のほう、先ほど建設課長からありましたように、管理者は県であります。水質については、万江川も山田川もきれいな清流ということでされておりますけれども、実際に調査を今、行っているところではありませんけれども、先ほどありましたように、高速道路の路面の排水とかですね、そういったものが流れているということであれば、今後検討して調査のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） これは自然環境に対するものですから、早々、県に対しましてお願いし、執行部の調査、いろいろなことをお願いしたいというふうに考えております。

次に、稚魚の放流の件に対しまして質問いたします。昭和45年11月ごろ、熊本県水産試験場から山江養魚場（現山江温泉）に建設、開業された際に、契約書が執り行われ、万江川に3万匹のアユの稚魚を放流するという条件であったと聞いております。それから40年から45年余りたちますが、現在は、負担金として球磨川漁協に24万円が計上してあります。放流から負担金へ何年ごろに変更になったのかお聞かせください。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 万江川へのアユの稚魚の放流の件でございます。この経緯につきまして、少し説明させていただきます。先ほど申されましたように、昭和45年ごろ契約が締結されております。この以前に、九州電力、日本チッソ、それに王子製紙が発電所を建設することに伴いまして、球磨川漁業協同組合に対して漁業補償を行っております。

しかし、当時の球磨川漁協は、組織がしっかりしていなかったということで、球磨川漁協は、県にその補償金を寄附しております。県は、その寄附金に国庫補助金と県費を加えまして、山江村に熊本県水産試験場八代分場山江村試験地を建設しております。しかし、その後、水量が不足したということで、試験地を移転することになっております。県は漁協へ無償でこの試験地を払い下げということを打診いたしましたが、漁協ではそういう技術がないということから断ったようでございます。当時、山江村はその試験地の払い下げを申請しておったようでございまして、山江村が試験地を譲り受けたというふうになっております。その際に山江村は、球磨川魚族増殖に協力するという形で、昭和46年度から、毎年稚アユ3万尾を万江

川に放流するという契約を、先ほど申されましたように、昭和45年11月26日に締結しております。

その後、アユをずっと放流しとったわけですがけれども、稚アユの価格が変動するという、時には高騰することもある、毎年予算が変わるということで、多額の負担もあるということで、昭和57年1月ごろに、球磨川漁協に対しまして契約の解除の協議を行っているようでございます。しかし、同じような河川がありまして、そういった放流を行っているということで、他の契約との影響もあるのでそれはできないと。そのときに年間3万尾ではなくて、当時の稚魚の価格が1匹8円程度していたということでございまして、3万尾で24万円、この金額で負担させていただきたいということで、このときに交渉をされているようでございまして、その24万円分の稚アユを毎年万江川へ放流するというふうになったのがいきさつでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） また、ヤマメ組合、毎年15万円の負担金として、いつ頃からこの協議といたしますか、負担金が出してあるんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ヤマメの放流でございます。山江村におきましては、昭和63年にですね、内水面漁業振興対策事業ということで、尾崎地区に淡水魚の養殖施設を建設しております。それから養殖技術を確立するためには、相当苦労されておるようでございまして、その後、養殖技術が確立されたということで、出荷先もそのときにはあまりなかったようでございまして、山江村が自然環境の保護と産業の振興を図るということで、毎年15万円分のヤマメを買い取って、万江川へ放流するというふうなことを始めたようでございまして、これにつきましては、協定というものはございません。

そういったこの記録に残ってますのが、平成5年ごろにですね、15万円分のヤマメの稚魚を買い取って、万江川に放流するというふうなことが書類として残っております。協定はございませんけれども、村が産業振興と自然保護の形で放流をしているというふうな状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） それとですね、万江川ばかりじゃなくて、山田川には放流はないということも確認していいんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 以前は、球磨川漁協のほうも万江川と山田川のほうに

一部放流をしておりました。現在は、ヤマメ等につきましては、やはり水の冷たいところということと、アユとの共存が難しいということで、ヤマメについては、万江川の上流のほう、それからアユについては、万江川の下流のほうに放流しております。

山田川のほうには、現在村のほうからは放流はしておりません。球磨川漁協につきましては、以前は山田川のほうにも放流をしておったようです。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） その放流した場所ですね、山田川には放流はしてないということなんですが、万江川だけに関しては、放流は毎年アユの価格で違うと思いますけれども、稚魚の価格で違うと思いますけれども、何匹ぐらい放流していただいたのか、また誰が確認するのかお聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） アユの放流につきましては、球磨川漁協のほうから、いついつ放流しますというふうな連絡があっておりました。これにつきましては、地元の漁協の組合員さんの方を立ち会いの上に、役場のほうも職員が立ち会っておりました。昨年だけが連絡がございまして、放流はしたということでございましたけれども、連絡がなかったもので、こちらのほうから連絡をするように申し入れをしておりました。

平成27年度の分といいますか、今年の分につきましては、3月31日、4月28日、5月13日に、万江川と屋形地区のほうへ約115キロ放流しておるようでございます。これを匹数に換算いたしますと、2万7,600匹ということで、1匹当たり8.7円になるようございまして、24万120円というふうな状況になっているようございます。

今年につきましては、この5月の放流には職員のほうも連絡がありましたので、立ち会っております。そのときには地元の漁協の組合員の方も一緒に立ち会っていただいております。

今後ともですね、球磨川の漁協へは確実な稚魚の放流と確認の立ち会いを求めています。これにつきましては、文書のほうでもですね、行いたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） 魚をとる際に、漁業権という法が発生します。漁業権、有料漁業権とがありまして、アユに関しては6月1日から12月31日まで、ヤマメは3月1日から9月30日まで、ウグイ、小魚なんかは1月1日から12月31日までと、それから刺し網は6万円、投げ網が5,000円、ほこ突きなどが5,000円

と、いろいろと規則、条例があり、一般の人は遊漁券が高いので買わないという人が多く、山村の正組合委員の人も10名から15名おられると思いますが、とる人は2、3名だろうと思います。川は家の前を流れていて、何もできない状況であります。

山江村村民に対して何か得になるのか、私は疑問に思いますが、今年も6月1日から解禁となりましたが、つれない、とれないが現実なようです。村民希望に対して、遊漁券の助成をしたらどうでしょうか、お聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 漁業権についてでございます。これにつきましては、日本の川で魚を捕獲する場合には、漁業に基づいて、地元の漁協が第5種共同漁業権というのを免許を受けておりまして、この漁協がですね、県の認可を受けて漁業規則というのを定めております。

この漁業規則に基づきまして、今言われたような、捕っていい期間、捕っていけない期間、それは魚種によって決まっておりますし、遊漁券の刺し網6万円、1日遊漁権2,000円、年間が8,000円というふうな、これに基づいて決めてあるわけでございます。

山江村では、先ほど申されましたような正組合員もいらっしやいまして、年間の負担金を払いながら、魚を捕っておられるような状況でございます。捕れないというふうな一時期話がありまして、本当にアユを放流しているのかというふうな議論があったところも記憶しております。

こういった漁業権に基づく遊漁料につきましては、魚を捕られる方、捕られない方、村民にはいらっしやいますので、そのあたりのバランスと申しますか、不公平が出てくるんじゃないかなと思うので、こういった形でその保持するのかが非常に問題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。そのあたりにつきましては、やはり魚を捕られる方、捕られない方のバランスも必要でございますので、これは検討が必要じゃないかなというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 森田議員。

3番（森田俊介君） 住民がですね、自由に捕れる状況に、万江川、山田川を自分たちで守るということを考えてはいかがでしょうか。ヤマメ、アユ、ウナギ、コイ、その他の放流は、以前よりも多く放流していただき、山江住民で放流し、幼児、小学生、中学生などたちに協力してもらい、放流する形をとったらいいのではないのでしょうか。

負担金もヤマメ組合、漁業組合ともに高くなるとは思いますが、二つの組合の話

合いのもと、ハードルは高いと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

平成28年山江村未来塾が発足、100人委員会地域研究代表も来ていただき、山江村が元気で楽しい村づくりが始まりました。村民自ら参加し、希望の実現に向けて実行する、村づくりの分野で観光、交流、イベント整備をしていくことが期待されます。私が思うには、6月1日のアユの解禁日に全国アユつり大会をやったり、3月1日のヤマメの解禁にヤマメつり大会などを発足してはいかがでしょうか。

現在は、ヤマメつり大会を個人で年に1回開催していると思います。山江村未来塾の一環として、自然と分かち合う万江川、山田川を守る会を発足してはいかがでしょうか。村長のご意見をお伺ひいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 100人委員会につきましては、先ほど議員申されましたように、村民の方々が自由に討議をやりながら、将来の山江村を語り合っ、その実現へ向けて行動していただくということを目的いたしております。

その中でですね、先ほど申されましたような、山江の川を守る会であるとか、観光の振興、河川を活用した活性化策、そういうものがございまして、それがまとまって村民の方でやろうということで、政策的なものが支援できるということであればですね、村のほうも積極的に支援をしまひたいとは思っております。

これまでもヤマメつり大会ですね、これも10年にわたって開催していただいております。これにつきましても、村といたしましても人的支援等も行っておりますし、お客さんが多く集まるようにPR活動もやっております。また、NPOのほうでも万江川塾というのを開催されておまして、万江川をフィールドにして勉強会を開いたり、活動をやったりしておられますので、今後ともですね、そういったものにつきましても、支援をしまひたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 河川を活用したいいわゆる活性化ということであろうかと思ひます。話がありましたとおり、ヤマメつり大会をヤマメ生産組合のほうで開催されるに当たっては、村のほうもしっかり一緒になってですね、運営にしろ支援をしっかりやらせてもらっているというところでありまして、万江川につきましては、NPOのほうで万江川塾というのを開催されながら、その万江川の環境を考え、守り、そして楽しむというような取り組みもされているということでありまして。

そういう取り組み自体がですね、まさに100人委員会そのものであるかと思ひうわけでございます。たくさんの方々、前回78名でありましたけれども、たくさ

んの方々に参加いただきながら、またその河川を活用した活性化、また河川環境を守り、次の世代に残していくというふうな話もですね、ぜひお願いしたいと思っています。

今日は、実はちょうど球磨川漁協の役員が来られまして、もろもろちょっと話をしておりました。漁協におかれまして、何らかのその河川を活用した活性化についての取り組みを考えているということでもあります。梁をつくったりということもあるようであります。万江川に梁をつくってしたら、まさにそんなに球磨川みたいに大きな川ではありませんので、結構人気を呼ぶのではないかというようなことも思いますけれども、ただ、大雨等が来た場合、その梁が果たして大丈夫なのかというような課題も残ろうかと思しますので、そういう外部との話も混ぜ合わせながら、100人委員会での意見、そして今後の河川を活用した山江村の活性化の方策について、模索をしていきたいと思っております。

3番（森田俊介君） 質問を終わります。

議長（秋丸安弘君） 次に、2番議員、横谷巡議員より、1．災害及び緊急事態における危機管理と防災対策について、2．株式会社やまへの経営状況についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

#### 横谷 巡君の一般質問

2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番議員、横谷から一般質問を行います。本日最後の一般質問であります。しばらくの間、お付き合いをお願いしたいというふうに思います。

これまで質問をされました皆さんから、4月の熊本地震について触れられましたが、私からも震災により尊い命を失われた皆様方のご冥福と被害に遭われました多くの皆様方に、心からのお見舞い、そして一日も早い復興を心から願いたいと思います。

それにしても、まさかという想定外の出来事で、私たちの熊本県で震度7の大地震に2回も遭遇し、未曾有の大惨事となり、当たり前の日常生活が当たり前でなくなる現実、そして自然災害の持つ恐ろしさを改めて痛感しているところであります。

そこで初めに、災害及び緊急事態における危機管理と防災対策について質問をいたします。梅雨に入り、また台風の上陸、さらには近年の異常気象による集中豪雨等の土砂災害等が心配されるシーズンとなってまいりました。平成26年4月、内

閣府発表の災害発生における避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインでは、自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかを確認し、関係機関から提供される情報、自ら収集をする情報をもとに、避難勧告等の具体的な発令基準を策定することとなっております。

そこで、第1点として、本村における避難勧告等の具体的な発令基準と伝達方法はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。避難勧告等の具体的な発令基準ということでございますが、避難勧告等の発令基準につきましては、山江村地域防災計画の中で規定をしております。

発令につきましては、注意喚起、避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準が設けてあります。注意喚起は、土砂災害の場合、気象情報による大雨警報の発令により、要配慮者への避難準備、一般住民には注意喚起を行います。水害の場合は、河川水位の情報、これは万江川の人吉市井ノ口町の観測点による水防団待機水が氾濫注意水位になった場合、注意喚起を行います。

次に、避難準備情報ですが、土砂災害の場合、大雨警報発令中に土砂災害危険度情報、県内の観測所及び気象台から提供されます予測量をもとに、土砂災害の危険度が出されますが、警戒地の発令により、要配慮者への避難、一般住民への避難準備の発令を行い、警戒2を発令により一般住民への自主避難の呼び掛けを行います。

そのほか避難経路が通行規制の基準値に達する場合も同じ発令を行います。県道坂本人吉線は、連続雨量200ミリを超えた場合には、神園から大川内までは通行禁止になりますので、基準値を超える前に自主避難を呼び掛けることになります。水害の場合は、河川水位情報による避難判断水位、堤防の浸食発見により、避難準備情報を出すことになります。

次に避難勧告ですが、土砂災害の場合は、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報の危険の発令がされた場合に、一般住民への避難勧告を行います。水害の場合は、河川水位情報により、氾濫危険水位になった場合、避難勧告を行うこととなります。

次に、避難指示ですが、土砂災害の場合、記録的時間大雨警報と土砂災害警戒情報が発令された場合に行います。水害の場合は、河川水位情報により、氾濫危険水位になり、堤防の決壊の恐れが出た場合に行うことにしております。

今、説明しましたように、注意喚起から避難指示まで発令基準を設けておりますが、早め早めの発令をすることとしておりまして、この情報につきましては、防災

行政無線、ケーブルテレビ、携帯メールサービス、L - A L A R T、J - A L A R T、S N S等、複数の伝達手段を使って、村民の方へ伝えるようにしているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） ただいま説明してもらいました。ガイドラインの見直しの柱の一つとして、今まで避難勧告が遅れて災害が起きたということから、空振りを恐れず、早めに出すことが基本とうたっております。また、どのような避難行動をとるかについて、日頃からの周知徹底を図り、適切な避難勧告等の発令と伝達がいずれもできるような体制をお願いしたいというふうに思います。

次に、防災の観点から。今回の大地震のように、想定外の緊急事態が発生した場合、各区の避難所は、避難経路も含めて安全で大丈夫なのか、安全が確保されるべき避難所が、特に本村は山がありますから、集落全体が山あいにあたり、近隣に適当な場所がなかったりして、やむを得ず避難所として指定しているケースがあるのではないかと思います。

そこで第2点として、集落、区ごとの避難所の在り方や、耐震化をされた保育園とか、小中学校施設等の指定などの避難所の再点検と見直し、そしてまた改めて自主防災組織がつくられていますけれども、自主防災組織や住民の災害に対する意識の醸成と災害への備えを図る必要があると思うが、この点についてお考えをお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。避難所等の再点検が必要ではないかということではありますが、平成28年3月末に、熊本県による土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定がなされましたので、土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域にかかる避難所につきましては、山田地区1カ所、万江地区9カ所を指定から外したところでございます。

指定から外したところではございますが、今回の熊本地震で、施設の耐震化が問題になっておりますので、再点検が必要ではないかというふうに考えております。特に避難所にしている公民館6カ所が耐震基準改正前の建築となっておりますので、その対策を考える必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、災害に対する村民意識の醸成ということでございますけれども、昨年度から行政区ごとの地域防災マップの作成をしております。地域のことを地域の皆さんに知ってもらい、あらゆる災害から身を守ってもらうということで、地域にある危険箇所、過去にあった災害箇所、指定緊急避難場所への避難路、消火栓、防火水槽などを落とした地図を毎年4地区ずつ作成してもらおうようにしています。

地域の方たちがこの地図をつくることで、各地区の防災組織での動き、避難する上での支援、この支援を必要とする人たちを誰がどのように避難させるかということも、地域で考えてもらえるのではないかというふうに考えております。この地域防災マップの作成で、地域の防災を考えてもらえるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今まではですね、主に水害とか台風等を想定して、大体避難所といえば公民館というのがもう通常にしておったような気がいたします。昨日この防災計画書をいただきましたけれども、だいぶこの避難所の指定とか解除とか見直されてはおりますが、やはり災害に対する避難所の在り方、そして住民、自主防災組織の災害に対する再認識ということ、そして行政からの啓発活動は、大変重要なことではなからうかなというふうに考えております。

次に第3点の、備蓄品、ライフラインの現状と問題点についてであります。備蓄品の状況については、4番議員から既に質問され、お答えもあっておりますから省略をいたします。ライフライン、いろいろありますけれども、今回は一番災害のときに必要とする水の確保、この点で上下水道、特に簡易水道等の管路、益城、西原村等、本当に今回はひどい管路の破損状況であります。

本村におけるこの耐震化についての状況と、それから問題点があれば教えてください。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。上水道のライフラインの現状ですけれども、水道施設につきましては、平成18年から23年度にかけて、水源を確保すると同時に、水道管の耐震化への改良を併せて行いました。水源を下段地区に設けまして、丸岡公園横へ中央浄水場を整備しまして、2基を整備し、常時1,100トンの飲料水を確保しているところでございます。

管路耐震化につきましては、下段地区の第4水源から中央浄水場までの導水管、それから中央浄水場から寺山地区の第1配水池、また山田小学校裏の第2配水池、それから丸岡から笠野越する第3配水池までの送水管を耐震化への整備をしまして、さらに各配水池からの幹線の配水管も耐震化への整備を行ったところでございます。従いまして、山田地域の配水区域は尾崎地区を除きまして、ほぼ全域の水道管の耐震化への更新を実施しまして、ライフラインの強化を行いました。

先ほどご質問の問題点ということでございますけれども、山田地域の幹線配水管は耐震化を行ったところでございますけれども、第1、第2、第3配水池水槽自体

の更新はしておりませんので、今後は、配水池等の耐震化への整備が検討と思われる、さらに平成10年に整備しました尾崎地区、それから万江地域においては、平成14年度に区域拡張しました15区を除く13区、14区の耐震化へ向けた管路の施設更新が必要と思われるところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、課長から説明がありました。配水池等がちょっと課題であると。配水池は水を溜めるところですから、こういう点の災害のリスクに対応するシステムづくりというか、整備も必要だというふうに思っています。

次の第4点の、行政、役場が被災した場合の業務継続などの危機管理ということでお尋ねをする予定でしたけれども、これについては4番議員から同様の質問があり、既に答弁がなされていますので、これについては省略をいたします。やはり人吉市も含め、八代、宇土、益城と今回、庁舎が非常に被害を受けて、行政機能が麻痺したと、やはり市町村の中核的な庁舎ですから、行政事務の継続というのは本当に大事なことから、そういった点でお尋ねをしてみたいというふうに思っていましたけれども、省略をいたします。

次に、本村における防災対策についてであります。近年のゲリラ豪雨や、今までに経験したことのない数十年に一度の記録的な大雨による土砂災害等の複合災害や、今回の熊本地震のような大規模災害の発生など、自然の振る舞いや災害の様相が変わってきているように思います。

それに伴い、社会全体の防災・減災意識の向上と対策を図る必要があり、本村においても、同様の災害が発生しないとは言いきれず、今回の熊本地震を教訓に、多くの市町村において、地域の防災体制力の強化と防災計画の見直しが進んでいます。

これは熊日新聞に載っておりましたけれども、お隣の市の八代市、中村市長の防災計画に対するインタビュー記事であります。結論から申すと、今回の地震を受けて、非常に実態と隔たりがあると、抜本的に防災計画を見直したいという大きな記事が載っておりました。

そこでお尋ねをするわけですがけれども、震災やゲリラ豪雨等の想定外の災害を含め、本村を取り巻く環境の変化や実態との隔たりをなくし、村民の生命と財産を守るための重要な計画である防災計画の見直しについて、ここは村長に簡潔でいいですから、本当に想定外の地震も発生しました。この防災計画が本村の計画書においても実態と隔たりがあるんじゃないかなということも考えられます。一気にできませんけれども、この防災計画の見直しについて、村長の見解をお伺いいたしま

す。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 防災計画でありますけれども、山江村の場合は、私は以前から非常に具体的なといいますか、村民の避難の側に沿った防災計画がつくられてきたというふうな認識を持っているところであります。

ただ、今回の熊本震災で見られましたように、想定外ということで、今までの防災感覚だけでは、村民の生命と財産を守られない可能性もあるというようなことが明らかになってきたということであろうかと思えます。その原因は、想定外の震度7の地震が2度起きたというようなことでありまして、本庁舎においても震度7が2回被災をしたということになれば、何らかの影響は受けているはずでありますし、そのことも想定しなくちゃいけないだろうと思っているところであります。

防災計画については、今回の特に熊本地震に職員を派遣もさせていただきまして、また、このことから、いろいろな情報も得ることができました。本年度の防災計画については、修正は毎年検討を加えてきておりますけれども、そういう学びの中で、また新たに、また先ほどありましたとおり、熊本県からの危険区域の土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定がなされておりますので、大幅に見直させていたいただいたということでございます。

その結果、特に村民の皆様方が動かれるというか、避難される場所については、万江においては1カ所になってしまったというようなことであります。従いまして、万江地区の方々には、非常にご迷惑をお掛けするということになるわけでありまして、議員、空振りというような話がありましたが、避難指示、避難勧告等につきましても、夜間にそういう事態が予想されるということであれば、昼間、明かりが見えるときにですね、早め早めに避難をしていただくような勧告、指示等をやっていきたいと思っております。

今後どうするんだというようなことでありますが、もちろん私自身、地域防災計画は絵に描いた餅では何にもなりませんし、しっかり実態に応じた防災計画を策定していきたいと思っておりますし、そういうことも含めて、昨年度から危機管理官を設置しながらですね、またそういう専門的な経験、知識を生かしながら防災計画にも反映させていただきたいと思っております。

それと、昨年度からですね、より実態に沿った地域防災を進めるか、推進するかということについては、総務課長も言いましたけれども、行政区ごとの地域防災マップを要するにワークショップ形式で、いろいろな話を出してもらいながら、お年寄りはどこにひとり暮らしがおられるから、誰がどのような経路でどこまで運ぶんだ、誘導するんだというようなことまで含めてですね、そういうマップを作らせて

もらっております。また、危険箇所についても、住民の皆さん方全員でその危険箇所の確認をしてもらうというような、ある意味では面倒臭いんですけれども、非常に重要な作業も行わせてもらっているわけであります。

昨年度から4年間でということではありますが、急がれるところは非常に申し訳なくも思いますけれども、危険度の高いところから第2年度の地域防災マップづくりにつつまして、取り組んでいきたいとも思っているところでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 災害はあってはなりませんけれども、本当に今回のように想定外の大きな災害が起こり得ます。今回の防災計画の中では、見直しも進められておりますが、本当に今後とも、この防災計画の中に実態に即した計画の在り方ということで、項目に修正、見直しという欄があって、随時検討、修正をしていくという項目もありますので、どうぞ実態に合った防災計画書の整備に力を注いでいただければというふうに思います。

次に、何人からも株式会社やまへの経営状況について質問がありましたけれども、私からも質問させていただきます。株式会社やまへにつつましては、本年3月定例議会におきまして、今後5年間の経営、指定管理者として議決がなされたところであります。その際、厳しい経営状況から、指定についてのいろいろな意見はありましたものの、ほかに経営の引き受け手がなく、新たな経営改善に取り組む姿勢の決意もあり、様子を見ようと運営を委ねたものであります。

第1点の平成27年度の損益決算状況は黒字か赤字か。第2点の多額の財源投入と人事一新したにも関わらず、経営改善の結果が出ていない、その原因と対策については、これも4番議員から同様な質問と答弁があつてますので、省略をさせていただきます。

私も経営の責任者として、しばらくの間、携わらせていただきました。会社にある根本的な原因体質の究明に手間取りました。例えば、村長が在庫の管理ということでありました。私も同様であります。棚卸のときに、在庫の資産価値、管理が徹底してない、後でこの分が響いてくる。それで、私は平成27年度の3月期の損益は、少し100万円ほど利益が出たと言われましたけれども、私も経験者ですから、恐らく棚卸等の在庫管理の問題がここに絡んできていて、黒字になったのかなということも推察されます。そういったこともあって、私は村長も当初は支配人以下従業員に発破を掛けて、頑張れば、施設のリニューアルと運営費の投入、そして人事一新をすることによって、経営は改善できるんだというふうに踏んでおられたのではないかというふうに思います。

平成28年度においては、施設管理委託料360万円、温泉設備管理委託料約300万円、その他もろもろの経費の増額。また、村長から説明がありましたように、村職員の業務担当、実質は派遣に近い副社長就任など、第3セクターの直営経営のように移りました。

指定管理者制度導入後の管理運営は、指定管理者の本来業務となることから、指定管理者となる会社への行政職員の派遣については、見直す方向が一般的となっています。株式会社やまへの村職員の実質派遣と管理委託は、行政関与及び人的関与であり、このことは必要最小限度とし、会社の自主性、自立性を高めていくことが基本であります。

今まで取り組んできた従業員、社員の経営意識や改善、コスト削減の意識の醸成、管理費等の節減等の経過と反省を含め、会社の在り方と目的、事業の必要性、経営基盤の弱体など、行政の関与を見直し、会社ありきでなく、会社の状況から指定管理者株式会社やまとしての目的が達成されているのか。民間等に委ねたほうが良いのか、今後、改善が見込めないと判断されるときには、問題解決を先送りすることなく、速やかに条件整備を進め、会社の在り方と方向性を含め、抜本的な改革を断行すべきだと考えます。コンサルの調査結果を説明していただきました。今、人的行政支援も含め、改善を進められております。しかしながら、この改善策がうまくいけばいいんですけども、うまくいかない場合もあり得ます。

そこで、頑張って頑張って、経営改善のときに目処が立たない場合、今後の会社の方向性について、どのように方向を考えておられるのか。今、改善策を一生懸命されておりますけれども、そういったときの経営改善がうまくいけばいいんですけども、別の場合になったときに、どのようなことを方向付けとしてお考えかお伺いいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。私としては非常にありがたいお言葉をいただいたと思っております。ただ、株式会社やまについては、株式会社でありまして、第3セクターとして、山江村が80%以上を出資している株式会社であります。株式会社といえますと、やはりどうしても経営の健全化が求められてくるのは第一義にあらうかと思えますし、そのことは、以前の2人の議員の方々とのやりとりの中で指摘を受けたことであらうかと思えます。

その中において、じゃあ今後どうするんだということではありますが、指定管理者に手を挙げたのが株式会社やまだけだったと。株式会社やまについては、ほかに指定管理者として手を挙げる方が、組織があればですね、あくまでも適任として私は選択をしてもらうんだからとそのつもりでという話もして、支配人以下社員に

はしております。

と同時に、今後9カ月間の猶予をやるから、経営改善の方向が見えなかったら、その数字については責任をとってくださいとも言っております。併せて、私は以前この場で、この答弁席でしゃべらせてもらったのは、見切り千両という言葉を行いました。いわゆるこの第3セクターとしての株式会社やまへの経営から、第3セクターは手を引くんだと、見切り千両というのはですね、ということであります。そういうことも考えてもいいですよというふうに聞こえますので、非常にありがたいと思ったところであります。

ただ、いずれにしても、この山江温泉センター、また物産館ゆっくりにおいては、これは先の西議員もおっしゃいましたとおり、山江村の産業の拠点でもありますし、観光の拠点でもありますし、もろもろの福祉のまた振興の拠点でもあろうかと思えますし、もろもろ山江村のシンボリックな存在でもあります。よくよく考えますと、この施設がないということ想像しますと、本当に山江村としては泊まるところもない、温泉もないということ、すべてのものがないないづくしになってしまいはしないか、物産館もないというようなことでありますので、どのような方向がいいのかということを考えていた場合に、まずは第3セクターで、やれるだけやらせていただきたいと思います。

施設の改修につきましてもですね、多額の予算を議会でお認めいただきました。また、当時、未払金等々につきましてもですね、議会で認めていただき、若干残りはしましたけど、一応ゼロからのスタートという形でのスタートを切らせてもらっているところであります。ただ、非常に厳しい状況の中ではありますけれども、全く見込みがないとは私は思っておりません。

従いまして、やれるだけの努力はしてみたいと思えますし、役場が責任を持つ、私が社長ということも含めた形で、その数字についてのですね、損益計算の中の数字についての分析を今、職員に行わせてもらっておりますけれども、これが行われてきていなかったというのが、一つのこの会社のどこが悪かったということがわからなかった原因であり、やはり赤字が膨らんでいた一つの原因であろうかと思えますので、そのこのところの改善について、チャンスをいただきながら、再度この建て直しに努力していきたいと思えます。

どうしても不可能であるということであれば、民間の方、おられるかどうかはちょっとわかりませんが、そういう方がおられたら、少なくとも物産のほうは私は役場のほうで持っておきたいと思うんですけれども、温泉のほうを専門のやる気のある人にお任せしてもいいというふうに考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 村長から改善の決意、原因究明と取り組んでいくということです。

次に、第4点として特産品加工について、通告をしておりました。山江村といえはクリであります。今、ブランドの確立のため、生産の増大、販売、商品化等に努力をされておられます。現在、クリにちなんだ株式会社やまえが生産、加工している特産品の除去、それと台風被害もあって、クリの原材料が足りないということを開きます。その現状はどうか伺います。

また、クリが足りないということで、今までの特産品に代わって、もちもちまんじゅう、これを山江特産として販売されていますが、その経緯について、説明をお聞かせください。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 山江村で取り組んでおります特産品についてでございます。山江村といえは、やはり言われたようにクリでございます。現在、栗まんじゅうを中心に、びっくり団子、栗ようかん、栗きんとん、ゆずマロン等を製造、販売いたしております。これに続くですね、特産品が必要であろうということで、前々からいろいろと試作等を重ねております。また、新商品の開発もやっております。

その中で、先ほど言われました「もちっこ」という商品ですね。これにつきましては、昨年の5月ごろにですね、一般社団法人の水都がですね、山江村のほうで取り組まないかという打診がもう既にあってございました。もう1年前のことでございます。そういうことから、新商品の開発に取り組む方向に動いてまいりまして、設備を整えながら、昨年6月から7月にかけては、加工施設の職員が技術指導を受けるという形で、人吉市のほうのお店のほうで研修を行っております。そういったところで、新しい山江村の商品ということで、取り組んでまいっております。

また、これは将来的には山江のクリとユズを使いまして、今のところどういう名前かわかりませんが、くりっ子とかゆずっ子とかですね、そういったものをつくれないうことかということで、その基礎となるような商品でございます。これに取り組んでおります。

また、クリのほうは昨年の台風被害によりまして、例年の30%程度しか手に入らないということで、これにつきましても、非常に主力製品の栗まんじゅう、びっくり団子のほうに影響を及ぼしております。この点につきましても、新しい商品をやはりクリ等に代わるものが必要だということで、その開発を急いだものでございます。

それから、クリの品不足によりまして、サービスエリア等へのびっくり団子等の

納品が、当初ではゴールデンウィークごろにはできなくなるんじゃないかなという予想でございました。そういったところでやってまいりましたけれども、どうにか栗まんじゅうにつきましては、今年のクリの収穫時期までは、どうにか引き延ばせそうでございます。やっぱり栗まんじゅう、びっくり団子にたよってるばかりでなくて、ほかのものも必要であろうということで、クリの渋皮煮を使いました新商品も最近つくっております、前回の取締役会であるとか、管理運営協議会において新しい商品の試食もしていただいております。

今後につきましても、やはり新しい商品の新しい購買層といたしますか、栗まんじゅうが百二、三十円から四十円程度でございますので、もっと単価の高い、収益性の高い商品も開発する必要があるんじゃないかということで取り組んでいる状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、北田課長から説明をいただきました。クリが台風被害に遭ったから足りない、だから品薄、他の製品に替えるということではなく、やはりそのときには臨機応変、山江村はクリの村ですから、他の市場からでも取り寄せるなどして、山江のクりにこだわった特産品は守り、継続すべきだと考えます。ブランドというのは、こういう品質、品物のことについて高めないとブランドにはなっておりません。そういったことを考えると、山江栗というブランド力の向上維持に向けた従業員、社員の営業努力の不足は否めないというふうに私は思っております。

また、もちっこまんじゅうのあんこ部分にクリとユズを使う計画をしているということでもあります。やはり山江のクリをもちっこ部分の中心部のあんこ部分に使って、経営改善の一助となるような特産品になるように、頑張りたいと期待をしております。

次に、株式会社やまへの経営に関する関連質問をさせていただきます。6月6日の人吉新聞に、6月いっぱい物産館山田店を閉めるとの記事が人吉新聞の一面に掲載されました。この山田店は、JAが採算性の面から、売店を閉めた後、平成18年に村の中心であり、商店が次々に消え、高齢者、地域住民の日常生活の買物支援の一環として、当時、内山村長の強い思い入れで物産館山田店がオープンいたしました。

当然、JAも赤字だから閉めたわけですから、そのことは覚悟の上でオープンされたはずであります。それが株式会社やまへの温泉センター等が赤字だからということで、赤字を出している山田店を閉めるというのは、本当に必要としている住民の暮らしの目線に乏しく、会社の赤字という結果の対策であり、もう少し地方創生として考えると、村が抱えるこれからの高齢者の推移と実態、地域の実情への配慮

がほしかったなというふうに思います。

しかし、閉店を決められた以上は、次の対策を打つ必要があります。この閉店については、村長自身が開かれ、そして自分の手で閉められるというのは、本当に複雑な思いだとは思いますが、要は後の対策がどのように生かすか、考えるかということが、村の中心であり、これがなくなることによって拠り所がなくなりますから、寂しくなると思います。買物支援、地域コミュニティ、交通不便な高齢者への宅配サービス、栗の村情報交流アンテナショップなどの拠点づくりとして、総合戦略まち・ひと・しごとの一環として捉え、元気な山江として生かすことができないかお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。先ほども山田店の閉店については、申し上げましたとおりでございます。18年とおっしゃいましたけれども、農協の売店が赤字で継続できないから閉めるんだという話を伺いまして、山江村のほうにそういう話がありましたときに、やはり村民の方々のもろもろの買物をされる拠点の一つが、施設の一つがなくなるということでありましたので、じゃあ物産館のほうでやりましょうと。その当時は温泉センターも含めて、物産館も含めて体力があった時期でありました。

ところが、最近になりまして、ご案内のとおりであります。今年も800万円の赤字と申しましたが、そのうち300万円は山田店が赤字を出して、足を引っ張っているというような状況の中において、このままですね、継続をしていくことは、経営のコンサルの中の話にありまして、大変住民サービスが落ちるとということについては、忍びないわけでありませけれども、背に腹は替えられないということでもあります。

また、この件につきましては、昨年の商工会の地域問題懇談会の中でも、参加された議員の皆様方をご承知おきかもしれませんが、お隣に商店があります。その商店のほうに話を聞きますと、売上は減ったということをおっしゃいました。その山田店があるということで、ですから商工会のほうで、そのお店に、今、山田店が持っている機能といいますか、品物をそのまま移しながら、また経営改善しながらできませんかというようなことを言いました。その場所も、もちろん今持っておられる商業施設で、小売店でやられるということもありますけれども、今、農協が持っている場所についても来られませんかと申しました。ただ、その赤字の施設をその場でやる勇気はないというふうにはおっしゃいましたけれども、そういう状況であります。

従いまして、全く買物が山田店を利用される方が買物する機会がなくなるという

ことではないと思っておりますし、山田店の特徴ある品物については、引き続き、その店舗のほうに、お店のほうで売っていただけないものかということをお願いをしていきたいと思っております。

もろもろと地方創生の中での活用ということでもありますけれども、もちろん買物支援の福祉の部分にも考えられます。どうするかというようなこともありますが、ただ、今あの場所は農協の施設でありますし、まず第一義的にはですね、まず農協のほうで創意工夫をされながら、活性化をともしやっていたいただけないだろうかというものもあります。ただ、もろもろ今後、検討していくことにはなりましようけれども、空きの施設となるわけでありまして、ただ、やっぱりあそこには賃貸料が発生しますので、そういうことを含めてもろもろ考えてみたいと思っております。

例えば、この間、教育長が面白いことを言われたんですけども、教育ICTが進んでおりますが、その教材のソフトをつくるある会社が、山田小にしょっちゅう来られながら、人吉球磨方面等々に営業を掛けておられるということであれば、その山田店を一つの拠点にしながら、いわゆるテレワーク的な仕事ができないものだろうかというようなことも考えられるかと思っておりますし、そうなりますと、地方創生のまち・ひと・しごととしての、非常に子どもたち優秀でありますから、そこに勤めるということもあろうかということも想像するわけでありまして。

ただ、いずれにいたしましても、今後、会社としては、株式会社やまえとしては本当に、要するに赤字なら私責められますし、その赤字をできるだけ減らそうとするのは、会社の社長として当然でありますので、ただもう1点の村長の顔として、あそこの施設については、今後もろもろと考えさせていただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 本日、松本議員のほうから総合戦略の基本目標、四つある中で三つは言われましたけれども、この基本目標の4の中に、「安心な暮らしを実現するむらづくり」とうたってあります。仕事、人の好循環を支えるためには、安心して暮らせるむらづくりが必要です。そのため、地域の特性に即した課題解決と地域活性化に取り組み、住民が安心して暮らせるむらづくりを実現しますというふうに基本目標があります。昔から味園といえば村の役場もありましたし、村の中心地でございますので、いろいろある中で、村の活性化と住民の安心な暮らしにつながるような対策のお願いを提案するものであります。

最後に、このたびの想定外の熊本地震、私たちの地域にも、湯前から人吉まで延びる人吉盆地南縁断層という活断層が存在し、震度7以上の地震を起こすと推定されています。常日頃からの危機管理と防災対策、そして災害への備えをしておくこ

とが重要であり、求められています。

また、株式会社やまえは、福祉、健康づくり、観光交流の拠点として大切な施設です。しかしながら、厳しい経営環境にあり、自主性、自立性を高め、支配人以下、懸命な覚悟で経営改善に向けた努力が望まれ、その実践を強くお願いをしたいというふうに思います。

以上にて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで、通告がありました一般質問は、すべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----  
散会 午後4時00分

第 3 号

6 月 1 0 日 ( 金 )

## 平成28年第4回山江村議会6月定例会（第3号）

平成28年6月10日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 報告第 1号  | 平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告について                                   |
| 日程第 2  | 承認第 1号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）              |
| 日程第 3  | 承認第 2号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算<br>（第5号）  |
| 日程第 4  | 承認第 3号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第<br>3号）    |
| 日程第 5  | 承認第 4号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第<br>5号）    |
| 日程第 6  | 承認第 5号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予<br>算（第4号） |
| 日程第 7  | 承認第 6号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村税条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 8  | 承認第 7号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例              |
| 日程第 9  | 承認第 8号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条<br>例      |
| 日程第 10 | 同意第 3号  | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めること<br>について                          |
| 日程第 11 | 同意第 4号  | 山江村教育長の任命に関する同意を求めることについて                                  |
| 日程第 12 | 議案第 38号 | 山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結につ<br>いて                            |
| 日程第 13 | 議案第 39号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定                                  |

について

- 日程第 1 4 議案第 4 0 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第  
1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第  
1 号）
- 日程第 2 0 発委第 3 号 山江村議会傍聴規則の制定について
- 日程第 2 1 議員派遣の件
- 日程第 2 2 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常  
任委員会、産業厚生常任委員会）

2．出席議員は次のとおりである。（10名）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君   | 2 番 横 谷 巡 君     |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君     |
| 5 番 立 道 徹 君   | 6 番 谷 口 予志之 君   |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君   |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 1 0 番 松 本 佳 久 君 |

3．欠席議員は次のとおりである。（0名）

4．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5．地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 豊 永 知 満 君	税 務 課 長 山 口 明 君
企画調整課長 北 田 愛 介 君	産 業 振 興 課 長 平 山 辰 也 君
健康福祉課長 一 二 三 信 幸 君	建 設 課 長 白 川 俊 博 君

教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	中山久男君
農業委員会 事務局長	迫田教文君	代表監査委員	木下久人君

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。それでは、議事日程の順に質疑、討論、表決を行います。

発言については、会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただくようお願いします。

なお、3回を超える場合は、第54条の但し書きを適用いたします。

日程第1 報告第1号 平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、報告第1号、平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） おはようございます。では、報告第1号の繰越明許費について、質疑をいたします。

今回は6件ほど繰り越しの報告がなされておりますが、1件については若干の消化をしてありますが、ほかの件については、ほとんどそのまま繰り越しということになります。まず、この繰り越しになった根拠、時期的に間に合わないとか、そういう業務に取りかかれる時間が足りないとか、いろいろあると思いますが、繰り越しになった根拠。

それから、この繰り越しをして、恐らく来年3月まで事業を終結すればいいわけですが、いつごろ目処としてできあがるのかですね、事業終了するのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 平成27年度の繰り越しの内容でございます。

まず、総務費、総務管理費の山江村総合公園建設基本計画策定事業でございます。これにつきましては、昨年度、地方創生等の交付金に該当しないかということで検討しておりました。その結果、最終的に昨年度、27年度の最終的には加速化交付金というのがございましたけれども、こちらのほうで該当しないということで

ございましたので、繰り越しを行っております。

これにつきましては、前回の3月には事業完了を秋ごろというふうにお話をいたしておりました。現在、委員会を起ち上げまして、その中で検討いただいております。その意見といたしまして、多くの村民の方々の意見を聞く必要があるということとございまして、現在、委員会の報告とニュースレターという形で村民の方へお伝えするような準備をいたしておまして、今週には村民の方々のお手元へ委員会の模様がお伝えできるということを計画いたしております。従いまして、住民の方々の意見を聴取する期間を少し設けたいということで、やはり3月の年度末ぐらいまでには目処を付けたいと思っております。

それから、総務費、総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助事業でございます。これにつきましては、自治体が持っております情報機器等についてのセキュリティを強化するという事業でございます。山江村におきましては、二要素認証というふうなことで、二重の認証制度を設けるということで準備を進めております。これにつきましては、補正予算債のほうで年度末に決定いたしましたので、繰り越しをいたしました。これは全国的な動きでございます。球磨郡の市町村、ほとんどの県内、全部こういうふうな手続きをとっていると思えます。

それから、総務費、総務管理費、地方創生加速化交付金事業でございます。これにつきましても、3月に決定をいたしまして補正予算で付いたということとでございます。これにつきましては、委託料といたしまして、山江村地域づくり研究所運営支援業務委託、それから100人委員会の運営委託、支援委託ですね。それからフットパスルートの開発、移住定住促進ツール作成委託、それから地域づくり研究所の備品購入等を計画しております。それから、東京大学の共同研究負担金、それから広域的に取り組みますくまもと県南食と観光連携事業負担金等でございます。これにつきましては、まず、地域づくり研究所100人委員会につきましては、来年の3月を一応目処に事業を進めております。これにつきましては、100人委員会のほうは4月27日に全体会を一回開いております。5月19日に2回目、3回目を6月15日に予定いたしております。こちらにつきましては、各部会を設けまして、6月の後半から7月にかけて、各部会の専門部会のほうの協議に移っていくというふうに計画をいたしております。フットパスルートにつきましては、現在担当のほうで先進地の研修を行いまして、今月の21日には第1回目の委員会を開きたいというふうに考えておまして、こちらのほうも3月末を目処にいたしております。移住定住促進ツール作成でございますけれども、こちらのほうも現在委託先の選定を行っているところでございまして、具体的な事業の検討に入っており

ます。地域づくり研究所の備品につきましては、一部納入をいたしてありまして、今後二、三カ月のうちには完了するかと思っております。東京大学との共同研究につきましては、5月に契約を行いまして、100人委員会とか地域づくり研究所等も研究の中にも入っていただきまして、共同研究を行います。これにつきましては、29年3月を完了の目処といたしてあります。くまもと県南食と観光連携事業につきましては、負担金でございまして、これも具体的に今月から動いてまいります。29年3月を完了の目処といたしてあります。

以上でございます。

公共セキュリティのほうの工期につきましては、一応3月いっぱいということで考えております。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、幼児教育無償化に伴うシステム改修事業の繰り越しについて説明いたします。

繰り越し理由につきましては、乳幼児教育無償化、保育所等の利用者負担軽減措置の実施に伴いまして、システムを改修する必要がありましたが、国の制度が確定する時期が年度末となったために、必要な機能のセットアップを複数回に分けて実施する必要があったので、年度内の事業完了が見込めなかったという理由でございます。それから事業完了予定ですが、年内の予定にしております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、土木費につきまして説明いたします。

まず、吐合宇那川線の防災事業でございますけれども、この事業につきましては、社会資本整備総合交付金の国の事業で行います防災事業でございます。交付決定後に事業を始めてありまして、昨年交付決定後、10月に測量設計を行い、12月で測量設計が終わりました。その後、工事用地として用地に係る分が保安林ということで、森林法、それからその用地に係る分が抵当権が入ったということで、それぞれの手続きに日数を要しまして、3月末日に契約をし、契約繰り越しをしたところでございます。進捗につきましては、契約をし、3月で変更契約をし、5月末の工期完了ということで契約をしまして、現地工事のほうは完了しております。近日中に竣工検査ということで計画をしております。

それから、西川内地区公営住宅建設事業でございますけれども、これも社会資本整備総合交付金事業で行っている事業でございます。これにつきましては、用地について場所がなかなか決定せずに、最終的に決定したところで用地を進めてまいりました。その中で農振地除外にちょっと手続きを要しまして、これが農地転用の手

続きが来たのが2月、それから農業委員会の総会に3月末にかけまして、その時期に売買契約を行ったところでございます。その後、4月末日に転用の許可が下り、それに伴いまして移転登記を進めてまいりました。移転登記が完了したのが5月上旬ということでございまして、中旬を目処に確認、中旬後、その後に5月末日に支払いということで、代金等の支払いも完了しているところでございます。

以上でございます。

8番（中竹耕一郎君） はい、ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、報告第1号、平成27年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） おはようございます。ただいま議題となっております専第1号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

歳入のほうで10ページと11ページに総務費国庫補助金、5節選挙費補助金18万8,000円の補助金が入ってきております。同じく11ページには、県の委託金として総務費県委託金、4節選挙費委託金18万1,000円が県のほうより入ってきております。これは歳出のほうでは、14ページの総務費、6目企画情報費の18万1,000円、この財源組み替えしてあります。このところと15ページの総務費、4項選挙費、1選挙管理委員会費7,000円と11目熊本県知事選挙費18万1,000円であろうかと思いますが、これで間違いはないか質疑をいた

します。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

これはシステム改修の補助金が18万8,000円入ってきまして、このシステム改修につきましては、企画情報費の中で扱っておりますので、議員言われるとおりに間違いはありません。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 選挙管理委員会は、選挙について大変良くしてもらっていると思いますが、今回から特に18歳以上選挙権です。それでその広報周知については、日頃どのような思いでやっておられますか。投票率を上げるというか、若い人も投票に行くようにとか、そのことについては何か特別に活動されていますか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） お答えいたします。今のところ、広報につきましては、今回参議院選挙がありますので、その中で一部広報はしております。今までできていたかということ、今までは18歳の選挙権ということは、やまへ広報あたりでもまだしていないと思っています。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 参議院選挙は7月10日開票の予定と聞いております。今回のその18歳の選挙権は、いつの何年の何月までに生まれた人に与えられますか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 18歳以上の人に選挙権が与えられるのが、6月19日となっておりますので、6月19日に18歳となる人が選挙権が与えられるということになります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 多分、7月11日生まれの人までだろうと考えますが、正しく教えてください。

総務課長（豊永知満君） 失礼しました。6月19日に法律が施行されるということで、選挙日が7月10日ですので、7月11日までに18歳になった人は選挙権が与えられるということになります。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

1番、赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。平成27年度山江村一般会計補正予算について、質疑をいたします。

ページは16ページになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、節の負担金補助及び交付金、障害者住宅改造費補助金70万円の減額、障害者住宅改修費補助金40万円の減額、また目老人福祉費の中で、節、負担金補助及び交付金、住宅改造時補正として70万円の減額の専決処分の補正予算が提出されておりますが、障害者住宅改造費補助金、障害者住宅改修費補助金、住宅改造助成について、各補助金の使途、工事費に対する補助率、27年度の利用状況についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

障害者住宅改造費補助金につきましては、文言のとおり、障害者の方の住宅を支障のあるところを改修する費用で27年の実績はありません。それから、障害者住宅改修費補助金につきましては、こちらは改修のほうですので、障害者の方が住宅を改修される場合の補助金ということで、こちらの実績はございません。老人福祉費の住宅改造助成につきましては、寝たきりとか要介護老人の方が在宅でされる場合の住宅の改造に係る経費ということで、実績額は94万1,000円で70万円の不用額があったということです。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、説明をいただきましたけれども、改造費というのは、何かスロープ関係というふうに伺っております。また改修費については手すりですかね、そういうような形で前ちょっと伺った気がいたしますけれども、老人福祉費の住宅改造費助成については、今、94万1,000円の利用があるようですが、障害者住宅改造費補助金、障害者住宅改修費補助金については、利用される方がいなかったということですが、人に合った住宅を改造、改修される方がいなかったと言われればそれまでですが、制度上、この補助金について、使い勝手が悪いとか、90万1,000円の需要があった目老人福祉費の住宅改造助成で足りているとか、利用がなかった要因等、分析をされていればお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではお答えします。

障害者福祉住宅改造費、改修費につきましては、実績がなかったということではありますが、一応行政座談会等でも健康福祉課関係のサービスということで、周知を図っているところですが、実際には利用者がなかったということですので、今の補助金の制度とかをもう一回検証し直して、検討していきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 周知活動を行っているということで答弁をいただきましたけれども、平成28年度予算でも障害者住宅改修費補助金として70万円、障害者住宅改修費補助金として40万円と平成27年度と同額の金額が組んであります。これは需要があるということで、貴重な税金の中から予算を組まれたと考えるところですが、対象になる御家庭については、健康福祉課のほうで把握をされているというふうに考えるところですが、障害者の方の暮らしやすい住環境の整備、介護される方、する方の負担が軽減できるような住環境の整備ができるように、例えば社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとタイアップしてですね、相談、助言活動により、平成28年度では減額補正がないように、満額利用いただけるような対策を今後考えられるお考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

28年度も同じ予算額を計上させていただいております。健康福祉課のほうでも社協と地域包括センターは係の中にありますので、いろいろ出前福祉とかですね、見守り隊とかいろんな活動を行いながら、その中で使い勝手のいいような形とかですね、いろんな周知方法を図りながら協力してですね、皆さんが住みやすいような住空間とかですね、できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） また今答弁をいただきましたけれども、これ住宅の改修改修費についてはですね、介護保険事業でも同様な補助金予算が組まれているようであります。ぜひですね、平成28年度では満額消化できるような対策を要望いたしまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 専第1号、一般会計補正予算（第8号）について、質問をいたします。

ページは18ページです。農林水産業費の農業振興費、節19負担金補助及び交付金、農作物等災害時生産向上奨励金、いわゆる台風の災害見舞金であります。本村はクリの村ということで、昨年大変な被害を受けました。そのクリの農家が立ち直って、再びクリの村として生き返るように、400万円の予算だったと思うんですが、組まれました。その後のですね、見舞金の支払い状況、対象農家数、減額の93万5,000円とありますから、そのことについてお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 農作物災害時生産向上奨励金の93万5,000円の減額ということであります。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、予算は400万円を計上させていただいております。これは昨年の台風15号によりますクリの被害に対します災害見舞金と、生産意欲をなくされないようにですね、奨励金として支払いするものであります。この93万5,000円の減額は、当初は30%以上の減収、通常の30%以上の減収の方を対象といたしております。そして共済の掛金の補償対象であります2反以上の面積を所有されている農家ということであります。農家台帳によりまして、2反以上所有されている方は、山江に100町ほどありますけれども、その80%が生産されている農家というふうに仮定しまして、100町の80%、80町×5,000円ということで、当初400万円を計上させていただきました。

実績ということですが、申請があったのは、約65ヘクタールということであります。それで件数としましては93件ということで、不用額の93万5,000円の減額ということでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） なかなかクリ等の果樹には、共済掛金を掛けていらっしゃる方も少ないんじゃないかと思えます。その辺はどうでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えします。

米とかはですね、結構共済掛金は掛けていらっしゃいますけれども、クリに対しましては、数字等は把握しておりませんが、米に対する掛金率とすれば、掛けられている農家は非常に小さいというふうに聞いております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 大変共済掛金を掛けていらっしゃる方が少ないと、しかし考えてみると掛けていなくても2反以上、山江村はクリの村ですから、そういった方々を救われたというか、対象になった方はいらっしゃるんですかね。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） もちろん共済掛金を掛けていらっしゃる方にも今回奨励金として支出してはいますが、掛けておられない方にも対象となる方には支給をしております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ちょっと補足をさせていただきます。

当初見込みより少なかったということでもありますけれども、これは逆に言うと、

クリを生産される農家の実態がですね、台帳面積に書いてあるよりも実態は少ないんだと、要するに耕作放棄地も含めてということがちょっと判明したということでもあります。

それとクリの共済掛金を掛けていらっしゃる方については、調べましたところ十数年来の台風でありましたので、ほとんどいらっしゃらなかったというのが実態でありまして、その生産意欲を持ってもらうというようなことも含めて、災害見舞金でありましたけれども、奨励金として予算化させていただいたところでもあります。

ただ、その実態と、ほとんどの方がもらわれたというふうには聞いておりますけれども、その実態と実は面積的には少なかったんだということが、逆に言うと判明したということと言えるかもしれません。

以上であります。

2番（横谷 巡君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- - - - -

日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 専第4号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）について、1点だけ質疑をいたします。

これはこの介護保険事業だけではありませんけれども、5ページの歳入のところ

に普通徴収保険料33万5,000円の減、滞納繰越分普通徴収保険料3万6,000円の減があります。現在のところと言いますか、どれほどの滞納、あるいは収入未済があるか、質疑をいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

普通徴収保険料につきましては、27年度の滞納額が43万7,000円程度あります。27年度以前ですね、滞納繰越分のほうが72万6,000円程度となっております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） つい何日か前の新聞報道等によりますと、五木村はすべての税目について、100%完納ということであります。村長のその100%収税徴収に対する心意気が思いを答えていただきたい。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） これは税もでありますけれども、いわゆる徴収については、きめ細やかに行っているところではあります。他町村が云々というというのは置いて、やっぱりその人に会いながら、何度となく納税計画といいますが、徴収計画について相談しながらやっているということであります。その税の収納については、介護保険のみならずですね、調定が下がると徴収率が下がるという面白い現象も起きてきているというのは、やはり世の中の景気に左右されるんだろうということが予想されるということであります。従いまして、本当に余裕がなくて払われないう人というのが、要するに所得が下がっているというようなことでありましょうから、そういう方々もおられる中における徴収業務を行っているということであります。

ただ、基本的に不公平があってはいけないということでありますので、一昨年度よりも昨年度は徴収率は上がっているという状況でありますけれども、さらに担当課と協議しながら、その対策を立てていきたいと思っているところであります。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算  
（第4号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村税条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第8 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第9 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認

を求めることについて、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

- - - - -

日程第10 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、本案は人事案件でありますので、当人を除席し、退場を求めます。

[ 除席者退場 ]

議長（秋丸安弘君） それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決をしたいと思います。賛成の方は起立をお願いします。

[ 賛成者起立 ]

議長（秋丸安弘君） 全員賛成ということで可決いたします。

除席者の入場を許します。

[ 除席者入場 ]

- - - - -

日程第11 同意第4号 山江村教育長の任命に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、同意第4号、山江村教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[ 賛成者起立 ]

議長（秋丸安弘君） 起立全員で可決いたしました。したがって、日程第11、同意

第4号、山江村教育長の任命に関する同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

- - - - -

日程第12 議案第38号 山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、議案第38号、山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 議案第38号、山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結について質疑をいたします。

開札調書を議会に配付される考えはありませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 開札調書は、誰でも見れるように備えてありますので、どうぞご覧いただきたいと思いますが、「開札調書を議会に配付するという理由をお聞かせ・・・」、自由に見ていただくようになっておりますので、自由に見ていただきたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 質疑では自己の意見を述べてはならないとなっておりますけれども、ちゃんと審議するために必要ではないかと思って聞いたところです。それでは、質疑を続けますが、例えば事業量が書いてあります。親局設備や戸別受信機とか、これの事業量といいますか、戸数はどのようになっていますか、すべて。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

親局の設備でありますけど、1施設ですね。それから遠隔制御設備1施設、中継局設備1施設、屋外局が23局です。戸別受信機が1,300です。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） これまでも防災行政無線については、聞こえにくいとか、特に屋外のアンテナちゅうのかな、屋外スピーカーかな、聞こえにくいという声がありましたが、そのことには、どのような配慮をされたかをお聞きしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 今回、山江村防災行政無線をデジタル化するという予算を組ま

せていただきました。これはデジタル化の予算がいわゆる起債が本年度で終わるということに伴いまして、駆け込みといいますか、急遽その予算を組ませていただいたということでもあります。

ご案内のとおり、工事費がかさむというか、3億円近い予算を組んだと、予算は3億5,000万円組んでおりますけれども、ということもありまして、十分に住民の方々の意見を吸い取ることができたのかということについては、非常に疑問に思っておりましたので、現在、行政の懇談会を始めております。その懇談会の中で防災行政無線のデジタル化の工事について行うから、現在ある聞き取り、ちゃんと聞こえるかというような情報を役場のほうに意見を聴取しながら、全体的な工事を完成させたいと思っていますところであります。地区によってはですね、高低差があって、隣の地区の防災行政無線しか聞こえないというのもありますし、戸別受信機が聞き取りづらいというのもありました。現在故障しているというのもありましたので、故障については、現在取り替えるというようなこともしております。そういうことに対しまして、予算は若干残っておりますので、聞き取りにくいということであれば、よその地域の違う地区のために向け直すといいますか、新たに設置するというようなことも考えていきたいと思っております。加えて、今回は一度放送した分を再度聞き直すというようなことができるということでもありますから、外に出て聞き漏らした方々は屋内に家に帰って、またその内容について聞き直して確認をするというようなこともできるということでもあります。そういうことでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 予定価格と最低価格は幾らでしたか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

予定価格が3億551万6,880円で、最低価格がここに書いてあります、これは税込みでありますけれども、2億7,054万円となっております。

10番（松本佳久君） 最低入札価格がですか。質疑を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第38号、山江村防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第13 議案第39号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

このことは、平成30年度に国民健康保険を財政運営の都合から都道府県へ移行すると、30年後には、もうこの国民健康保険が県に移行するというふうになっています。非常に我が村にとっても医療費が高うございまして、健康保険税は高額な住民負担をお願いしているところでございますが、これが県に一本化されたとき、一元化されたときに、分母が大きくなりますので、人口が多くなるということで安くなる傾向になるのか、また、市町村それぞれ健康保険税は事情があってバラバラでございまして、高いところ、低いところありますから、その点はどうか、一緒になったときのメリットとか、今までの市町村の実態をどのように捉えるのか、そういう点がわかればお願いをしたいというふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今回の提案につきましては、平成30年度に国民健康保険の財政運営が県へ移行するというところで提案させていただくものでございます。一番最初に、県下で全体で上がるのかどうかということですが、各市町村の国保運営の財政状況に応じての税率になっております。

当村の場合におきましては、27年度がまだ調査中でございますので、26年度の実績で申しますと、9,480万円ほどが不足、税で賄うという形になっております。従いまして、その分におきましての税率を一旦計上させていただきまして、それから本来の今回提案させていただきます税率に出しておるところでございます。被保険者の最小限の負担におきまして、お願いをいたしたいと思っております。県下一斉、30年度に税率が上がった場合におきましては、現在の税率でいきますところの約1.4倍ほどの増加になるかと思われまます。まだですね、本来であ

れば4月の末日、もしくは5月の上旬ほどに県より30年度の税率が提示される予定でしたが、今回の震災によりまして、いまだ提示されていない状況でございましたので、独自で計算をいたしました税率から導いた税率を今回提案させていただきます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 補足させていただきますけれども、県下一斉になった場合のその要するに保険税を支払っている方々が税金が上昇するのか、下降するのかというのは、今から待たれるところだろうと思います。今回の震災の影響によりまして、税率が県からまだ示されておりません。

山江村の場合は、給付というのか、病気1人当たりの医療費は高いわけでありますから、単純に考えますとですね、安くなるはずではありますけれども、その税率等々の関係もあって、今後のいろんな推移を見守っていきたいと思うところであります。ただ、私自身としては山江村に住もうが隣の相良村に住もうが人吉市に住もうが、病気の方々は病院を自由に選べるわけであります。もちろん熊本市内の大きな日赤、熊大病院等々も選べるわけでありますので、一律の税率の方向でいいのではないかとはいっているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 私もですね、県が一本化するのならば、やっぱり税率等も一緒でもいいかなと思うんですけれども、今、課長の答弁で市町村の実態に合わせた税率ということになればこれは上がりますよね、はっきり言って。そういうことを踏まえて30年度、今年から段階的に保険税を上げておかないと、また来年するとまた一、二年になりますから、上がったときに住民に大変な高額な負担を強いられるということですかね。その点をちょっと。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

確かに30年度というゴールが決まっておりますので、30年度をゴール地点と考えますと、28年度、29年度、30年度で3回の段階を考えているところでございます。今回を逃すともう2回とか、また30年度となると、そのときに一回限りしかございませんので、今回提案させていただきました。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） この健康保険税は、非常に住民の負担に関係することでもございますが、球磨郡市10市町村あります。同じ地域としてその動き等がわかれば、

把握されていれば教えてください。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

管内の状況でございます。管内で今年度税改定を計画している町村につきましては、5市町村でございまして、人吉市、錦町、湯前町、五木村、それから当村でございます。税率につきましては、現在の税率でいきますと水上村、球磨村に次ぐ、当村は3番目に低い税率でございます。

以上でございます。

2番（横谷 巡君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をいたします。

まずもって、今回改正案が提示されておりますけれども、現在の被保険者数、それから国保の医療給付費、概算で結構です。それから今回提案されました税率の上昇率ですね、これの思案をいただいているんですけども、ほかに積算の事例がなかったのかですね。今回の場合は、平均でいきますと、実際は5.6%上げなきゃいけないのに、2.4%ぐらいの平均で上げてあるわけですが、医療、支援、介護、それぞれ上げてありますが、その点の上げ方のほかの積算方法はなかったのかですね。

それから、もう1点は、均等割、平等割あるわけですが、均等割の場合に、今回は2人世帯ということで所得150万円で見えておりますけれども、実際この世帯が山江村の場合は多いのかですね。人口構成が多い家族の形態が多いのではないかなというふうに思いますが、その点。それから、もう一つは、介護分とそれから支援分については、子どもの分の均等割は出てこないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、給付関係の件につきまして、お答えいたします。

被保険者数の数ということですが、平成27年度は952名となっております。年々減少の傾向にあります。27年度の保険給付費の総額ですが、3億3,389万3,838円となっております。昨年度より減少はしておりますが、被保険者数も下がっておりますので、1人当たりの医療費のほうは上がっているということになります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

まず、世帯数人員等でございますが、医療分、後期分につきましては、350世帯が所得割で見えております。それから均等割につきましては、人員が1,100名の世帯数を600世帯で見えております。それから介護分につきましては、190世帯が所得割で見えております。均等割、平等割につきましては、420名の330世帯で見えております。

今回、税率を改定するに当たりまして、いろんなパターンを計算をしております。今回提案する税率に至った経緯といたしましては、先ほどもお話ししましたとおり、30年度に県から税率を求めてくるわけでございますが、ただ震災の関係でまだ税率が発表されていないということでしたので、うちのほうで独自に30年度のゴールの税率を出しまして、それを30年度にかかる税率と仮定をいたしまして、税率を一旦たたき出しまして、それから検討に入ったわけですけれども、2分の1の軽減でした場合、今回3分の1にした根拠でございますが、先ほど申しましたとおり28、29、30ということで、3年間、段階的に行えば少しでも被保険者の方の負担が軽減されるのではないだろうかというところで、今回の税率で提案をさせていただきました。子どもさんにつきましても、平等割の中には入っております。

8番（中竹耕一郎君） 介護医療支援も。

税務課長（山口 明君） 介護は入りません。後期と介護につきましては、該当者のみの。

8番（中竹耕一郎君） 子どもは入らない。

税務課長（山口 明君） はい、入らないということです。以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 概ね30年度をですね、目標に設定されているとは思いますが、確かにですね、今回この医療費については1.6%、それから支援分については0.4%ぐらいのアップ、介護分については0.4%のアップということで積算をしてありますが、なぜもうちょっと早く提案をしていただけなかったかなというふうな思いがあります。というのは、要するにもうタイムリミットだということで、今掛けていかないと間に合わないというような状況になってると思うんですよ。だからもう少し早くしていただけなかったかなということを考えました。

いずれにしても、この1,500万円を補填して、第3段階でもっていこうというふうな心づもりだろうとは思いますが、大変厳しい状況の中にあります

のですよね、その辺、慎重に進めていただきたいなということを思って質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

まず、いただいた資料等を見ますと、二つ案が示してありまして、第2案のほうを今回提案してあるようでございます。例えば、国民健康保険には、医療分と後期高齢者支援分と介護保険分とがあるわけですけど、その医療分の所得割額を10%を11.6%にするとか、医療分の均等割、これまでこれは1人当たりだと思えますが、2万2,500円を2,500円アップして2万5,000円にすると。平等割、世帯別割を3万円を3万2,000円にするというような案のようであります。支援分、介護分もそれぞれ上がっております。平成27年度末のこの保険税収といたしますか、それが7,161万何千円と出ておりますし、今回の値上げ分が認められれば、7,964万円、約700万円アップされるという、この理解でよいのかということと、28年度国保会計予算では、国保財政調整基金から2,000万円を予算に組み入れてあります。ですから、そこの括弧書きで1,500万円ほどの不足ということで、2,000万円を充てるとして、そのままうまくいったとして、基金はもう500万円しか残らないようになるのか、今回の値上げ分が700万円なのか。それから医療費が高騰せずうまくいった場合の基金残高は500万円となるのか、この点についての確認を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

先ほど申されたとおり、27年度末で歳入が7,260万円ほど入っております。こちらにつきましては、現年度の保険税の税収が95%の収納率となっております。それから、今回提案しております税率についての試算でございますが、この95%が出る前の段階で試算を行っておりますので、94%で計算をしております。従いまして、7,964万5,000円で計算しておりますが、これからまた1%ほどの増収が見込まれると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 私のほうからも補足してといたしますか、説明させていただきます。

今回の療養給付費が3億4,700万円であります。議員おっしゃるとおりであ

ります。法定内繰入金は3,197万6,000円行っております。それで足りない分が9,480万円でありますから、その分をそのまま計算した場合は、上の表になってしまうということですが、その緩和策として、基金がありました2,000万円あるうちの1,500万円を使わせていただくと。残りは500万円であるということですから、来年は500万円しかないということであります。来年まで当然、山江村の責任でといたしますが、山江村でまたこの国保特別会計を組むわけでありますけれども、ただ、その経緯として、どうしても私自身足りないだろうと、500万円です、という気がいたしております。これも基金として、法定外に5,000万円ほど一般会計から24年に繰り入れてあるのが今、村民の方々の税の負担を軽減してきたというような経緯であります。ということですから、30年度の様子を見ながらですね、また一般会計より国保会計のほうに基金繰り入れるというようなことが起こり得るのかなという気がいたしております。

そういうことも考えますと、いわゆるこの9,480万円というもの、その以前に療養給付費の3億4,700万円という数値をいかに下げるか、要するにいかに健康である人たちをつくるのかというようなことが求められていることでもありますので、予防医療に力を入れなくてはいけないということでもありますし、もちろん健診もそうありますが、課長言いましたとおり、税収の徴収についても、しっかりやっていきたいというようなことを、今後の見通しとして考えているところであります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま村長は、平成24年の一般会計からの5,000万円繰り入れの例なども挙げられました。先ほど私たちが可決した専第1号、平成27年度一般会計補正予算（第8号）でも、1億9,900万円の予備費があります。約2億円の恐らくこれは2億円近い繰越金になるのではないかと考えておりますが、そのような中から一部を国保会計のほうへ特別に積み立てる考えがあるのかなのかというのが一つと、今回値上げしたときの最高税額は幾らになるのか、それから平均的な真ん中ぐらいの税額はどれくらいになるのか、試算があればこの2点をお答えいただきたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。

今年の繰り越しによる残りがですね、1億8,000万円くらいあります。従いまして、ただ1億4,000万円財調から繰り入れておりますので、純然たるものはですね、4,000万円ということになるわけであります。ただ、30年度のその県下一斉の広域連合による運営替え、またその税率がまだ示されておられないの

で、急激な変化がなきようにしっかりと対策を打っていきたいと思っております。

そのためには、今年の繰り越しの分から、国保会計の基金への基金積立に対する繰り入れも考えなくちゃいけないだろうということを考えております。また、税額については、税務課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今回の税率を算出するに当たりましては、平均の平等割の世帯数及び一世帯当たりの課税標準額で積算しておりますので、最高額等の手元に資料がないというのと、28年度の金額の本算定がこれからということですので、まだ算定しておりません。27をちょっと後ほど報告したいと思います。すみません。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 最高税額はわかるんじゃないかと思えますけれども、以上で質疑は終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第39号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

- - - - -

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、先ほどの議第 39 号の国保税の最高税額でございます。限度額の 89 万円となっております。ちなみに 2 世帯から 3 世帯ほどが該当するのではないだろうかということで想定しております。

以上でございます。

-----  
日程第 14 議案第 40 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 14、議案第 40 号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 14、議案第 40 号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第 15 議案第 41 号 平成 28 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 15、議案第 41 号、平成 28 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8 番、中竹耕一郎議員。

8 番（中竹耕一郎君） では、議案第 41 号、平成 28 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑をしたいと思います。

ページはですね、他愛ない質問かもしれませんが、歳入の中で災害見舞金が 10 万円入ってますね。8 ページですね。この災害見舞金は、どこからどういう主旨で山江村に入ったのか、当然山江村から出していくのが流れだろうとは思いますが、どういう根拠があったわけでしょうか。まず 1 点お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えします。

ご質問のこの 100 万円ですけれども、災害見舞金 100 万円ですけれども、こ

れは公益財団法人熊本県市町村振興協会のほうから入ってきております。この中身ですけれども、この災害見舞金につきましては、災害救助法の適用区域に指定された市町村に交付するというようになっておりまして、災害見舞金の額が1市町村当たり100万円ということになっております。今回、災害救助法の適用が熊本県全部ということでありますので、全市町村に100万円が交付されるということになります。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 災害がなくても災害救助法が県下一円設定されたということで、そのように解釈していいわけですね。入ってきたちゅうことですね。

それから、もう1点お尋ねします。今回、起債で5,480万円の補正を起債、歳入変更が出ておりますが、今回、社会資本整備の補助金が国庫補助が交付金が落とされて起債に回ったんだろうというふうに思います。これは率の改正でそういうふうになってきたんだろうと思うんですが、起債はもちろん返さなければなりませんし、大体毎年度ほとんど変わらないぐらいの起債で、2億円から1億8,000万円、26年度で1億9,000万円ですか、27年度で1億8,000万円、今回だけがもうすでに当初で6億3,000万円、それに合わせて今回5,480万円の追加をされているわけですが、今回特に前年度に比べると約13%ほどアップした起債の変更がなされています。もちろんこれはデジタル化無線の工事費等も入ってくるわけですが、返済していくのにですね、恐らく3年据え置きで12年で返すんですかね、というふうなことになると思うんですが、後々温泉の開発とかですね、もちろん泉源を掘ったり、老朽化した施設の改築等も出てこないとも限りません。耐震も出てくるかもわかりません。その辺を見ますとですね、もう起債ももちろんまだ数値範囲内ではありますけれども、公債費比率も、その辺の見方はどういうふうになりますか。あと返済可能で、後々またどんな借りの状況なのかですね、その辺の見通しをお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えします。

今回の増額分でありますけれども、社会資本関係の整備交付金のほうが、当初見えておりました村営住宅建設事業費でいきますと5,504万8,000円以下、実際交付額が4,558万円ということで、減ったということで、その分が起債のほうが増えたということでもあります。

それともう一つは、事業会計のほうですけれども、これは区域拡張工事で、当初国の補助を740万円見えておりましたけれども、実際は補助金のほうが360万7,000円ということで、交付決定がなされたということで、事業費残が1,18

0万円ほどになりましたので、それを過疎債とその他の起債ということで、簡水債のほうで借りるということになりました。

今後の返済の見通しということでありますけれども、一応返済のほうはここ4、5年がデジタル無線のほうで増えると思いますけれども、返済のほうは徐々に、ピーク時は4、5年先かと思っておりますけれども、それ以降は徐々に減っていくのではないかとこのように考えております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。

今年度は特に社会資本整備総合交付金という社交金と言っておりますけれども、その額がですね、実は大幅にカットされたと、国交省のほうでありました。その情報を得ながら、国のほうに要望等活動等をやってきていたわけですが、予想どおりの社交金の額が少なかったということであります。

その分、社交金が切られた分だけですね、起債に回さざるを得なかったということでありますけれども、その分については、過疎債と、要するに交付税見返りの70%であります。先ほど総務課長が言いました簡水債のほうにつきましてもですね、過疎債も簡水債は交付税の見返り50%でありますけれども、有利な起債であります過疎債、交付税の見返り70%でありますから、そういう運用をさせてもらいながら、今回の事業を遂行したいということであります。

社交金につきましては、実は今のような状況でありますので、辞退する市町村が出てきたという情報が入っております。その分は新たにまた配分されるということでありますから、その分については、この起債は減っていくということになるというようなことではありますけれども、いわゆる起債も交付税が返ってくる以外の分については、役場の借金で、山江村の借金でありますから、制限起債率、また将来の負担率等々十分に数字を目配りしながら、健全な財政運営に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 起債についてもですね、そういうふうに過疎債相当、それから交付税等で措置されると思いますが、社会資本整備総合交付金がそういうふうにカットされることで、非常にこう注意しながらですね、しっかりした運営をしていただければというふうに思います。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 議案第41号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

先ほど来、中竹議員からも主に起債の件についての質疑がありましたが、私からもお願いしたいと思います。まず、一つは公営住宅起債、これを当初で6,300万円見てありましたが、今回1,230万円増加して、総額では7,530万円になるんだろうと思います。もう一つのほうの社会資本整備総合交付金、これはどの起債、例えば過疎債とか、臨時財政対策債とか、どの起債を借りられる予定ですか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

今回増額しました道路橋梁費の道路新設改良費の社交金のうちの起債ということによろしいですか。

10番（松本佳久君） 4,000万円ぐらいある。

建設課長（白川俊博君） 4,250万円、その内訳につきましては、過疎債も借入れしますし、公共事業等債を減額しまして過疎債を増額し、今回計上しました4,250万円となっているところでございます。今回、過疎債の増額分が4,380万円、公共事業等債を130万円減額をいたしております。その分で合計の4,250万円ということでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） そして同じく起債償還計画についても、先ほど総務課長答えていただいたとおりでありますけれども、昨年の監査委員の決算審査意見書、昨年9月に私たちも決算を認定しておりますけれども、これの28ページには、一般会計今後10年間の起債償還計画というがあります。大体ほぼ毎年3億円の元金と利子を3,600万円とか3,200万円とか、何も事業をしなければどんどん減っていくようになっておりますが、先ほど来の答弁のように、どうしても仕方がない事業ということで、デジタル防災無線やまた今回の社会資本整備総合交付金事業等々で、起債残高は膨らむだろうと考えております。今回の増額分を見れば、恐らく28年度末の見込みの起債総額は35億円程度になるのではないかと私の計算ではなっております。もう一度、その起債償還計画、ちゃんと十分に返していけるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） それでは、暫時休憩したいと思います。再開を11時45分にしたいと思います。

-----  
休憩 午前11時35分

再開 午前11時43分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

今回の起債額4,000万円ちょっとを加えないところでの償還金の推移のほうを一応出しておりますけれども、28年度が償還額が3億181万円、33年度が3億2,528万5,000円というふうに見込んでおります。その後は、徐々に減りまして、34年度が2億7,117万2,000円、その次が2億6,600万円ということですと下がっていくわけですが、今回、総合管理計画というのをつくりまして、施設の改修とかにつきましては、この管理計画によりまして、平準化を図るということですので、起債のほうはですね、増えていかないということで考えております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） すみません、追加して私のほうからですが、議員お持ちでありました山江村監査委員から出されております26年度の意見書の中身を拝見しますと、公債費比率はですね、26年度が最新であります2.5%、これは22年度の5.9%から下がってきております。また、実質公債費比率等々の数値が出ております。県内での市町村財政運営比較表あたりが出ておりますけれども、これを見ても山江村、8.3%ということでもありますけれども、45市町村のうち、いいほうから14番目ということでもありますから、非常に健全な財政であると言えようかと思えますし、今、総務課長申し上げましたとおり、将来的に財政運営の負担にならないようなことで運営していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 今、村長が申されました昨年9月の決算審査意見書、監査委員は赤坂議員と代表監査委員は木下代表監査委員ですが、その結びの最後のところにもですね、健全で持続可能な行財政基盤の構築に取り組み、村民の福祉の増進と安心して暮らせる山江村づくりに、より一層努めていきたいと念願し、平成26年度の審査意見とすると書いてありますので、これをよく読んでくださいますようお願いいたします。

それですね、もう1点質問があります。これは補助金を獲得された事業であります、歳入の8ページに教育費県補助金、地域未来塾ICT機器整備事業費補助金225万円が上がってきております。歳出のほうでは16ページに、地域未来塾ICT機器等備品購入費228万5,000円ですか、このうちの225万円は、県の補助金ということで計上してありますが、これはどこで何をされるのか、質疑をいたします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

まず、地域未来塾事業というふうに記載しておりますが、これにつきましては、経済的理由や家庭の事情によりまして、また家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない小中学生等に学習機会を提供すること、それから、休業期間中の放課後や長期休業中に復習を中心とした学習機会を拡充することなどを目的といたしました国の事業でございます。

山江村につきましては、平成24年度から実施しております村営学習塾、これです。この地域未来塾事業に振り替えまして、平成27年度から実施しております5年間の事業でございます。今回の予算につきましては、ICT機器を整備するための予算でございます。現在受講しております中学校3年生を対象に、iPad45台を購入しまして、事業に活用するものでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 山江村は早くからICT教育にも取り組み、今や全国的にも有名だろうと思います。村長は先般、全国大会のパネリストか何かで発表もされたということでもあります。

そこで、これまでのICT教育の取り組みや今後の展望、そのほか学校教育や社会教育全般について、このようにしたい、あるいはこのようにするべきだという意見があれば、教育長にもお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（秋丸安弘君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 2010年からこのICT教育に本村は取り組んでいます。

10年というスパンを計画しまして、2020年までということで、村内3校で研究を進めながら、ICT教育を推進しているところです。ちょうど半分を過ぎて、折り返しをしたところでございますが、まだまだ未来の道具でもあります。どういう活用をしていったらどういう学習効果があるかというのは、今からもろもろやっぱり検証をしていく必要があるだろうという具合には思っています。ただ、村長も1日目にお話されたように、私も山江村はICT教育では全国でも先んじているやっっているつもりでございます。先頭を走っているといいますが、先頭を走っているがゆえに、まだまだもろもろのことが見えない中で施行しなければならないというところもあります。今年度も11月11日に3校揃って研究発表会をする予定でございますが、一つはですね、3月の議会でも申し上げましたように、万江小と山田小をつないで、テレビ電話をつないで授業をするというのも今後の方向性としてあるのかなという具合に思っています。11月には、まだ予定でございますが、万江小の1年生は1人でございます。1人でなかなか学習しづらいという面を山田

小の1年生とテレビ電話でつないでですね、そしてお互いに良さを伝え合いながら授業を進めていくという、これからの授業じゃないかなというふうに思っています。そういったもろもろのことが、今後いろんなところで予想されますので、そのことを先んじて取り入れながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 質疑では自己の意見を述べるなどと言われておりますが、今日の山江村のICT教育のこの先進性、すばらしさは、大平教育長の努力の賜だと感謝しております。ありがとうございました。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 議案第41号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。4ページの債務負担行為、エスコ事業、平成28年度から40年度の12年間、そして10ページの財産管理費委託料、エスコ事業委託料136万円というふうにしてあります。私もこの予算書をもらいましたときに、エスコって何かなあ、エスコって初めて聞くよなあということでした。そしてところがエネルギー・サービス・コンパニーという制度だということをお聞きしました。これについて、内容を説明いただければというふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

この事業ですけれども、省エネ改修に係るすべての経費を光熱費の削減分で賄うという事業でございます。この事業では、役場庁舎、エアコン16台を新しくしまして、維持管理までを現在支払っている電気料で賄うという事業でございます。12年間の事業ということで、このエアコンですけれども、平成11年に庁舎のエアコンを更新しておりますが、7台で1,197万円、17年ほど経過しているということで、相当古くなったということで、この16台ですね、単年度でこの16台を更新するということになると、2,200万円とか2,300万円とかいう一般財源を使うということになるということで、今から公営住宅、それから橋梁の整備という事業が続きますので、財源を考えると一度に2,000万円以上の予算を使うことなく事業ができるということで、役場にとってメリットのある事業だというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 要は、この役場の空調の経費が現在の経費でメンテナンス、更新することなく維持ができると、経費も軽減できると、12年間長いんですけど

も、12年後は経費は安くなりますよね、その点についてお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 12年後ということでありまして、28年度が136万円委託料として支払いまして、最終がですね、平成40年度、68万円ということで、それ以降は委託料が発生しないということで、それからはその分が安くなった電気料でいくということですので、経費のほうを抑えられていくということになります。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、経費削減ということで、いい取り組みではないかなというふうに思います。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第41号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第16 議案第42号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第42号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） 議案第42号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を質疑します。

ページはですね、一番最後の6ページになります。6ページに海外療養費不正請求対策事業業務委託料とありますが、これは何ですか。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

海外療養費不正請求対策事業業務委託料ということですが、近年、海外に旅行とかですね、渡航される方がいらっしゃいますが、各市町村の保険の運営主体になっておりますけれども、国保連のほうにですね、診療内容明細書等の翻訳、現地医療機関への文書紹介など、英語で書かれたものを不正に請求されていないかというのを委託するということであります。

7番（秋丸光明君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第42号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第17 議案第43号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第43号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第43号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第 18 議案第 44 号 平成 28 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第 1 号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第 18、議案第 44 号、平成 28 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第 1 号)についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第 18、議案第 44 号、平成 28 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第 1 号)については、原案のとおり可決決定することにいたしました。

- - - - -

日程第 19 議案第 45 号 平成 28 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第 19、議案第 45 号、平成 28 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第 19、議案第 45 号、平成 28 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 20 発委第 3 号 山江村議会傍聴規則の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第 20、発委第 3 号、山江村議会傍聴規則の制定に

ついてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第20、発委第3号、山江村議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

#### 日程第21 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、原案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

- - - - -

#### 日程第22 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたいという主旨の申し出がありました。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

-----

議長（秋丸安弘君） これで、本日の日程は終了いたしました。本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成28年第4回山江村議会定例会をこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

-----

閉会 午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員